平成28年第2回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月日	曜	種別	場所	開会時刻	摘 要
1	3月 9日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月10日	木	休会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	3月11日	金	休会	村内一円	午前 9時	・現 地 調 査
4	3月12日	土	休 日			
5	3月13日	日	休 日			
6	3月14日	月	休会	議会委員会室	午前 9時	・議案審議
7	3月15日	火	休会	議会委員会室	午前 9時	・議案審議
8	3月16日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	3月17日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	・一般質問
10	3月18日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号 3 月 9 日 (水)

平成28年第2回山江村議会3月定例会(第1号)

平成28年3月9日 午前10時00分開議 議

1.議事

1	. 議 事				
	日程第	1			会議録署名議員の指名
	日程第	2			会期の決定について
	日程第	3	報告第	1号	総務常任委員会委員長報告
	日程第	4	報告第	2号	経済建設常任委員会委員長報告
	日程第	5	報告第	3号	総務常任委員会委員長報告
	日程第	6	議案第	2号	平成27年度山江村一般会計補正予算(第6号)
	日程第	7	議案第	3号	平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
					(第3号)
	日程第	8	議案第	4号	平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)
				_	- /
	日程第	9	議案第	5号	平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
					(第2号)
	日程第1	0	議案第	6号	平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第
					3号)
	日程第1	1	議案第	7号	平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予
					算(第3号)
	日程第1	2	議案第	8号	平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予
					算(第2号)
	日程第1	3	発委第	1号	山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
					いて
	日程第1	4	発議第	1号	教育予算の増額と負担軽減措置の拡充を求める意見書案
	日程第1	5	発議第	2号	通学路の安全を求める意見書案
	日程第1	6	発議第	3号	少人数学級の推進を求める意見書案
	日程第1	7	発議第	4号	地方交付税の安定的確保を求める意見書案
	日程第1	8	発議第	5号	TPP協定大筋合意に関する意見書案
	日程第1	9	議案第	9号	山江村過疎地域自立促進計画の策定について
	日程第2	0	議案第1	0号	山江村行政不服審査会条例の制定について
	日程第2	1	議案第1	1号	山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等

		の交付に係る手数料に関する条例の制定について
日程第22	議案第12号	山江村職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第23	議案第13号	山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例の制定について
日程第24	議案第14号	山江村百寿祝金支給条例の制定について
日程第25	議案第15号	山江村保護林設置条例の制定について
日程第26	議案第16号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条
		例の制定について
日程第27	議案第17号	山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
		る条例の制定について
日程第28	議案第18号	山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第19号	山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正
		する条例の制定について
日程第30	議案第20号	山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
		運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第 3 1	議案第21号	山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
		設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
		係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
		を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第22号	山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
		定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第23号	山江村すこやか子ども医療費助成に関する条例の一部を
		改正する条例の制定について
日程第34	議案第24号	村道路線の廃止について
日程第35	議案第25号	村道路線の認定について
日程第36	議案第26号	人吉下球磨消防組合規約の一部変更について
日程第37	同意第 1号	山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山
		江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関す
		る同意を求めることについて
日程第38	同意第 2号	山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の
		指定管理者の指定に関する同意を求めることについて
日程第39	議案第27号	平成28年度山江村一般会計予算
日程第40	議案第28号	平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
日程第41	議案第29号	平成28年度山江村特別会計簡易水道事業予算

日程第42 議案第30号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

日程第43 議案第31号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業予算

日程第44 議案第32号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

日程第45 議案第33号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

日程第46 要望第 1号 第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字

溝の蓋設置についての要望書

日程第47 要望第 2号 人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草加工所の

建設についての要望

日程第48 議員派遣の件

追加日程第1 発委第2号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求め

る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	赤	坂		修	君	2番	横	谷		<u> </u>	君
3番	森	田	俊	介	君	4番	西		孝	恒	君
5番	立	道		徹	君	6番	谷	П	予示	ま之	君
7番	秋	丸	光	明	君	8番	中	竹	耕一	一郎	君
9番	秋	丸	安	弘	君	10番	松	本	佳	久	君

- 3.欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 議会事務局長 新山孝博君
- 5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長り	3 山	慶	治	君	教	Ĕ	Ī	長	大	平	和	明	君
総務課	長 豊	皇 永	知	満	君	税	務	課	長	褔	Щ		浩	君
企画調整課	長 は	比 田	愛	介	君	産業	Ě振	興調	長	蕨	野	昭	憲	君
健康福祉課	長引	z 山	辰	也	君	建	設	課	長	白	Ш	俊	博	君
教育課	長 山	ц П		明	君	会計	計會	9 理	者	中	Щ	久	男	君
農業委員会事務局	会 長 ^近	鱼田	教	文	君	代表	是監	查委	員	木	下	久	人	君

開会 午前10時00分

議長(秋丸安弘君) おはようございます。

平成28年第2回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

2月5日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。主な点だけを抜粋して報告いたします。

2月8日、子ども議会が本会議事堂で開催されまして、大変子どもの意見といた しまして、私たちも感銘したところでございます。将来は頼もしく思っているとこ ろでございます。

2月13日、14日、関東丸岡会が東京でございまして、これには東浦臼太鼓踊りが参加されまして、参加された人たちは初めての方もおられまして、涙を流して歓迎されておりました。今後ともこういう取り組みをやっていただければと思っているところでございます。

それと、3月5日、教育の集いがございまして、160名程度の参加者がございまして、議員の中からは、6名の方が参加されております。これは、今後の教育につきまして、いろいろ勉強することが私たちもありますので、末永く続けていただきたいと思うところでございます。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、例月出納検査結果報告書がお 手元に提出されております。

以上申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会、3番、森田俊介議員。

3番(森田俊介君) おはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会定 例議会の報告を行います。

平成27年度第4回人吉球磨広域行政組合定例会が、平成27年12月25日、

午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。第1、一般質問では、20番の小善満子議員、2番目に7番、西信八郎議員、6番、豊永貞夫議員、それから、1番、塩見議員が一般質問をされまして、それぞれ執行部の考えを問いました。

日程第2に、議案第18号、人吉球磨行政組合職員の再任用に関する条例の制定 については、可決されました。

日程第3、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告について、第31回から第33回の審議経過についての委員長の報告を受け、報告どおり全員一致、異議なく承認しました。

日程第4、委員会の継続審議については、議会運営委員会委員長の申し出とおり 決定され、閉会しました。

以上が、平成27年第4回人吉球磨広域行政組合定例会の会議報告をいたします。

続きまして、平成28年度第1回人吉球磨広域行政組合定例会が、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において、平成28年2月26日、10時に開催され、日程第1、会議録署名者名簿氏名、7番、西議員、8番、笹山議員、人吉選出でございます。

日程第2、会期の決定、2月26日から3月25日までと決まりました。

行政報告、日程第4、議案第1号、平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第3号) 日程第5、議案第2号、平成27年度人吉球磨広域行政組合人吉ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第1号) 日程第6、議案第3号、平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号) 日程第11、議案第8号、人吉球磨広域行政組合一般職の職の給料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決決定しております。

なお、日程第7、日程第8、日程第9、日程第10、日程第12号は、3月25日、執行部の説明を受け、質疑をし採決するものとしております。また、3月25日が一般質疑になっております。

以上で報告を終わります。

議長(秋丸安弘君) 次に、人吉下球磨消防組合議会、10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) おはようございます。

平成28年2月、第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されておりますので、その報告を申し上げます。

日時は、去る2月25日でございました。場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場であります。当日傍聴者が7名いらっしゃいました。

はじめに、この組合の代表管理者である、本村の内山慶治村長よりあいさつがありました。以後は日程順に進み、議案は条例関係3案、予算関係2案で、いずれも原案どおり可決決定しております。このうち議案第5号、平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計予算について報告をいたします。

歳入歳出予算の総額は、9億8,018万7,000円です。このうち山江村の消防費負担金は7,046万5,000円であり、その他のデジタル無線整備事業ほか起債償還負担金、また、救急特別交付税交付金等を合わせて858万4,000円、すべてを合わせまして、山江村の負担金は7,904万9,000円となっております。本年度の事業として、高規格救急車、タンク付消防ポンプ車、各1台を購入します。

開けていただきますと、昨年1月1日から12月31日までの災害出動概要を記載してあります。右上のほうに総出動件数3,165件と書いてありますが、これは年々増加傾向であります。上のほうに書いてあります火災出動に関しましては、管内で26件、このうち山江村は5件でありました。救急出動につきましては、中ほどに書いてありますように、2,764件、このうち山江村は118件でございました。

以上を申し上げ、報告に代えさせていただきます。

議長(秋丸安弘君) 以上で、一部事務組合の議会の報告が終わりました。 それでは、村長から行政報告の申し出があっております。これを許します。 村長。

村長(内山慶治君) 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、ここに平成28年第2回山江村議会定例会を開催いたしました。議員の 皆様には全員ご出席いただく中に開催できますことを、心から感謝を申し上げま す。

それでは、まず先般の臨時会後の行政報告を申し上げたいと思います。主なもの のみ申し上げます。

2月5日でございます。山江村地域問題に関する懇談会、商工費会主催によります意見交換会でありますけれども、が開催されております。商工会員に委託しておりましたプレミアム券、商品券の発券についてのテーマで意見を交換しております。

2月8日、先ほど議長も言われましたけれども、子ども議会が開催をされます。 社会科の授業とリンクをさせながら、しっかりと勉強されながらの一般質問であり ました。先般、教育の集いが開催されましたけれども、その子ども議会で一般質問 しました中村君は、将来は役場職員になりたいんだ。いろんなことを勉強しなが ら、村長、県知事になっていくんだと、会場がどよめきが起きましたけれども、非 常に具体的なことで、子どもたちがしっかり学んでいるというようなことが、確認 をしたところであります。

それから、2月13日、14日は、関東地区丸岡会に出向いております。90数名の参加でありましたけれども、議長から申されるとおり、東浦の太鼓踊りが会場で披露されまして、涙を流される東浦出身者の方もおられました。東浦太鼓踊りの方々も相当練習をされながら、本当一糸乱れずの演奏といいますか、演舞で、非常によりよき交流ができたというふうに考えております。

2月16日は、第1回目になります山江村総合公園建設検討委員会を開催をしております。もろもろと意見が出ました。特に子どもを持っていらっしゃるお母さんの委員の皆さんから、いろんな意見が出たところでもあります。

そして2月17、18に両日にかけまして、国土交通省に要望をしております。 これは五木村長の呼びかけによりまして、国交省のいわゆる社交金の配分が、どう も弱いらしいというようなことの情報の中で、しっかりと社交金の要望をしてきた ところであります。山江村は特に今回は、下の段の橋を架け替えるピアを造るとい うような社交金での予算もあるわけでありますので、しっかり要望しました。

この要望会には、人吉市長も同行をされております。人吉市長と球磨郡の町村会合同でやったわけですけれども、市長と町村会がこのような形で合同要望するというのは、私の記憶では初めてであります。ある意味では、本当に人吉・球磨一体となりながら、いろんな声をあげていくということを実感した要望活動でありました。

それから、18日は、私、その足で、長野県小布施町のほうに向かいました。友好姉妹都市の話し合いをしてきたということでありますけれども、市村町長ほか副町長、総務課長、企画課長参加されながら、今後の進め方について協議をしたところであります。今後、議会の皆様方もいろんな形でですね、またお世話になろうかと思いますし、友好都市が締結されたということであれば、予算化あたりにつきましてもお願いするというようなことになるわけであります。いずれにいたしましても、地方が、小布施町、非常に120万人の観光客が入り込みます地域づくりの先進地でありますが、地方が抱えます根本的な課題は同じでありますので、より良き、また活発な交流ができながら、それぞれの活性化につながっていけるような取り組みになればと思っているところでございます。

それから、2月22日につきましては、下村シェフの特別講演会ということで開催をしました。これは国の活性化の予算を使いながら行ったということであります

けれども、下村シェフにつきましては、ケーブルテレビ等々で流れておりますけれども、東京六本木に店を持っておられるミシュランの二つ星のシェフでございます。私もちょっとおじゃまをさせてもらったということでありますけれども、非常に創作的なこだわった、また見栄えのいい料理を出されるというところであります。

なぜ下村さんが山江に来たのかということでありますけれども、下村シェフは、 JR九州のななつ星のですね、デザートとして、山江栗を使ったデザートを出され ておりますし、また、JALの国際線に山江栗を使ったスイーツを出されておられ る方であります。そういうつながりもあるということでありますし、今後、山江村 の栗を使った、またもろもろの特産品を使った商品開発、また、山江村の食材を使 った、そのレストランでの食事提供ということも期待をされるわけでありまして、 そういうおつき合いを今後していけたらなということを考えているところでありま す。

2月24日は、株式会社「やまえ」の経営状況調査をコンサルにお願いしておりましたけれども、結果の事前説明会に私、熊本市のほうに出向かっております。

それから、2月26日、移住・定住の促進委員会を開催をいたしました。具体的には、各委員による各地域の空き家調査を徹底してやりながら、いろんな情報収集をしながら、また空き家の活用についての情報を整理していくというふうに決まったところであります。

それから、2月29日には、財産審議会を開催しました。これは西川内の村営住宅の用地の価格につきまして、諮問をいたしまして、ご報告をいただいたところでありまして、今後、西川内の村営住宅地につきましても、用地交渉を始めるということになります。

3月4日、株式会社「やまえ」の取締役取締役会を開催いたしました。

それから、3月5日、第1回目になりますけれども、山江村教育の集いが開催を されております。

そして、3月6日でありますが、今年4月1日から、学芸員を非常勤として雇用することにしております。日本遺産の絡みもありますので、山江村のもろもろある歴史文化遺産、また史跡等々につきまして、綿密に調査を行いまして、また、組み立てなおして観光に利用したい。また、発信もちゃんとやっていきたいというふうに考えているところであります。

そして、昨日でありますけれども、3月8日でありますが、万江地区の農地及び担い手の方々による意見交換会を行わせてもらっております。これは、いよいよ万江地区の集落営農といいますか、農業法人化に向けて、万江地域の農業のことを、

万江地域の皆さん方でしっかり考えていきましょう。万江地区の農業をどのように考えるかというテーマの中での話し合いをしながら、3月末に向けて、万江地区全体でのワークショップを開催することで決定をしております。もろもろの意見が出てくるというようなことが予想されるわけでありますけれども、より良き方向に、特に法人化につきましては、高齢化がますます進む中において、必要不可欠だと思うわけでありますので、良い形としてのそういう法人化の実現ができたらなというふうに考えているところでございます。

それでは、今回は、平成28年度の当初予算を提案させてもらっておりますので、その内容について、また、考え方について、若干の施政の方針について申し上げさせてもらいたいと思います。

まず、国の予算でありますけれども、平成28年度予算は、総額96兆7,218億円というふうに決定をされております。今までにない多い予算がなされたということでありますが、特に、山江村に関係ある地方財政への対応でありますが、地方交付税が15兆2,811億円、これは2,547億円の減であります。1.6%減というようなことであります。

従いまして、今回、提案します一般会計予算につきましては、 1,450万円の 影響を考えながら、減額の歳入予算を組ませてもらったということであります。

そしてもう1点は、一億総活躍社会が叫ばれる中にあって、地方創生関係予算も 実は一億総活躍社会の中に組み込まれているわけでありますけれども、一億総活躍 社会、いわゆる福祉の対策をしっかりしていくんだというようなことの中に、子育 て支援策としてのもろもろの施策、特に出生率を1.8に伸ばすんだ。それに直結 させる施策が出たところでありますし、介護福祉サービスの人材確保、施設の整備 等々の予算も組まれております。介護離職者をゼロにするんだというような施策が 打たれたところであります。これにつきましても、おって平成28年度予算の中に 組み込まれているところであります。

それから、地方創生関連でありますけれども、本格的な展開がしますということでありますが、新型交付金として、地方の先進的取り組みを支援する予算として、1,000億円が組まれました。ただ、これは2分の1の補助でありまして、昨年のようなまるまるの交付金ではないというようなことであります。ただ、まち・ひと・しごと創生事業費は、総額で1兆円ほど組まれておりまして、全国のまち・ひと・しごとに向けた取り組みとして、この予算の取り合いといいますか、獲得を各町村ともやっていくということになろうかと思います。

受けて山江村の新年度予算での対応でございます。昨年度から始めた事業をしっかり加速化させていきたい。特に山江村まち・ひと・しごと総合戦略を軸に予算化

をしておるわけであります。この地方創生関連のいわゆるまち・ひと・しごと総合 戦略関係の事の始まりにつきましては、いわゆる地方消滅、山江村も将来消滅して しまうんだというような、消滅論が出ていることに対することから起こってきたわ けでありますけれども、その消滅論に負けない人口減少問題につきまして、対策を 打つ必要があるということであります。

先般、平成27年度の国勢調査の結果が出ました。山江村は3,424人という数値が出ております。5年前が3,681人でありましたから、257人の減少であります。球磨郡全体を見てみますと、5年前の5万9,116人から、今回5万4,957人でありまして、4,159人の方が減少しているという状況であります。人吉が3万5,611人から3万3,891人、1,720人減少したということでありますから、人吉・球磨の合計が、9万4,727人から8万8,848人、5,879人が減少したというようなことであります。

この5,879人といいますと、人吉・球磨にとりましては、山江村と水上村がなくなったという減少の数であります。急激な人口減少が進んできたということでありますけれども、この理由は、生まれる子どもの数より、亡くなられる人が多いということと、この地域に入ってくる人より出て行く人が多い。自然減と社会減の相方が相まって人口が減少するということであります。山江のみならず、やっぱり若者が、自然減、社会減を食い止めるためには、若者が山江村に、この地域に残る施策が求められているんであろうというふうに考えます。そのためには、働く場を、やっぱり仕事の場をつくらなくちゃいけない。農林業の法人化による、新しい雇用の場をつくるということもありますけれども、今ある産業をいかに守っていくかに加えて、特効薬である企業誘致につきましても、検討を加えていきたいと思っているわけであります。

と同時に、その仕事があるから若者が残るんだというような考えは、短絡的でもあるわけであります。何と言いましても暮らしやすい環境がある。そして、活気、やはり魅力がある村には人が集まってこようか、いわゆる、住みたい村は行きたい村、また、行って住みたい村になるわけでありますので、そういう村を想像する必要があろうかと思います。

そして、その数のことから言わせてもらいますと、山江村には、人吉のベッドタウン化という状況もあるわけでありますが、また、もろもろの子育て支援策も功を成しているというふうに思いますけれども、山江に来たいけれども家がない。公営住宅が空いてない。それから、空き家になかなか入らせてもらえない。土地を求めるにしてもなかなか土地もないというような状況であります。

今後、公営住宅を今回、西川内のほうに10棟建設しますけれども、さらなる空

き家の調査、活用につきまして研究を重ね、また、分譲住宅地の造成、本城の森を造成しておりますけれども、さらなる分譲住宅地の造成も必要であろうかと思います。と同時に、PFIという言葉ではありませんが、民間の方々による、民間会社によるアパートの建設、また、宅地の造成あたりにつきましても、ちょっと働きかけもしてみたいということを思っております。

そういう人口減少問題対策、いわゆるまち・ひと・しごと総合戦略を軸に予算化 したわけでありますけれども、まず、村民の方々の暮らしを守るために、福祉の振 興予算化としまして、高齢者の方に対しましては、現在ある敬老年金等、いきいき 応援手当を一本化いたしました。また、公平さを期するために、鶴さん・亀さん応 援手当支給条例というのを策定いたしました。

次に、子育て支援対策として、すこやか子ども医療助成に関する条例改正を、今回提案をさせてもらっているところでありますけれども、高校生までの医療費を無料化をいたす予算を提案しております。120万円の予算がいるということであります。

それから、商工業の支援策として、いわゆる商工業の活性化、また村民の生活者の買い物支援としてのプレミアム商品券の発行を、本年度も引き続き実施したい予算をあげております。昨年度は地方創生の交付金により、この予算は充当させてもらったということでありますけれども、今回は村の単費による予算化をしたところであります。

それから、山江村の産業創出に向けて、今、6次産業化を図るためにもろもろの取り組みをしております。下村シェフを呼んだのもその一環でありますけれども、山江栗のいわゆる生産・加工・流通体制を見直し、強化するということで、国の交付金、これは100%補助でありますけれども、800万円の予算をしておりますし、経済産業省認定のふるさと名物応援宣言の村としての取り組みも、しっかり進めていければと思っております。

また、その産業につきましては、山江村にはどこの家庭にもゆずの木がございます。そのゆずを活用した加工品を作る取り組みを昨年度から始めました。そのゆずの加工品ができあがっております。よその市町村にはない乾燥技術を用いまして商品化をしたものでありまして、本年度は試験販売をしていくことにしておりまして、将来その切磋琢磨といいますか、創意・工夫を重ねながら、将来は加工場での生産に期待をされると、期待をしていきたいということを考えているところであります。

それから、これは農水省の補助でありますけれども、学校給食に安心・安全でおいしい給食の食材を提供しますという取り組みをいたしております。いわゆる山江

村の農林産物を、学校給食に提供する検討をしておりますけれども、本年度から、できる農林産物から、実働に入っていきたいと思っております。そして、村民の交通手段としてのオンデマンド型のタクシーであります、まるおか号などのダイヤの大幅な見直しを、本年秋をめどに実施していきたいと思っております。

これは昨年から取り組んではおりますけれども、人吉球磨の公共交通活性化協議会が開催されておりまして、それに、そちらのほうが固まらないと、すり合わせができないということでありましたので、その動きを待っての今年の動きということになるわけであります。

それから、2025年問題が叫ばれております。いわゆる10年後には、団塊の世代といわれる方々が、すべて後期高齢者になられるんだということで、今後の介護のあり方、そして予防医療のあり方、そして医療のあり方が問われている現状であります。そういうことを検討し、順次実施していくために、地域医療検討委員会を今、立ち上げておりますけれども、その中身をもっと充実させていく必要があるというようなことであります。

そして、観光交流人口をいかに増やすかということでありますけれども、その拠点として、総合公園の整備検討委員会が立ち上がったばかりでありますけれども、 平成28年度は基本計画を策定したい、動きを加速化させたいと思っております。

そして、平成28年度の新規の事業であります。今のは継続の事業としての事業 メニューを予算化したものでありますけれども、新規事業としまして、ソフト事業 が、公園をはじめ生活、それから、山江村の自然環境のあり方や福祉のあり方、そ して、産業たる農林業をどのように振興するか、人づくりはどのようにしたらいい かというようなことを目的とした、村民の方々と一緒に今の山江が抱える課題を解 決するため、そして、未来に向けて課題解決をするための100人委員会、いわゆ る山江未来塾を4月からスタートさせることにいたしております。村民の方々、ま た議員の方々、ボランティアでの委員会でありますので、積極的な参加をお願いし たいと思っております。

その100人委員会の拠点の施設となります、いわゆる産・学・官、報・労・金といいますが、産業界・学会・官である行政、それから報道機関・労働機関・金融機関で組織をしております。また、そのスタートは一応させましたけれども、山江地域づくり研究所を正式に4月からスタートさせ、職員を配置をさせたいと思っております。

それから、高齢化が進んでおります。先ほども申し上げましたが、耕作放棄地が やっぱり増えてきております。農地を守る、水を守る、農村風景を守り、災害に強 い環境づくりのためには、法人化といいますか、農業法人化によるその農地を守る という取り組みは、避けて通れない大きな課題となってきておるわけであります。 集落営農組織をはじめ農業法人化の取り組みを始めたいと思っております。

それから、特産の山江栗も現在、140~150トンであります。昨年は台風の影響で30トンでありましたけれども、まずはその生産量を増やすことが必要不可欠となっております。そして、さらなる山江栗のブランド化による「儲かる農業」を目指していきたいと考えております。

そういうことを一連として考えますと、イベントを打つ必要があるということになります。新たにやまえの栗祭りを、村のイベントとして実施をしていきたいと思っております。あれもこれもというわけにはいきませんので、その間、やまえ夏祭りにつきましては、一時中断をさせてもらいながら、こちらのほうに予算化をする。地方創生の絡みの予算として、その栗祭りを実施していきたいと考えているところであります。

ハードの事業として大きいもの申し上げますと、西川内の村営住宅建設が1億 1,200万円あります。もちろん北永シ切村営住宅も払下げの取り組みも、分棟 工事も進めてまいります。それから、下の段橋の架け替え工事を、今年度は橋梁と 土台を建設するということで、8,000万円の予算を組んでおります。30年度 の完成を目指しているところでございます。

そして、日本各地でどこかで災害が発生しております。災害列島日本とも言われておりますけれども、そういう災害から村民の方々を守るという観点から、防災無線を新たにデジタル化しながら整備をするということを計画をしております。山江村の防災行政無線も相当数年月が経っておりまして、村民の方々からも、いろんな苦情を含めて要望も多いということでありますので、またもう1点では、そのデジタル化の取り組みが全国各地で進む中において、本年度がそのデジタル化に向けての、予算が打ち切られるというようなことでありますから、滑り込みでその防災無線のデジタル化の事業を起こしていきたい。これが3億5,000万円の予算を計画しております。7割の交付税の措置があるという起債を起こしながらの事業を起こしていきたいと思っております。

そして、もろもろ申し上げましたけれども、じゃあ裏付けたる財政の問題はどうなんだということであります。まず、新年度予算を編成するに当たりましては、もちろん財政の健全化という問題を最優先させました。補助事業が絡まない事業につきましては、一旦待つというような姿勢でありますし、先ほど、一旦夏祭りも中断すると申し上げましたけれども、あれもこれもやりたいわけでありますけれども、その健全化の問題を最優先させていただきました。

まずといいますか、基本方針としてですね、大きな事業は補助事業により対応し

てるいということでありますけれども、新年度予算を編成するという場合は、その 予算が足りない場合は、基金をですね、取り崩しながらの新年度予算を編成すると いうようなことになります。ご案内のとおりであります。

その基金の状況を見てみますと、本年度利子の見込額を加えますと、平成27年度末、本年度末の見込みではありますけれども、昨年度9億9,931万円ありました財政調整基金でありますが、10億円を超えまして、10億3,607万円、いわゆる3,600万円の増となっております。総額でも22億9,100万円が23億2,700万円でありまして、財調を増やした分だけの3,600万円の基金は増でございます。

先ほども申し上げましたとおり、財政の健全化、債権の問題につきましては、今後、福祉の特別会計であります国民健康保険会計の基金が、もう足りないという状況が目の前にきております。取り崩す状況が出てきており、その状況の中でも足りないんであろうということが予想されます。

先ほど申し上げましたが、村民のためにあれもこれも事業をやっていきたいというわけでありますけれども、そうにもいかず、必要最低の予算で最大の効果を出すための予算を、創意・工夫しながら進めてまいりたいと思います。そのためにも国からしかりと予算を取ってくる。県の予算を取ってきて活用するということを念頭に置いております。

先般、講演をいただいた東京大学の須藤先生、また、総務省の審議官をされておりました吉崎さんあたりは、いろんな山江村の応援をしてもらう方でありまして、 そういう方々の情報を活用しながらも、そういうネットワークを活用しながらも、 引き続き、一歩ずつ村政運営に当たっていきたいと思っております。

最後になりますけれども、再び村長に就任いたしまして、2回目の新年度予算を つくりました。私は、昨年の元旦には、地方創生になぞらえて、山江創生元年と志 を立てまして、そのことを申し続けてまいりました。本年は、山江創生実現の一歩 の年と申しております。国では、地方創生に加え、一億総活躍社会への新しい取り 組みも始まりました。ただ山江村の現状に目を向けてみますと、低迷する農産物、 木材価格による農林業離れが進んでおります。

また、今後超高齢介護社会へどう対応するかの問題、TPPが大筋合意された中での産業を、どういうふうに振興するかという問題、そして、医療介護の不安を取り除く福祉の現場をどう充実させていくかという課題、道路橋梁をはじめ防災対策としての生活環境を整備もしなければいけません。新しい社会へ向けての人材育成も急務であります。本村もそういう新たな課題をたくさん抱えているわけであります。村民の皆様方が、お年寄りも若者も、そして子どもたちも、それぞれが安心で

安全な生活の中に、子どもが夢を持ち、若者が希望を抱き、加えて愛着と誇りを持 ち暮らせる山江村のあり方を、今一度考える時代がきていると考えております。

村民の皆様と一緒に考え実践をする場が、100人委員会山江未来塾であります。100人とはいわずもっと多くの村民の方々に参加いただきながら、意見を交わし、役場と一緒になって実践することで、改めて山江村への愛着と誇りが深まる中に、まさに今やらなければならない課題が見えてこようかと考えております。

私も村民の皆様と共に現場をしっかり見据えながら、必要とされる政策実現に向けて、覚悟を決め村政運営に当たってまいります。おごらず、ゆるまず、たるまず、いわゆる、おごらず、素直に誠実に、ゆるまず、厳しい姿勢もあり、たるまず、緊張感を持ちながら村政運営に当たっていきたいと思っております。改めまして、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案は、条例の制定を含め補正予算、当初予算ほか、合計34件であります。どうぞ慎重にご審議いただきながら、ご決定賜りますようお願い申し上げ、施政方針のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(秋丸安弘君) これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

開会宣言

議長(秋丸安弘君) ただいまから、平成28年度第2回山江村議会定例会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(秋丸安弘君) 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、4番、西孝恒議員、5番、 立道徹議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、松本佳久議員。

議会運営委員長(松本佳久君) おはようございます。それではご報告いたします。

平成28年第2回山江村議会定例会につきましては、去る2月29日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本定例議会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9日から18日までの10日間としております。本日、開会、提案理由の説明としておりますが、日程第3、報告第1号から、日程第12、議案第8号につきましては、先議することとしておりまして、提案理由説明、質疑・討論・表決を行い、その後残りの議案について提案理由説明を行い、散会することにしております。10日は休会で、午前9時から議案審議、11日は休会で、午前9時から現地調査を行うことにしております。12日、13日は休日、14日から16日までの3日間は休会で、議案審議としております。9日目、17日は一般質問で、9名の議員より通告がなされており、終了後散会としております。発言の順序はくじで決定しており、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。10日目、18日に質疑・討論・表決を行い、閉会ということに決定をしております。

以上、報告を終わります。

議長(秋丸安弘君) これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしま した。

日程第3 報告第1号 総務常任委員会委員長報告

議長(秋丸安弘君) それでは、日程第3、報告第1号、総務常任委員会委員長報告 を議題とし、提案者の説明を求めます。

総務常任委員会委員長、西孝恒議員。

総務常任委員長(西 孝恒君) おはようございます。それでは、報告第1号について報告します。

平成28年3月9日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会総務常任委員会委員長、西孝恒。

委員会審査報告書。平成27年第7回議会定例会で本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、陳情第2号、件名、国民健康保険財政への国庫負担金割合を増 やすことを求める陳情書。委員会審査の結果は、委員全会一致で採択するものとす ると決定しました。

以上、報告いたします。終わります。

_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ .

日程第4 報告第2号 経済建設常任委員会委員長報告

議長(秋丸安弘君) それでは、日程第4、報告第2号、経済建設委員長報告を議題 とし、提案者の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長、横谷巡議員。

経済建設常任委員長(横谷 巡君) それでは、報告第2号について報告をいたします。

平成28年3月9日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会経済建設常任委員会委員長、横谷巡。

委員会審査報告書。平成27年第7回議会定例会で本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、要望第2号。件名、貴当局より発注される建築事業に関する設計監理業務を、人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望書。委員会審査の結果は、委員全会一致で採択するものとすると決定しました。

ただ、審査の付帯意見として、大規模な施設の建築設計等においては、当協会会 員だけでなく、状況に応じた委託、また、新たに村内の業者の届け出等がある場合 は、その限りではないとの意見がありました。

以上報告します。

日程第5 報告第3号 総務常任委員会委員長の報告

議長(秋丸安弘君) それでは、日程第5、報告第3号、総務常任委員会委員長の報告を議題とし、提案者の説明を求めます。

総務常任委員会委員長、西孝恒議員。

総務常任委員長(西 孝恒君) それでは、報告第3号について報告します。

平成28年3月9日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会総務常任委員会委員長、西孝恒。

委員会審査報告書。平成27年第7回議会定例会で本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、要望第3号。件名、駐車場、公衆トイレの整備についての要望書。委員会として現地調査を含む委員会議を重ね、審査を行いました。審査の結果は、委員全会一致で採択するものとすると決定しました。

ただ、審査の付帯意見として、整備の必要性は認めるが、用地については他候補 地も含め、慎重に検討されることを望む。また、村内の類似した文化財について、 保護活動対策を望むことの意見がありました。

以上、報告いたします。終わります。

日程第6 議案第2号 平成27年度山江村一般会計補正予算(第6号)

議長(秋丸安弘君) それでは、日程第6、議案第2号、平成27年度山江村一般会計補正予算(第6号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) それでは、議案第2号についてご説明を申し上げます。

平成27年度山江村一般会計補正予算(第6号)でございます。

平成27年度山江村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,904万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,407万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平 成28年3月9日提出、山江村長、内山慶治でございます。

詳細につきましては、総務課長が説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、議案第2号、平成27年度山江村一般会計補正 予算(第6号)についてご説明いたします。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正では、補正前の額に歳入歳出それぞれ2,904万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,407万1,000円とするものでございます。

歳入です。主なものについて説明をいたします。

1、村税381万7,000円の減額は、固定資産税、軽自動車税の減によるものです。13、国庫支出金、2、国庫負担金の2,017万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の減によるものです。14、県支出金、2、県補助金59

9万1,000円の減額は、森林環境保全直接支援事業補助金の減によるものです。15、財産収入、1、財産運用収入4,241万2,000円の追加は、国債の収入の増によるもので、2の財産売払収入900万円の追加は、素材生産売払収入の増によるものです。19、諸収入、10、雑入の279万8,000円の追加は、熊本県市町村振興協会補助金によるものです。

2ページをお願いします。歳出です。主なものについて説明をいたします。

総務費1,991万3,000円の追加は、一般管理費、給料、職員手当等の1,334万5,000円の減と、財政調整基金費、基金積立金4,201万2,000円の増によるものです。

民生費362万8,000円の減額は、老人福祉施設措置費300万円の減によるものです。衛生費640万8,000円の減額は、保健衛生総務費、国保基盤安定繰出金で778万9,000円の増、予防費、予防接種委託料380万円、健康増進事業費、検診委託料336万4,000円の減によるものです。農林水産業費369万4,000円の減額は、林業振興費、森林環境保全事業直接支援事業403万7,000円の減と、有害鳥獣駆除補助257万円の増、公有林造成費、森林環境事業直接支援事業317万1,000円の減によるものです。土木費794万5,000円の減額は、社会資本整備事業費、工事費700万円の減によるものでございます。教育費1,014万7,000円の減額は、事務局費、給料職員手当等、委託料829万円の減によるものです。

3ページです。予備費に4,304万9,000円を追加するものです。 説明を終わります。

日程第7 議案第3号 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第7、議案第3号、平成27年度山江村特別会計国 民健康保険事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) 議案第3号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万 5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9, 356万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本 日提出であります。

内容につきましては、健康福祉課長がご説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第3号についてご説明いたします。

補正前の額 5 億 8 , 7 5 3 万 7 , 0 0 0 円に 6 0 2 万 5 , 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 5 億 9 , 3 5 6 万 2 , 0 0 0 円とするものでございます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、1、国民健康保険税を収入見込みによりまして、1,274万3,000円減額するものでございます。3、国庫支出金を1,399万2,00円減額するものでありまして、療養給付費負担金及び普通調整交付金の実績見込みによるものでございます。4、療養給付費交付金につきましては、1,408万9,000円減額するものでありまして、これは退職被保険者分に対します、支払基金からの交付金の実績見込みによるものでございます。

続きまして、5、前期高齢者交付金を550万1,000円減額するものでございます。これは65歳から74歳の国保の加入率が全国より多い場合に、支払基金から交付される交付金でございます。6、県支出金を184万4,000円減額いたしまして、7、共同事業交付金を1,573万4,000円追加するものであります。これは医療費の財政の安定化を図るために交付される交付金の実績見込みによるものでございます。9、繰入金につきましては、3,844万6,000円追加するものでありまして、これは一般会計と国保財政調整基金からの繰入金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費を28万1,000円減額するものでございます。2、保険給付費につきましては、給付費の実績見込みによりまして、385万9,000円を追加するものでございます。続きまして、4、共同事業拠出金を実績見込みによりまして、659万円を追加するものであります。これは市町村間の国保財政の安定化を図るため、連合会へ拠出するものでございます。12、予備費につきましては、375万5,000円減額するものであります。

以上が歳出の主なものでございます。以上でございます。

日程第8 議案第4号 平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算 (第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第8、議案第4号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。 村長

村長(内山慶治君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)は、次に定める ところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ規定の額、いわゆる増減はございません。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本 日提出でございます。

内容は、建設課長よりご説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第4号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入合計、既定の額1億7,249万5,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出、1、総務費、人件費2万円を増額するもの。

2、簡易水道事業費、水質検査料など110万円を減額しまして、予備費108万円を増額するものです。

歳出合計、既定の額1億7,249万5,000円とするものでございます。 以上で説明を終わります。

日程第9 議案第5号 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算 (第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第9、議案第5号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) 議案第5号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)は、次に、

定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本 日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第5号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入合計、既定の額1億 4,714万4,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出、1、総務費、人件費10万円を増額するもの、 予備費10万円を減額するものであります。

歳出合計、既定の額1億4,714万4,000円とするものでございます。 以上で説明を終わります。

日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 7 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 3 号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第10、議案第6号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,44万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,121万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本 日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第6号についてご説明いたします。

補正前の額4億6,565万9,000円から3,444万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ4億3,121万4,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、1、保険料、この収納見込みによりまして、763万8,000円減額するものでございます。3、国庫支出金を358万2,000円減額するものでありまして、これは介護給付費に対します、国庫負担金の実績の見込みによるものでございます。4、支払基金交付金につきましては、1,631万9,000円減額するものでありまして、介護給付費に対します支払基金からの交付金でございます。続きまして、5、県支出金690万6,000円減額するものでありまして、これも介護給付費に対します県からの負担金でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。 2、保険給付費を実績見込みによりまして、1,800万円を減額するものでございます。続きまして、4、地域支援事業費を65万円、そして、8、予備費を1,579万5,000円それぞれ減額するものでございます。以上でございます。

- - - - - - - - - - - - -

日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算 (第 3 号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第11、議案第7号、平成27年度山江村特別会計 後期高齢者医療事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) 議案第7号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第3号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第3号)は、次に 定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,289万4,00円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本 日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長よりご説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第7号についてご説明いたします。

補正前の額から52万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ3,289万4, 000円とするものでございます。

1ページをお開きください。歳入でございますが、3、繰入金につきまして、5 2万円を減額するものでございまして、保険料の軽減分を補填します一般会計から の繰入金でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。 2、後期高齢者医療広域連合会納付金、広域連合納付金を51万9,000円、4、予備を1,000円それぞれ減額するものでございます。以上でございます。

- - - - - - - - - - - - -

日程第12 議案第8号 平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算 (第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第12、議案第8号、平成27年度山江村特別会計 ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) 議案第8号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)は、次に 定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,729万9,00 0円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本 日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 議案第8号についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

5、諸収入、補正前の額に20万円を追加いたしまして、20万1,000円とするものでございます。消費税の還付金及びリモコン等の代金でございます。

歳入合計、補正前の額に20万円を追加いたしまして、総額6,729万9,00

0円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。総務費、総務管理費、補正前の額から109万円を減額するものでございまして、主なものは業務委託料、コピー使用料等の減額によるものでございます。

それから、2、ケーブルテレビ事業費、補正前の額から329万6,000円を減額するものでございまして、内容につきましては、点検委託料、宅内引き込み機器保守料、IP告知システム委託料等でございます。4、予備費、補正前の額に458万6,000円を追加いたしまして、704万7,000円とするものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額に20万円追加いたしまして、総額を6,729万9,000円とするものでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 以上で、先議依頼がありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで議案検討のため暫時休憩をしたいと思いますが、ご異 議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。

暫時休憩とします。再開を午後1時30分とします。

休憩 午前11時18分 再開 午後 1時30分

議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

3番、森田俊介議員。

3番(森田俊介君) すみません、訂正のほうをお願いしたいと思います。

平成27年度第4回の人吉球磨行政組合定例報告会のところで、日程の第1、一般質疑と申しましたが、一般質問でございましたので、改めてここに訂正いたします。

議長(秋丸安弘君) それでは、先議依頼がありました、報告第1号から議案第8号 について、議事日程順に質疑・討論・表決をいたします。

発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第54条第2、同一議題の質問は回数3回の規定と、同規則第5

5条、発言時間制限60分の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。 なお、3回を超える場合、第53条ただし書を適用いたします。

日程第3、報告第1号、総務常任委員会委員長報告を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第3、報告第1号、総務常任委員会委員 長報告は、報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4、報告第2号、経済建設常任委員会委員長の報告を議題とし、質疑を許 します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第4、報告第2号、経済建設常任委員会 委員長報告は、報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、報告第3号、総務常任委員会委員長報告を議題とし、質疑を許しま す。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第5、報告第3号、総務常任委員会委員

長報告は、報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第2号、平成27年度山江村一般会計補正予算(第6号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 議案第2号につきまして、1点だけ質疑をいたします。

ページは11ページですけれども、人吉球磨定住自立圏人事交流負担金とありますが、これは具体的にどういうものなのか。私はたぶん職員を雇ってする場合の負担金だろうとは思うんですが、ここちょっとお尋ねいたします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それではお答えいたします。

負担金補助及び交付金の人吉球磨定住自立圏人事交流負担金で55万円でありますが、これにつきましては、この事務局のほうにあさぎり町のほうから派遣、出向されておりますので、その人件費の負担ということになります。

議長(秋丸安弘君) はい、中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) あさぎり町から1人ですか。1人ですか。

総務課長(豊永知満君) 職員は1名です。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 期間はいつからいつまでですか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) この負担金につきましては、本年の3月31日までという ことになっております。

8番(中竹耕一郎君) 職員の任期期間は。

総務課長(豊永知満君) 任期期間は年度ごとでありますので、平成27年4月1日 から平成28年3月31日までということです。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) この件についてはその1年分だろうとは思うんですけども、 これは5年間の自立圏構想だったですよね。だから5年間続くわけですかね。最後 にお尋ねします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) お答えいたします。

この定住自立圏、5年間となっておりますので、5年間続くということだと思います。

8番(中竹耕一郎君) はい、終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。ご質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第6、議案第2号、平成27年度山江村 一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補 正予算(第3号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第7、議案第3号、平成27年度山江村 特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)は、原案のとおり可決決定しました。

次に、日程第8、議案第4号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)を議題といたします。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第8、議案第4号、平成27年度山江村 特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)は、原案のとおり可決決定することに決 定いたしました。

次に、日程第9、議案第5号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補

正予算(第2号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第9、議案第5号、平成27年度山江村 特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決 定しました。

次に、日程第10、議案第6号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正 予算(第3号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第10、議案第6号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第7号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業事業補正予算(第3号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第11、議案第7号、平成27年度山江 村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに 決定しました。

次に、日程第12、議案第8号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業を補正予算(第2号)議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第12、議案第8号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)は、原案のとおり可決決定しました。

これで先議依頼がありました議案につきましては、採決が終わりました。

日程第13 発委第1号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい て

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第13、発委第1号、山江村議会委員会条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長、松本佳久議員。

議会活性化調査特別委員長(松本佳久君) それでは、発委第1号について説明をいたします。

平成28年3月9日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会活性化調査特別委員会委員長、松本佳久。

発委第1号は、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案であります。別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山江村議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案の理由としましては、現在の常任委員会の名称変更及び所管事務を再編成するため、条例の一部の改正を提案するものです。

内容につきましては、1枚開けていただきまして、現委員会名の変更と所管事務の再編成によって、常任委員会活動を活性化させるために、総務常任委員会を総務 文教常任委員会へ、経済建設常任委員会を産業厚生常任委員会へと変更するもので す。所管事務については記載のとおりとなっております。

なお、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するとなっており

ます。

以上で説明を終わります。

- - - - - - - - - - - -

日程第14 発議第1号 教育予算の増額と負担軽減措置の拡充を求める意見書案 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第14、発議第1号、教育予算の増額と負担軽減措 置の拡充を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) それでは、提案理由の説明をいたします。

発議第1号、平成28年2月26日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山 江村議会議員、松本佳久。賛成者、山江村議会議員、赤坂修。

教育予算の増額と負担軽減措置の拡充を求める意見書の提出についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。 提案理由の説明をいたします。

日本は、ほかのOECD諸国に比べ、国内総生産GDPに占める教育機関に対する公的財政支出の割合が低く、保護者や本人の教育費負担が大きいのが現状です。 山江村としても山江村奨学金貸付制度や村営学習塾の設置、また給食費や医療費の 無料化等、教育格差是正への取り組みを続けていますが、まだまだ国としての対応 が不十分と言わざるを得ません。貧困の連鎖を断ち切り、未来を担う子どもたちを 支援し、経済的理由により進学をあきらめることをなくし、学ぶ意思あるすべての 子どもたちが、希望する教育を受けられるようにすることは、国の責務です。

よって、国におかれては、これらの問題解決に資するような教育予算の措置に対して、責任を持って対応されることを強く要望する意見書を提出するものであります。

1 枚開けていただきまして、意見書案を添付しております。国に対する要望事項は中ほどに記載しております。

1、教育予算の大幅な拡充。2、幼児教育の段階的無償化。3、就学援助や学習 支援事業の推進拡充。4、高校奨学給付金の拡充、5、給付型奨学金の導入、無利 子奨学金の拡充、所得連動型返済制度の改善。6、国公立大学における授業料減免 措置の拡充及び国立大学運営費交付金及び大学病院運営費交付金の維持、充実を図 ること。

以上の6点であります。議員各位におかれましては、慎重に審議の上、ご決定賜 りますようお願いいたします。終わります。

日程第15 発議第2号 通学路の安全を求める意見書案

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第15、発議第2号、通学路の安全を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

1番、赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) 発議第2号、通学路の安全確保を求める意見書案の提出につい て。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。平成28年3月9日提出、提出者、山江村議会議員、赤坂修。賛成者、山江村議会議員、松本佳久。山江村議会議長、秋丸安弘様。

提案の理由といたしましては、通学路の安全確保については、法律第107号、通学路に係る交通安全施設等の設備及び踏切道の構造改行等に関する緊急措置法の制定以来、順次整備が進められておりますが、しかし近年、通学中の交通事故や犯罪等により、子どもたちが危険にさらされる事案が相次いで発生しており、平成24年京都府金岡市等での事故を契機として、全国の通学路の緊急合同点検が実施され、結果として7万7,000件あまりの危険箇所、要対策箇所が公表されております。かけがえのない子どもたちの命と安全を守るため、国や関係機関が連携体制を強化することはもとより、通学中の子どもたちが巻き込まれる交通事故等を防止し、一刻も早く完全に通学することができる環境を整備する必要があります。

よって、国に安全な通学路を整備するための予算確保、及び子どもたちが完全に 安心して通学できる環境の整備を強力に推進していただくよう、強く求めるもので あります。

以上、提案理由説明を終わります。

日程第16 発議第3号 少人数学級の推進を求める意見書案

議長(秋丸安弘君) 日程第16、発議第3号、少人数学級の推進を求める意見書案 を議題とし、提案者の説明を求めます。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 発議第3号について、提案理由の説明をいたします。

平成28年2月26日提出、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、松本佳久、賛成者、山江村議会議員、西孝恒。

少人数学級の推進を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由を申し述べます。教育現場における個別の問題への対応を可能にしていくためには、教職員の質を高めるとともに、教職員数の拡充を図り、子ども一人一

人に十分対応し得る体制にすることが重要です。山江村でも定期的にICT教育に取り組むなど、教育委員会、学校現場のご尽力により目を見張るすばらしい教育的成果を出されております。しかし、財政面、人員面では若干制約もあり、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

国では、小学校1年生は35人学級、小学2年生から中学3年生までは40人学級となっており、これに熊本県は独自に、小学校2年生の35人学級を実施しております。

しかし、諸外国の少人数学級の例を見れば、例えば、北欧のフィンランド国では、国全体で子育て支援に動いており、24人学級編成となっております。よって、国におかれては、義務教育における少人数学級編成を全国統一的な制度として推進することにつき、責任を持って対応されることを強く要望する意見書を提出するものであります。

2枚目に意見書案を添付しております。

少人数学級の推進を求める意見書案。3段目の段落のところを読み上げます。

国は、現在小学校1年生のみ35人となっている学級編成の標準を、計画的に順次上学年にも適用し、義務教育における少人数学級編成を、全国統一的な制度として推進されるよう要請します。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願いいた します。

終わります。

日程第17 発議第4号 地方交付税の安定的確保を求める意見書案

議長(秋丸安弘君) 日程第17、発議第4号、地方交付税の安定的確保を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

2番、横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 提案理由の説明をいたします。

発議第4号、平成28年2月26日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山 江村議会議員、横谷巡。賛成者、山江村議会議員、松本佳久。

地方交付税の安定的確保求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。別紙を ご覧いただきたいと思います。

提案理由の説明ですけれども、地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要不可欠な行政サービスを、安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものです。それぞれの自治体は、課税客体の多可にかかわらず、必死

に行財政改革に取り組み、行政サービスの維持、向上を図っています。今後国の財政事情のみばかりが優先され、地方交付税を削減して、地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになります。

また、課税客体が偏在化しているため、地方税が全体として増収となっても、自治体間で税収格差が広がる懸念もあります。

よって、政府に対して、今後とも地方交付税を安定的に確保するとともに、地方 交付税の財源保障機能と財源調整機能が十分に機能するよう、維持していくことを 強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

本村にとりましては、歳入による割合が大変多い交付税でございます。この地方 交付税は命綱でもございますので、今後、安定的に交付税が確保できますように、 議員各位の慎重審議の上のご決定をいただきたいと思います。

以上でございます。

.

日程第18 発議第5号 TPP協定大筋合意に関する意見書案

議長(秋丸安弘君) 日程第18、発議第5号、TPP協定大筋合意に関する意見書 案を議題とし、提案者の説明を求めます。

7番、秋丸光明議員。

7番(秋丸光明君) 発議第5号、平成28年2月26日、山江村議会議長、秋丸安 弘様。提出者、山江村議会議員、秋丸光明。賛成者、山江村議会議員、松本佳久。

TPP協定大筋合意に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。 提案理由を申し上げます。

昨年10月、環太平洋パートナーシップ(TPP協定交渉)において、参加12カ国の閣僚から大筋合意されたことが発表されましたが、発表された合意内容は、今後さらなる検証が必要であります。

昨日、3月8日に閣議決定をしておりますが、まだ国会にはかかっておりません。本県の基幹産業である農林水産業にとっても極めて激しい内容が含まれており、現場の生産者は将来に対しても大きな危機感を抱いております。TPP協定によって、県内農林水産物は、81億7,000万円から132億円の減少するものと、県の独自試算が発表されています。TPP交渉は大筋合意はしましたが、決着したわけではありません。

よって、国におかれましては、TPP協定において地方経済、社会に与える影響 や地方の声を十分に踏まえられ、責任を持って対応されることを強く要望をする意 見書を提出するものであります。

2枚目に意見書を付けていますので、終わります。

日程第19 議案第9号 山江村過疎地域自立促進計画の策定について

議長(秋丸安弘君) 日程第19、議案第9号、山江村過疎地域自立促進計画の策定 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) それでは、議案第9号につきましてご説明申し上げます。

山江村過疎地域自立促進計画の策定についてでございます。山江村過疎地域自立 促進計画を別案のとおり策定するものとするというものでございます。本日提出で ございます。

提案理由でありますけれども、山江村過疎地域自立促進計画の策定に伴いまして、過疎地域自立促進特別措置法、第6条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があるので、提案をさせてもらうものであります。

本議案につきましては、現行の山江村の過疎地域自立促進計画が、平成28年3 月末日をもって終了いたします。そのことから、昨年から策定を進めてまいりました。今回、熊本県との協議が終了いたしまして、過疎地域の自立促進特別措置法第6条では、当該市町村議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるとなっております。そのことから本計画を議案として提案をさせてもらうものであります。

なお、計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年となっておりまして、本計画に記載してある事業につきましては、過疎債の対象となるというものでございます。

日程第20 議案第10号 山江村行政不服審査会条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第20、議案第10号、山江村行政不服審査会条例の制定 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第10号についてご説明申し上げます。

山江村行政不服審査会条例の制定についてであります。

山江村行政不服審査会条例を別案のとおり設定するものとするというものであります。本日提出でございます。

提案理由でございますが、行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関の 組織及び運営に関し、必要な事項について、同条第4項の規定により条例を定める 必要があるため、提案をさせてもらうものでございます。

1 枚開けてもらいますと、山江村行政不服審査会条例がございますけれども、これは、行政不服審査法が、公正性の向上、使いやすさの向上、また、国民の救済手段の充実拡大を観点に、50年ぶりに抜本的に見直されたということでございます。内容は審査請求期間を60日から90日に延長するというようなこと。

また、不服審査の申し出等々につきましては、その採決案について、第三者機関が内容をチェックするということになりましたが、このチェックをする第三者機関として、行政不服審査会を置くというものでございます。

2条には、組織が書いてありますが、5名以内の委員で組織するということであります。委員の第3条の2には、委員の任期は3年ということでありますけれども、事案が出た折に委嘱をして、その対応をするというようなことでございます。

なお、附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、説明いたします。

日程第21 議案第11号 山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等 の交付に係る手数料に関する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第21、議案第11号、山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第11号についてご説明申し上げます。

山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてでございます。

山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を、別案のとおり制定させていただくものであります。本日提出でございます。

提案理由でありますけれども、行政不服審査法第38条及び第78条に規定する 手数料並びに減免について、条例で定める必要があるということですので、提案を させてもらうものであります。

1枚めくってもらいますとその条例がありますが、不服審査の申出者、また両者の主張を公平に審議する上で、提出された資料などについて、不服審査申出者または行政処分機関は、審議が終了するまで、審議に提出された資料等の写しの交付を受けることができることになりますが、ただ、その交付につきましては費用がかか

ることになります。その費用につきましては、一番最後のページの別表に掲げてあるものであります。この別表に掲げてあります手数料につきまして、経済困難者に対しましては、1件につき2,000円に減額をするということを定めたものであります。または、免除することができるということも書いてあるわけであります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行させてもらうものであります。

以上、説明いたします。

日程第22 議案第12号 山江村職員の退職管理に関する条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 日程第22、議案第12号、山江村職員の退職管理に関する条 例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

山江村職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。山江村職員の退職管理に関する条例を、別案のとおり設定するものとするというものでございます。本日提出であります。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において、職員の退職管理が新たに設けられたことに伴いまして、条例の制定が必要であるということでありますので、提案をさせてもらうものでございます。

1 枚開けていきますと条例でありますが、内容につきましては、具体的に役場を 退職し、営利企業などに再就職した者が、役場で在職した課局の職員に対して、職 務上の行為に対して依頼等の規制をするものでございます。再就職した場合には、 再就職先を届けなければならないというものでございます。売買、請負、賃借の契 約、行政処分について、2年間は依頼、要求はできないよう法規制をしてありま す。営利企業など再就職した場合は、再就職日、再就職先を届けなさいという規定 が、上位法で決まったということでありますので、提案させていただくものでござ います。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

日程第23 議案第13号 山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 日程第23、議案第13号、山江村鶴さん・亀さん応援手当支 給条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例の制定についてでございます。

山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例を別案のとおり設定するものとするもの でございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、高齢者を敬愛いたしまして、生きがいと生活の 支援を図るということとともに、福祉の増進に寄与するために本条例を制定する必 要があるので、提案をさせていただくというものでございます。

開けていただきますとその条例がありますけども、内容につきましては、またその経緯につきましては、70歳以上の、及び70歳以上の高齢世帯に支給しています、いきいき応援手当が現在ございます。それともう一本、80歳以上の高齢者に支給しております敬老祝金を、このいきいき応援手当と敬老祝金を一本化いたしまして、70歳以上の高齢者に対しまして、全員の方に1人当たり5,000円を支給し、70歳以上の独居世帯には5,000円、70歳以上の高齢者のみの世帯には2,000円、それぞれ加算をするという条例の制定であります。いきいき応援手当と敬老祝金を一本化しつつ、全体的にその祝金が享受できるような条例を制定させてもらったものであります。

ちなみに、このことによりまして、80万円程度の予算が増額となっているところでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとして おります。

以上、説明いたします。

日程第24 議案第14号 山江村百寿祝金支給条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第24、議案第14号、山江村百寿祝金支給条例の制定に ついてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第14号につきましてご説明申し上げます。

山江村百寿祝金支給条例の制定についてでございます。

山江村百寿祝金支給条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由ですが、100年の長きにわたりまして、社会の発展に寄与されました 高齢者へ敬意を表するとともに、生きがいと生活の支援及び福祉の増進を図るため に本条例を制定する必要があるので、提案をさせていただくものでございます。

1 枚開けていただきますと、その条例が出てきますが、前議案で説明いたしました山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例の制定に伴いまして、100歳の方がそのまま鶴さん・亀さんの条例が適用になりますので、100歳の方には100歳の方のみを対象といたしました、祝金支給条例を制定する必要があるということでありますので、提案をさせてもらうものでございます。

なお、支給額につきましては、第4条にありますとおり、10万円となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

.

日程第25 議案第15号 山江村保護林設置条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第25、議案第15号、山江村保護林設置条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

山江村保護林設置条例の制定についてでございます。

山江村保護林設置条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でありますけれども、山江村有林のうちに、将来にわたり保護、存続させる森林の区域を定めまして、自然保護強化に資するために条例を制定する必要がありますので、提案をさせてもらうものでございます。

1 枚開けていただきますとその条例であります。内容につきましては、山江村有林の中で、将来にわたり自然林及び人工林を区域を定めて保護することによりまして、水源涵養や土砂流出防止など、生活環境の向上及び森林の自然保護強化を図るために、本条例を制定するというものでございます。区域といたしましては、先般一般質問等々でもありましたけれども、21世紀水源の森を寄贈いただいているわけですけれども、いわゆる山田大字戊字宇那川及び大字戊字登尾の17筆で、面積にしては、72万9,050平米を保護林として設置をするものでございます。別表にその番地が書いてあるところでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させてもらうものでございます。

以上、説明いたします。

日程第26 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第26、議案第16号、行政不服審査法の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) 議案第16号についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別案のとおり制定 するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、関係 条例の一部を改正する必要があるために、提案をさせていただくというものでござ います。

次のページから、新旧対照表を含めましてちょっと厚い資料を付けて条例を付けておりますけれども、要するに、行政不服審査法を改正いたしましたので、これに関する他の条例についても改正する必要があるということになります。したがいまして、その手続き等々について、また文言に改めることについて改正をさせていただくというものでございます。

なお、関係条例というのは、山江村税条例、山江村一般職の職員の給与に関する 条例、山江村土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例、山江村固定資産 評価審査委員会条例、山江村情報公開条例、山江村個人情報保護条例でございま す。

なお、この附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する ものでございます。

以上、説明申し上げます。

議案第17号 山江村一般職の職員の終与に関する条仮

日程第27 議案第17号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第27、議案第17号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第17号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで ございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり 設定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、これは毎年12月の議会で提案させてもらっていると。人勧の勧告を受けての、人事院勧告を受けてのものでございますが、今年は1月4日、国会召集ということで、3月議会に提案させていただきます。

その理由でありますが、今申し上げましたとおり、人事院勧告及び熊本県人事院 勧告に準じた改正を行う必要があるために、提案をさせていただくというものでご ざいます。

1 枚開けていただきますと、改正する条例、別表等々がつづっております。中身につきましては、平成27年4月にさかのぼりまして、民間と格差がある給与手当を引き上げるというものでございます。給与制度の総合的な見直しにより給与表を見直し、平成28年4月1日から施行するというものでございます。その民間との格差でありますけれども、初任給を2,500円、若年層同程度その他については、1,100円を基本に引き上げております。それから期末勤勉手当を0.1カ月分引き上げてございます。

そして、平成28年4月1日、給与制度の総合見直しにより、給与表を0.3%から4.2%引き下げるというものでございます。またその引下げに伴う影響を考慮して、現給補償の経過措置を行うというようなものであります。人勧の中身につきましては、給与引上げということでありますけれども、平成28年、本年の4月1日から給与表が改定されて、給与自体は下がるというような改正がなされております。ただ下がった場合の今もらってる給料が下がりますので、その下がった分につきましては、今もらっている給料を保障するというような改正になってございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させてもらうというものでございまして、ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、説明申し上げます。

日程第28 議案第18号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 日程第28、議案第18号、山江村税条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第18号についてご説明申し上げます。

山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村税条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするという ものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施 行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本村条例の一部を改正 する必要があるために提案をするものでございます。

次のページから条例が大量にわたってあります。新旧対照表も付けてありますけれども、いわゆる上位法の地方税法の改正によりまして、内容はですね、担保の徴集基準など、幾つかの事項が村の条例に委任されているということでありますけれども、山江村において条例を定めるに当たりまして、国税の基準を緩和する、あるいは評価する特別な事情がないということでありますので、国の基準に準拠して、国の基準に併せて改正するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。 以上、説明いたします。

日程第29 議案第19号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第29、議案第19号、山江村介護保険条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めま す。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第19号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について でございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。介護保険法に規定する介護予防、日常生活支援総合事業等に関するは経過措置について、介護予防事業の実施の体制が一部整備をされましたために、提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、要支援者に対する介護予防事業を、総合事業、医療介護連携事業、配食軽度サービス事業等を、地域支援事業として実施する時期に対しまして、経過措置が設けてありました。今回その事業に対する体制が一部整ったということに伴いまして、その実施時期を明確にするために、条例の一部改正でございま

す。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。なお、一番最後のページには、新旧対照表も参照していただければと思います。

以上、説明いたします。

- - - - - - - - - - - - -

日程第30 議案第20号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第30、議案第20号、山江村指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第20号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり設定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、介護保険法の改正に伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくものでございます。

開けていただきますと、その条例でありますが、山江村には施設としては存在は現状ではしておりません。ただ、介護保険法の改正によりまして、地域密着型の通所介護施設の運営、基準等を、各市町村で定める必要があるということであるため、提案をさせてもらうというものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

日程第31 議案第21号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第31、議案第21号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第21号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでご ざいます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、これも介護保険法が改正されておりますので、 その改正に伴い、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせてもらう ものでございます。

1 枚開けてもらいますと、その一部を改正する条例でありますけれども、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所というのがありますけれども、現行では、地域との連携について、地域との交流、苦情処理についてのみ規定をされていたということでありますけれども、今回の改正により、認知症対応型通所介護事業所についても、6カ月に1回以上、地域住民を含めた運営推進会議を開催しなさいと。同じ建物に居住する利用者の以外の者も、同等のサービスを提供することという文言が追加されたということでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行させてもらうも のでございます。

以上、説明申し上げます。

日程第32 議案第22号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第32、議案第22号、山江村家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と し、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第22号についてご説明申し上げます。

山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定についてでございます。 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり設定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 の改正に伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせても らうというものでございます。

1 枚開けてもらいますと詳しく書いてあるわけですけれども、現在この保育事業所は山江村には存在していませんけれども、いわゆる小規模の保育事業所及び保育所型事業所内の保育事業の設備基準を改正すると、及び保育士配置に対します特例が設けられたことに伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるということでありますので、提案をさせてもらうものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。ただし、28条及び43条の改正規定は、平成28年6月1日から施行するというものでございます。

以上、説明申し上げます。

- - - - - - - - - - - - -

日程第33 議案第23号 山江村すこやか子ども医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 日程第33、議案第23号、山江村すこやか子ども医療費助成 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求 めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第23号についてご説明申し上げます。

山江村すこやか子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村すこやか子ども医療助成に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり設定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、子どもに対します健康の保持、及び健全な育成と子育て支援の充実を図るために、本条例の一部を改正する必要がありますので、 提案をさせていただくものでございます。

1 枚開けていただきますと、一部を改正する条例でありますけれども、内容につきましては、現在、中学 3 年生までの医療費に対しまして、無償化を実施しておりますけれども、今回、子育て支援のさらなる充実を図るために、 1 8 歳までの、いわゆる高校生までの医療費の無償化に向けた条例改正を提案するものでございま

す。予算的には幾らぐらいかかるのかなと思っておりましたら、120万円程度必要というようなことでありまして、120万円は予測よりもですね、随分低い額でありましたし、ほかにも現在、熊本県の実施市町村は9市町村ございます。この人吉球磨管内でも五木村、球磨村も先んじて無償化に踏み切られておるということでもございますし、そのさらなる子育て支援について取り組むと、充実を図りたいということで提案をさせてもらうというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行させてもらうというものでございます。

以上、説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。

再開時刻を14時40分といたします。

再開 午後2時40分

- - - - - - - - - - - - -

議長(秋丸安弘君) 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第34 議案第24号 村道路線の廃止について

議長(秋丸安弘君) 日程第34、議案第24号、村道路線の廃止についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第24号についてご説明申し上げます。

村道路線の廃止についてでございます。道路法第10条第1項の規定により、次の村道路線を廃止するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1 枚開けていただきますと表を付けております。廃止路線でありますが、整理番号が1番、路線名が上辻一丸線、廃止区間につきましては、起点が山江村大字山田字檪の木400地先から、終点が山江村大字山田字檪の木又609地先まででございます。延長でありますけれども、323.0メーターであります。その幅員ですが、3.8から13.2メーターとしております。その一番最後のページには、廃止

路線の位置図を添付しておるところでありますけれども、理由につきましては、村道味園涼松線の道路舗装工事、これは平成25年に施行したものでございますけれども、それの工事により道路台帳の修正を行ったところであります。その際、味園涼松線と上辻一丸線が接続されておりませんで、上辻一丸線が短かったというものでございます。今回、一旦路線を廃止いたしまして、延長の修正をさせていただくということでございますので、次の議案で認定をさせていただくというものでございます。

これは、平成27年度交付税検査で指摘も受けておるというようなことでありますので、廃止をして、また改めて認定路線をお願いするというものでございます。 以上、説明いたします。

- - - - - - - - - - - -

日程第35 議案第25号 村道路線の認定について

議長(秋丸安弘君) 日程第35、議案第25号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第25号についてご説明申し上げます。

前議案に引き続きまして、今回は村道路線の認定ということの議案でございます。道路法第8条第1項の規定により、次の路線を村道に認定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決 を得る必要があるため提案をさせていただくものでございます。

認定路線でありますが、1枚めくってもらいますと表を添付してございます。整理番号1、路線名が上辻一丸線、認定区間でありますが、起点が、山江村大字山田丁字内角38-2地先から、終点が、山江村大字山田丁字一丸744地先まででございます。延長につきましては、328メートルでございまして、幅員につきましては、4.0メートルから11.7メートルでございます。

最後のページには、その認定路線の位置図を添付しているところでありますので、ご確認をいただきたいと思いますけれども、前条で廃止いたしました村道上辻一丸線の延長を修正いたしました。また、地籍調査後確定した幅員、起点、終点の字名の変更をいたしております。さらに、路線の認定につきましては、路線の上位級、村道味園涼松線側が起点となりますことから、今回起点と終点を入れ替えての路線の認定を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

ちょっと総務課長から指摘を受けまして、起点を山江村大字山田丁字内角381

- 2 地先からと申したつもりでありますけれども、3 8 と今申したそうであります。正確には記載してあるとおり3 8 1 です。3 8 1 - 2 地先ということでありますので、訂正をいたしたいと思います。大変失礼をいたしました。

- - - - - - - - - - - -

日程第36 議案第26号 人吉市下球磨消防組合規約の一部変更について 議長(秋丸安弘君) 日程第36、議案第26号、人吉市下球磨消防組合規約の一部 変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長(内山慶治君) 議案第26号についてご説明申し上げます。

村長。

人吉下球磨消防組合規約の一部変更についてでございます。地方自治法昭和22 年法律第67号でございますが、第286条第2項の規定により、人吉下球磨消防 組合規約(昭和49年熊本県指令地第75号)の一部を別案のとおり変更するとい うものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の契約の変更するときにつきましては、 地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を得る 必要があるため提案をさせてもらう、いわゆる同文議決でございます。

1 枚開けてもらいますと、裏目にその一部を変更する規約がありますし、次のページには新旧対照表を載せてございます。

今回の同文議決につきましては、消防組合の議会におきまして、実は松本議員の一般質問におきまして、基準財政需要額の消防費に相当する額の100分の60を基準としてという数字がうたってその規約にありました。ただ現実的には、その額は100分の70前後の額を負担金として出しているということであります。いわゆる規約と現実と違うというようなことでありまして、またその消防のほうもですね、消防組合のほうも一部組合のほうも、歳出に合わせた予算を編成しているというようなこともありますので、そういうことになっているということでありますが、その100分の60というのが、現実に合わないということでありますので、その100分の60というのを削りまして、管理者が議会の議決を経て定めるというふうに変えたものでございます。

ほかの消防組合も当初はですね、この数字が入っていたということでありますけれども、現在ではこの数字をもって規約を定めてある消防組合はないということであります。従いまして同文議決でありますから、関係市町村6市町村ございますが、3月議会にて議決をお願いをしているところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第37 同意第1号 山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江 村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同 意を求めることについて

議長(秋丸安弘君) 日程第37、同意第1号、山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。 村長。

村長(内山慶治君) 同意第1号についてご説明申し上げます。

山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同意を求めることについてでございます。

次の団体を山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設の指定管理者に指定したいので、当施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。本日提出でございます。

表を示してあるわけでありますけれども、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称でありますが、山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山 江村地域特産物利用加工施設でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますけれども、株式会社「やまえ」でございます。指定の機関につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

提案理由でございます。指定管理者を指定するには、議会の同意を得る必要があるので、提案をさせていただくというものでございます。

山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」、山江村地域特産物利用加工施設の管理につきましては、現在、株式会社「やまえ」を指定管理者に指定して、平成23年4月1日から契約に基づき管理を委託しているということであります。契約の期間が平成28年3月末日で、本年の3月末日をもって終了するということから、指定管理者を募集しました。ただ、応募は株式会社「やまえ」のみでありましたので、山江村指定管理者候補選定委員会を開催し、審査は行ってもらっております。その結果に基づいて、現管理者を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するというようなものでございます。

以上でございます。

日程第38 同意第2号 山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指 定管理者の指定に関する同意を求めることについて 議長(秋丸安弘君) 日程第38、同意第2号、山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指定管理者の指定に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 同意第2号についてご説明申し上げます。

山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指定管理者の指定に関する同意を求めることについてでございます。

次の団体を山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指定管理者に 指定したので、山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の設置及び管 理に関する条例第7条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでござ います。本日提出でございます。

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称でございますけども、ただいま申し上げましたとおり、山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の施設でございます。指定管理者となる団体の名称でございます。NPO法人かちゃリンクやまえでございます。指定の期間でございますけれども、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますけれども、指定管理者を指定するには議会の同意を経る必要があるので、提案をさせてもらうというものでございます。

この山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」につきましても、「ほたる」と同じく、契約期間が平成28年3月末日に終了するということから、指定申請のありましたNPO法人かちゃリンクやまえについて、山江村指定管理者広報選定委員会の審査を行ってもらっております。その結果に基づいて、前管理者を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございますので、同意をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

- - - - - - - - - - - - -

日程第39 議案第27号 平成28年度山江村一般会計予算

議長(秋丸安弘君) 日程第39、議案第27号、平成28年度山江村一般会計予算 を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第27号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村一般会計予算書でございます。

1 枚めくっていただきますと、平成28年度山江村一般会計予算でございます。 平成28年度の山江村の一般会計予算は、次に定めるところによるとするものでご ざいます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33億7,700万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第203条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規 定により、一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

(1)でございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くということでありますが、予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。平成28年3月9日提出、山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、議案第27号、平成28年度一般会計予算について説明いたします。

平成28年度の当初予算は、歳入歳出の総額を前年度当初に比べ、5億2,500万円増の33億7,700万円とするものでございます。

内容についてご説明いたします。 1 ページお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。1、村税は、前年度当初比84万1,000円増の1億9,854万3,000円、8、地方交付税、国の地方財政対策の概要で、前年度比0.3%減と示されたことによりまして、前年度比1,450万円の減の15億4,800万円としております。

2ページをお願いいたします。

13、国庫支出金、社会資本整備総合交付金を見込み、前年度比1億612万3,000円増の4億631万9,000円としております。17、繰入金、前年度比1,600万円の減、財政調整基金1億3,000万円、山江村定住化促進基金1,800万円、合わせて1億4,800万円を繰り入れをすることとしております。18、繰越金、平成27年度の不用額と特別交付税の見込みで、前年度比25

0万7,000円増の8,296万円としております。

3ページをお願いします。20、村債、前年度比4億4,850万円の増の6億3,190万円としております。

4ページをお願いいたします。歳出です。議会費は6,078万円、前年度比489万1,000円の減となっております。総務費は5億1,893万6,000円、前年度比230万7,000円の増、民生費は6億8,136万5,000円、前年度比1,731万2,000円の増、この増につきましては、年金生活者と臨時福祉給付金などによるものです。衛生費は3億9,040万9,000円、農林水産業費は2億8,489万9,000円、前年度比659万3,000円増は、農村集落活性化支援事業によるものです。商工費は4,335万1,000円、前年度比1,691万7,000円の増は、プレミアム商品券発行、丸岡公園整備等によるものです。土木費は3億4,781万2,000円、前年度比1億2,667万3,000円の増、この増につきましては、公営住宅建設に伴う造成建築工事、社会資本整備事業の村道新設改良工事によるものです。消防費4億6,924万円、前年度比3億6,728万3,000円の増、この増につきましては、防災行政無線のデジタル化事業によるものです。

5ページをお願いします。教育費は2億1,616万3,000円、前年度比788万4,000円、この増につきましては、ICT環境整備費が主なものです。公債費は3億3,646万9,000円、前年度比1,837万7,000円の減、この減につきましては、元金が1,501万1,000円の減、利子336万6,000円の減によるものです。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債です。村債につきましては、臨時財政対策債9,000万円、農道改良事業300万円、林道改良事業560万円、道路新設改良事業7,310万円、公営住宅建設事業6,300万円、防災行政無線デジタル化事業3億5,800万円、県防災行政無線システム再整備事業550万円、教育ICT環境整備事業3,370万円を借入限度額としております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

102ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高、並びに年度末における現在高の見込みに関する調書です。

当該年度末における地方債の残高は、平成27年度末の31億2,962万3,000円に、起債見込額6億3,190万円を加え、償還見込額3億182万1,000を差し引いた、34億5,970万2,000円が年度末現在高の見込額ということになります。

以上で説明を終わります。

日程第40 議案第28号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第40、議案第28号、平成28年度山江村特別会計国民 健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第28号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1 枚めくっていただきますと、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。平成28年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

まず歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ ぞれ5億8,100万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただ し書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場 合は、次のとおりと定めるものでございます。

(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でのこれらの経費の各項間の流用となってございます。本日提出でございま す。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第28号についてご説明いたします。 平成28年度の予算を歳入歳出それぞれ5億8,100万円とするものでござい ます。前年度に対しまして850万円増額いたしております。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、1、国民健康保険税、3、国庫支出金、4、療養給付費交付金、5、後期高齢者交付金、6、県支出金の合計を3億7,453万1,000円といたしまして、前年度に対しまして3,682万7,000円減額いたしております。

続きまして、国保連合会から交付されます、7、共同事業交付金を1億4,52 3万5,000円といたしまして、前年度に対しまして1,573万4,000円増 額いたしております。 9、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を 3,1 96万7,000円としまして、前年度に対しまして 252万8,000円増額いたしております。また、国保財政調整基金からの繰入金を 2,000万円計上いたしております。 10、繰越金につきましては、918万7,000円を計上いたしております。

以上が歳入の主なものでございます。

3ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費を383万1,000円といたしまして、前年度に対しまして54万円減額いたしております。2、保険給付費を3億4,473万6,000円といたしまして、前年度に対しまして44万6,000円増額をいたしております。3、後期高齢者支援金等につきましては、5,769万1,000円といたしまして、前年度に対しまして96万6,000円、6、介護納付金を2,503万8,000円といたしまして、前年度に対しまして5万7,000円それぞれ減額いたしております。

続きまして、国保連合会に拠出します、7、共同事業拠出金を1億4,050万 1,000円といたしまして、前年度に対しまして986万2,000円、8、保健 事業費につきましては672万円といたしまして、前年度に対しまして11万5, 000円それぞれ増額をいたしております。

6ページをお願いいたします。予備費といたしまして190万7,000円を計上いたしております。

以上が歳出の主なものでございます。以上でございます。

日程第41 議案第29号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第41、議案第29号、平成28年度山江村特別会計簡易 水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第29号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計簡易水道事業予算書でございます。

1 枚めくっていただきますと、平成28年度の山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。平成28年度山江村の特別会計簡易水道事業予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1億7,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第203条第1項の規定により 起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方 法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めるものでございま す。

歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の 規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定めるものでございます。

(1)でございますが、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る 共済費を除く)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの 経費の各項間の流用となってございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第29号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算、歳入の主なものは、2、使用料及び手数料、現年度、過年度分の使用料などを見込み4,933万円とするもの、

- 3、国庫支出金、新規の配水管布設に伴う国庫補助金740万円を計上するものでございます。6、繰入金、一般会計からの繰入金を1億200万円とするもの、
- 7、繰越金、平成27年度の繰越金を見込みまして、515万1,000円とする もの、9、村債、新規の配水管布設に伴う簡水債、過疎債の借入れ990万円を計 上するものでございます。

歳入合計、1億7,400万円でございます。

2ページをご覧ください。歳出の主なものは、2、簡易水道事業費、水道施設維持管理運営費及び新規配水管布設工事費などを計上しまして、4,426万7,000とするものでございます。4、公債費、元金、利子、償還金を計上しまして、1億2,104万9,000円とするもの、歳出合計1億7,400万円とするもので、歳入歳出それぞれ前年度比で400万円の増となっております。

3ページをご覧ください。地方債、第2表、地方債の目的、限度額は、簡易水道 事業の990万円でございまして、起債の方法、リース、償還の方法は、記載のと おりでございます。

以上で説明を終わります。

日程第42 議案第30号 平成28年度山村特別会計農業集落排水事業予算

議長(秋丸安弘君) 日程第42、議案第30号、平成28年度山村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第30号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。1枚めくっていただきますと、農業集落排水事業予算でございます。

平成28年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次で定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1億4,700万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めるものでございま す。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただ し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定めるものでございます。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用となってございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第30号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算、歳入の主なものは、2、使用料及び手数料、現年度・過年度分などの使用料を見込み、3,603万5,000とするもの。3、県支出金、処理区施設等の更新整備策定に係る県補助金500万円を計上するもの。それから、4、繰入金、一般会計からの繰入金を1億円とするものであります。5、繰越金、平成27年度からの繰越金を見込み、576万4,000円とするものでありまして、歳入合計1億4,700万円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳出、歳出の主なものは、2、農業集落排水事業費、施設の維持管理運営費及び施設の更新整備策定に係る委託料など6,092万円を計上するもの、3、公債費、元金利子の償還金を計上し、7,780万8,000と

するものであります。

歳出合計1億4,700万円とするものでございまして、歳入歳出それぞれ前年 度比で300万円の増となっております。

以上で説明を終わります。

日程第43 議案第31号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業予算

議長(秋丸安弘君) 日程第43、議案第31号、平成28年度山江村特別会計介護 保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

1枚めくってもらいますと介護保険事業予算でございます。平成28年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4億4,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定めるものでございま す。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただ し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定めております。

(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第31号について説明いたします。

平成28年度の予算を歳入歳出それぞれ4億4,400万円とするものでございます。前年度に対しまして増減はございません。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、1、保険料を7,681万5,000円といたしまして、前年度に対しまして6万円増額いたしております。3、国庫支出金、4、支払基金交付金、5、県支

出金につきましては、合計を2億9,904万5,000円といたしまして、前年度に対しまして98万2,000円増額いたしております。7、繰入金を6,701万2,000円といたしまして、前年度に対しまして98万7,000円減額いたしております。一般会計からの繰入金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。 1、総務費を581万3,000円とし、前年度に対しまして168万5,000円減額いたしております。 2、保険給付費につきましては、4億1,880万1,000円といたしまして、前年度に対しまして660万円増額いたしております。 4、介護予防事業のための地域支援事業費でございますが、1,670万8,000円といたしまして、前年度に対しまして27万6,000円増額いたしております。また、8、予備費といたしまして265万7,000円を計上いたしております。

以上が歳出の主なものでございます。以上でございます。

日程第44 議案第32号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第44、議案第32号、平成28年度山江村特別会計後期 高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第32号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

1 枚めくっていただきますと、後期高齢者医療予算でございます。平成28年度 山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算は歳入歳出それぞれ3,20 0万円と定めるものでございます。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご との金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第32号についてご説明いたします。

平成28年度の予算を歳入歳出それぞれ3,200万円とするものでございます。前年度に対しまして50万円減額いたしております。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、1、後期高齢者医療保険料につきましては、1,589万1,000円といたしまして、前年度に対しまして11万9,000円。3、繰入金を1,589万円といたしまして、前年度に対しまして20万4,000円それぞれ減額をいたしております。また、4、繰越金といたしまして、15万5,000円を計上しております。

以上が歳入の主なものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。 1、総務費を19万1,000円とし、前年度に対しまして4万8,000円、2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3,159万1,000円としまして、前年度に対しまして27万5,000円それぞれ減額をいたしております。また予備費といたしまして16万7,000円を計上いたしております。

以上が歳出の主なものでございます。以上でございます。

日程第45 議案第33号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第45、議案第33号、平成28年度山江村特別会計ケー ブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第33号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

1 枚めくっていただきますと、平成28年度の山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。平成28年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、600万円と定めるものでございます。 本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 議案第33号について説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。

まず歳入、款1、分担金及び負担金1,000円を計上いたしておりまして、加入負担金でございます。2、使用料及び手数料、ケーブルテレビ使用料、光ケーブルの使用料及び放送手数料でございまして、2,433万5,000円を計上いたしております。3、繰入金1,200万円、一般会計からの繰入金でございます。4、繰越金766万3,000円、前年度からの繰越金でございます。5、諸収入1,000円を計上いたしておりまして、雑入でございます。

以上、歳入合計を4,400万円とするものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。歳出でございます。1、総務費、総務管理費、ケーブルテレビセンターの運営に関する旅費、需用費、役務費、委託料等でございまして、1,104万6,000円を計上いたしております。2、ケーブルテレビ事業費3,145万9,000円を計上いたしたおりまして、施設の管理費、電気料、通信運搬費、番組受信委託料、点検委託料、電柱共架料、引き込み工事費、センター用の機材購入費などでございます。4、予備費149万5,000円を計上いたしております。

以上、歳出合計を4,400万円とするものでございまして、昨年度比2,100 万円の減となっております。

以上でございます。

- - - - - - - - - - - - -

日程第46 要望第1号 第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字溝 の蓋設置についての要望書

議長(秋丸安弘君) 日程第46、要望第1号、第2区主要道路コンクリート舗装破 損修復工事及びU字溝の蓋設置についての要望書を議題とします。

お手元に配付しております要望書の写しのとおり、第2区区長、増木繁様より、 ほか役員の方より、第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字溝蓋設 置についての要望書であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております要望第1号について、経済建 設常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。よって、日程第46、要望第1号、第2 区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字溝の蓋設置についての要望書に ついては、経済建設常任委員会へ付託することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第47 要望第2号 人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草加工所の建設についての要望

議長(秋丸安弘君) 日程47、要望第2号、人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草加工所の建設についての要望を議題とします。お手元に配付しております要望の写しのとおり、山江村薬草部会部会長、宮原誠一様より、人吉球磨地域薬草栽培振興を目的とした、薬草加工所の建設についての要望であります。

お諮りいたします。ただいまの議題になっております要望第2号については、経済建設常任委員会へ審査付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。よって、日程第47、要望第2号、人吉 球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草加工所の建設についての要望について は、経済建設常任委員会へ付託することに決定いたしました。

また、そのほか、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子様より、「軽度外傷性脳損傷脳損傷・脳しんとうの周知の予防その他その危険性や予防の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」あさぎり町議会議長、橋爪和彦様より、人吉球磨地域の薬草加工所建設に伴う広域行政組合所有の土地及びふるさと市町村圏基金の一部活用の要望が届いております。

以上2件については、それぞれ委員各位へ資料配付することにいたします。各議員で内容を研究をされ、必要なものについては後日議員提案等をされるようお願いいたします。

- - - - - - - - - - - - -

日程第48 議員派遣の件

議長(秋丸安弘君) 日程第48、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするとき、議会の議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により提案するものであります。

それでは、先ほど、総務常任委員会委員長から、国民健康保険財政への国庫負担 割合をふやすことを求める意見書案の動議が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、したがって、国民健康保険財政への国庫負担 割合をふやすことを求める意見書案を日程に追加し、追加日程第1として議題とす ることを決定しました。

それでは。今から資料を配付しますのでしばらくお待ちください。

[資料配付]

追加日程第 1 発委第 2 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書案

議長(秋丸安弘君) それでは、追加日程第1、発委第2号、国民健康保険財政への 国庫負担割合をふやすことを求める意見書案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務常任委員会委員長、西孝恒議員。

総務常任委員長(西 孝恒君) それでは、発委第2号について説明いたします。

平成28年3月9日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会総務常任委員会委員長、西孝恒。

国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書案を、別紙のと おり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案の理由としましては、先ほど報告第1号でご決定いただきました要望書の意見書であります。国保財政が厳しい中、今後も本村の1人当たりの医療給付費は、ますますふえることが予想されることや、運営主体が平成30年度より、現在の市町村単位から都道府県に移行していくなど、国保税が現在よりも上がるのか下がるのか不透明な面もあることから、本委員会として、現在の国庫負担割合をふやすことを求める意見書を国へ提出し、改善を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、慎重に審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長(秋丸安弘君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

.

散会 午後3時38分

第 2 号 3 月 1 7 日 (木)

平成28年第2回山江村議会3月定例会(第2号)

平成 2 8 年 3 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	赤	坂		修	君	2番	横	谷		<u></u>	君
3番	森	田	俊	介	君	4番	西		孝	恒	君
5番	立	道		徹	君	6番	谷		予清	ま之	君
7番	秋	丸	光	明	君	8番	中	竹	耕-	一郎	君
9番	秋	丸	安	弘	君	10番	松	本	佳	久	君

- 3.欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4.職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 議会事務局長 新山孝博君
- 5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内	Щ	慶	治	君	教育長 大平和明君	\$
総務課長	豊	永	知	満	君	税 務 課 長 福 山 浩 君	=
企画調整課長	北	田	愛	介	君	産業振興課長 蕨 野 昭 憲 君	=
健康福祉課長	平	Щ	辰	也	君	建設課長 白川俊博君	=
教育課長	Щ			明	君	農業委員会 事 務 局 長 迫 田 教 文 君	‡

開議 午前10時00分

議長(秋丸安弘君) おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

日程第1 一般質問

議長(秋丸安弘君) 会期日程日次第9の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、9名から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60 分といたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに3番、森田俊介議員より、1、TPP対応について、2、マイナンバー制度について、3、新エネルギー太陽光発電についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。3番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

3番(森田俊介君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3番、森田から一般質問を行います。

はじめに、TPP環太平洋地域における経済連携のことですが、米国、日本を中心とした12カ国の協定に基づき、国はアベノミクス政策に一環として2013年7月より正式参加、日本の交渉参加から2年をおいて2015年10月5日、大筋合意により5年を目途に関税が撤廃されることが決まりました。TPPの交渉では、24分野にわたり広範囲な議論が行われていますが、農業だけではなく、国民生活に広い範囲内で影響が心配されています。協定では、それぞれの国で制定した関税をなくして、もっと自由貿易にし、経済発展を示すことを目的としております。関税とは、自分の国の産業を守るためにほかの国からの輸入製品に税金を掛けて、簡単に輸入製品が売れ回らないようにする税のことといいますが、段階的に関税が撤廃されることになれば、メリットの場合は関税の撤廃により、肉、野菜、果物、牛肉などの輸入製品が安くなる。関税の引き上げにより貿易が自由化に進み、日本製品の輸出が拡大する。大手製造業にとっては企業内貿易が効率化し、利益が増える。鎖国状態から脱却し、グローバル化を加速させることによりGDPが10

年間の間で27兆円増加するそうですが、デメリットでは、海外の安い価格の商品を輸入することによって、デフレを起こす可能性がある。関税の撤廃により、米国その他の国から安い農産物を輸入し、日本の農業に大きなダメージを与える。食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされる。医療保険の自由化、総合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりかねない。地方経済、食の安全、医療、国のルールが変化することになる。

以上のことから、熊本県は平成28年2月22日にTPPが発効された場合、農林水産業の県内の生産額が最大132億円減少するとした試算を発表し、国に提出したと新聞に記載してありました。ありましたが、我が山江村の農林水産の試算の減額はどのぐらいになるのでしょうか。また、どのような影響があると考えられるのか、答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) それでは、お答えいたします。今日は一般質問となっておるわけでありますけれども、政策的なもの、それからその政策に至る考え方について私のほうから答えさせていただきますし、また具体的な数字等々の事務的なものについては担当課長から答弁をさせたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

まず、森田議員のそのTPPに関する質問であります。ただ、このTPPの問題 は、当然山江村にも影響が波及するというようなことではありますけれども、基本 的には外交の問題であります。いわゆる日本の国対外国との協定になるわけであり ます。そういうことを考えながら、その影響をどう見計らっていくということが必 要であろうかと思います。ただ、今後の見通しでありますけれども、11月にアメ リカのほうは大統領選挙を控えております。そこで、批准するかどうかということ がまず見守られることであろうかと思いますし、民主党につきましてはアメリカの その貿易協定につきましては、どちらかというと後ろ向きな面もあるわけでありま して、相当な議論がアメリカでもなされるんであろうと考えているところでありま す。その後、各国で署名をいたしまして、その後にTPP協定第30章第5節によ りますと2年と60日後の期間がいるということであります。要するに署名をして から2年と60日後ですから、その協定を発効するまでに、ある意味ではある一定 の期間があるということでありますので、現段階でその影響度の試算はしてあるよ うでありますけれども、当然いろんな動きがあってくるということであります。T P P に係る影響につきましては、食の安全等々も森田議員、二度ほど申されました けれども、いいものは生き残るんであろうというふうに考えております。そのやっ ぱり本物であるものをしっかり今から体制を整えながら生産していくということと

同時に、また国の動きによって、熊本県、またこの山江村にどのような影響を及ぼしてくるのか。また、その関係の対策を、国がどういう手を打ってくるのか、加えて予算が当然不利益となるということであれば、国の手当も出てくるであろうというふうに考えるわけでありまして、その予算がどういうふうになっていくのかを今後発効するまでの期間、しっかり見守っていきたいと思っているところでありますし、その状況においては、地方団体といわれる6団体のほうで声を上げていかなくちゃいけないんだろうということを思っているところであります。

そういう大枠の中でのTPPの考えでありますけれども、質問は現時点での農林 業への影響、また保険の話もされましたが、その付近につきましては担当課長のほ うで資料をまとめておりますので、課長のほうから答弁をさせたいと思います。 以上であります。

議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それでは、お答えいたします。

まず、先ほど申されましたとおり、熊本県は国が昨年12月に示しました農林産 物の全国の影響額の算出方法に基づいた試算、それに加えて、熊本県独自の試算加 えたTPPによります県内への農林水産物の減少額を最大で132億円減少すると いうふうに公表されたところでございます。そこで、山江村の農林水産物生産額の 減少額の試算と与える影響はというご質問かと思いますが、熊本県が試算しました 農林水産物15品目の中の農産物9品目のうち、山江村に影響があると思われます 米、牛肉、牛乳、乳製品、鶏卵、野菜の5品目を県の試算方法に準じて試算いたし ましたところ、これは現時点で試算した額でございますけれども、米が426万円 程度、牛肉が152万円から292万円程度、生乳が160万円から260万円程 度、鶏卵が105万円から210万円程度。野菜につきましては県が試算しました 8品目の中からメロン、ナス、キュウリの3品目で6万円程度。以上、合計いたし まして本村農産物への生産額は849万円から最大で1,194万円程度の減少が 見込まれると試算をしたところでございます。ただし、この減少見込額につきまし ては、今後の動向次第で変動する試算額でございますので、あらかじめ申し添えた いと思います。なお、米につきましては政府が新たに輸入で増えた分は備蓄米とし て買い入れ、農家にできるだけ影響が出ないようにする考えのようでございます。 ただ、県につきましては安価な輸入米の増加で県産の3割を占める業務用米価格の 下落を見込んでいるようでございます。また、栗につきましては、TPP3カ国か らの輸入がないこと、それから林産物につきましては木材のほとんどが建築用材で あること、そして輸入丸太には関税が掛からないことから、県と同様に本村への影 響はないのではないかと見込んでいるところでございます。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 今、あらかじめ数字を述べてもらいましたが、ほかの建設課と か健康福祉課での変化ですね、変わり方はどのようになってくるんでしょうか。お 聞きいたします。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、お答えいたします。

まず、先ほどの森田議員の質問の中に、医療に与える影響はどういうのが考えら れるかということでございますが、まずは今の日本の診療に対します診療の種類は 2種類ありまして、一つが保険が使える治療、これを保険診療といいます。そして 使えない治療があります。これを自由診療といいますが、これら二つを同時に行う のが混合診療というふうに言います。現在、日本ではこの混合診療は原則禁止をさ れております。といいますのが、誰もが平等に医療を受けられるようにするという 目的であります。TPPによりこの混合診療が解禁されるという可能性があると言 われておりますが、解禁されますと医療の平等性や安全性が失われていくというふ うな懸念があります。今まで全額自費で診療を受けていた人は、これが解禁されま すと保険診療相当部分の保険給付を受けられることになるということでありまし て、今まで診療を断念したケースでも解禁によりまして診療を受ける、保険を使っ て受けることができるというふうな方向になると言われております。解禁によりま して保険適用外の自由診療が多くなりますと、財政難の今現在ですね、これまでの 保険診療の保険で受けられた範囲が狭くなる可能性があるとも言われておりまし て、つまり質の低い診療だけが保険が利くということであります。質の高い保険は 適用外になる可能性があるとも言われております。また、混合診療が解禁されます と、確実に保険の医療の支出を増やしますし、そして保険医療支出が増えれば保険 医療財政が悪化し、そして悪化すれば医療予算の削減の圧力はますます強まるだろ うという可能性があります。まだいろいろ医療に対しまして懸念されることはあり ますけれども、今後国の動向に注意していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、農林業以外、建設業に与える影響ということで、まずTPP交渉に参加した場合の建設業への影響ということでは、防災減災などの公共事業整備を海外企業へ任せるには安全上の問題などが考えられるということでございます。地場の中小の建設業では、今まで以上に受注ができなくなり、仕事が奪われるか、下請け企業対するダンピングも厳しくなると不安の声もあります。また、一方で大手ゼネコンなどだけでなく、専門工事業者の中には海外進出を

進める動きがあり、東南アジアなどへの建設業の進出がますます盛んになると期待されるともあります。しかしながら、インフラ整備を海外企業へ任せた場合、技術面など安全保障上の問題が生じたり、人件費が安い労働者が海外からの流入で日本労働市場に混乱を招く恐れがあるとしております。公共事業の国内入札となった場合、入札手続きの繁雑化、長期化、工事に関する規準調整効果の定価など、品質などにも影響がされるということが考えられるということでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 企画課の考えは、どげんでしょうか。どぎゃん方針でいくのか、別にありませんでしょうか。言わせれば総合開発みたいな感じでやっているので。それに、影響は出ないものだろうかと。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 総合開発という問題で、やはり山江村の大きなマスタープランでありますとか総合計画、また設計等について、海外の企業も進出してくるという可能性もございます。先ほど建設課のほうから申しましたような日本の企業がやっぱり影響を受けるという懸念はございます。これにつきましても、今後はやはりどういう問題が起きるかというのを分析しながら、国の動向を見守っていく必要があろうかと思っております。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 議会の中で、発議第5号でTPP協定大筋合意に関する意見書が提出してあります。議会、農業委員会、それからJAとか商工会の中で協議しながら、一体となって村の政策や成果を考えなければいけないというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいというふうに考えております。

次に、マイナンバーのことですが、平成27年9月に質問しましたが、平成27年12月までに通知カードが配付されて、氏名とか住所、生年月日、性別、ナンバー番号が本人の確認の顔写真を必要として申告し、交付されますが、平成28年1月からスタートして3月までの山江の状況の交付は何名ぐらいにわかりますでしょうか。お聞きいたします。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 個人番号カードの申請件数につきましては、現在のところ284件でございまして、全村民に対して約8%でございます。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 個人情報なので、一人一人が記録を確認しなければならない、 これは国で定めた法律、基準などで決まりは決まりなんですが、二十歳未満の子ど もの個人番号は保護者の下で手続きをすると、有効期限が5年としてありますが、 成長著しいときに、体も顔も変化する写真で判断できるのでしょうか。私は疑問と 思います。また、二十歳以上でも10年間が有効期限としてありますが、顔写真な どが変化すると思われる。番号だけで判断されるのでしょうか。お聞きいたしま す。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 今、森田議員がおっしゃいました、この申請の更新は 二十歳以上が10年、二十歳未満が5年というふうに今はなっております。確かに 今は、特に二十歳未満の方は5年すれば顔も変わる、2、3年で変わるということ もありますけれども、国の方針が今そうですので、今後状況によって変わるかもし れませんので、注意していきたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 我が山江村も少子高齢化ですが、65歳以上、一人暮らし、認知症、介護施設への入居者、在宅介護の身体の不自由な方々、手続きは世帯主が理解の承諾の下で手続きを考えてはいかがなものでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 先ほど申請件数を申しましたが、山江村全体では8%ということでございます。確かにこの申請件数が少ないのは、やっぱり申請に対するいろいろな課題がありまして、例えば写真を添付しなくてはいけませんので、写真を自分で撮って申請するというのがやっぱり一番の課題といいますか、申請が多くならない理由かなと思っております。今のところ、その個人番号カードの申請につきましては約5回ぐらい、村民の方を対象に介護予防事業とかで説明をしておりますし、大体100名から200名の方に説明はしております。確かにそれでも申請が少ないのは、やっぱり写真かなというふうに思っております。今後の課題としましては、やっぱりその写真を役場に来てもらって、撮って、申請の手続きのお手伝いをするというふうなことも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) その写真の手続きとか、いろいろ役場に来てなんですけれど も、個人の家に訪問してですね、マイナンバー制度のプロジェクトチームを山江村 でつくったらいかがなものでしょうか。お聞きします。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 先ほど申しましたが、役場にどうしても来られない方

もいらっしゃると思います。プロジェクトチームということでありますが、あくまでも申請は任意でありますので、どうしても役場に来られないという方がいらっしゃったら、そのチームも検討しながら今後の対応に備えていきたいというふうに思っております。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 児童手当の認定とか、厚生年金の改訂、法廷調整等、源泉徴収等など必ずカードが必要と思われますが、平成27年の申告は終了しましたけれども、来年の申告はマイナンバー番号でお願いしますと書かれておりました。座談会、ケーブルテレビ、それから回覧板等で通知はされていると思いますけれども、このマイナンバー制度のセキュリティ、あるいはコンピュータ委託など高額な予算計上をしてあります。山江村の応募が100%に近い推進を私は望みたいと思いますので、しっかりとしたご指導のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、次に新エネルギーについてお尋ねします。村有地に太陽光の計画が 行われると聞いていますが、現状の状況の理解説明は十分に話し合うことができて いるのでしょうか。執行部のお答えをお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) メガソーラーについてのご質問でございます。この件 につきましては、太陽光発電施設の計画ということで、山田の字立山の村有地を借 用して事業を行いたいというふうな打診が昨年からあっております。事業者は横浜 に本社を置く企業でございまして、球磨郡内に数カ所事業をもう実施しているよう でございます。この計画におきましては、先ほど申しました山田字立山の村有地2 万 7 , 4 4 9 平米ございますけれども、この土地を借り受けて太陽光パネルを設置 して、1,500キロワットの発電を行いたいというふうな計画でございます。こ の計画につきましては、議会のほうにもご説明と現地調査を業者のほうからお願い して実施したところでございますけれども、地元の説明会が必要であるというご意 見がございましたので、昨年の12月25日、それから今年の2月20日、3月6 日の3回にわたりまして地元説明会を業者主催で開催されております。第1回目の 説明会におきましては、降雨時の雨水の流れ、崖崩れなどの心配が多数出されまし た。そのことを受けまして、詳細に現地調査を行わせてくれという申し出がござい ましたので、測量等を許可したわけでございますけれども、その情報を基にいたし まして排水計画であるとか、崖崩れ対策、そういったものをいろいろと設備をされ まして、その内容を第2回目で地元のほうに説明をされております。そのときに、 また景観の問題等もございまして、伐採が進んで荒廃地になってしまうんじゃない かなというふうな懸念も出されましたので、またそれを受けまして、極力環境に影

響しないような施設にするということで、近くに本城の森の分譲地がございますので、その方々の住民の不安を取り除くような施設設計にしていただきたいということで指摘を受けましたので、またそのような環境に配慮した施設にしたいということで、完成予想図等も求められましたので、そのようなものも作成して、第3回目にそのような不安に対する説明が行われております。段々2回目、3回目重ねていきますことには、地元の理解のほうは進んできているんじゃないかなというふうな感触は得ております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) その課長が言われました太陽光がほかの村でも設置してあるということでありますが、その状況はどんなものでしょうか。他村の状況は。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 球磨郡内の他の町村で実施しておられますのが、議会でも現地調査をしていただきました湯前町ですね、こちらのほうはもう完了しておりまして、数年間発電を行っていると。それから、錦町のほうにも完了をしている箇所が1カ所あるようでございます。それから、あさぎり町に1カ所を工事中ですね、ここも現地調査していただきましたけれども、現在工事中であるというふうな状況でございます。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) それでは、今のところ、いろんなトラブルなんかはないという ことで理解してようございますでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 私どものトラブルということはちょっと聞いておりませんけれども、前回調査をしていただきましたあさぎり町のほうですね、あそこはまだ造成中で、何か表土が剥き出しになっておりまして、雨のときには土砂が流れ出ているというふうなことはちょっと現地のほうでお聞きはしておりますけれども、山江村のほうでも進出してくるとなりますと、きちんとした協定を結んで地元に迷惑掛けないような対応をしていかなければならないというふうには考えております。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) そのトラブルはないということなんですが、私は賛成、反対と は別としまして、所有地である現状を見てみますと、荒れ地で自然災害もあり得る ということが見受けられます。まず、村のほうで整地、利水工事をしたらいかがな ものか、お伺いいたします。 議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 議会のほうで現地調査をしていただきましたときに、現地をつぶさに見ていただきました。現状につきましては、階段状に既に造成がしてございまして、元は養豚をされておったところでございます。現在は排水路等もなく、道路を伝って雨水が流れているというような状況でございました。この企業のほうも排水には非常に気を遣っておりまして、計画では3本の大きな水路を新たに設置して、排水のほうは宅地のほうとか周りの田畑に影響のないような計画をしたいというふうな、事業者のほうが排水等には計画をいたしております。このような、今よりも安全度が向上するようなことで対応していただきたいということで村のほうも申し入れをいたしているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 私のほうから補足させていただきたいと思います。太陽光を含めた新エネルギーでありますけれども、いわゆる原子力の発電が未来永劫永々と続くということは非常に難しい状況の中にあって、各自治体とも代替エネルギーをしっかり考えていくということが喫緊の課題であろうかと思います。本村におきましても、新エネルギーの総合基本計画をつくって、それに沿っていろんな事業を考えているところでありますし、小水力発電調査あたりもやっております。また、バイオガスの発電につきまして、何度か議員の皆様方にはおつなぎしたと思いますけれども、その可能性について行っております。

いずれにしましても、先般、阿蘇の小国町が、小国町自体がその発電事業者になって村民の方々の電気料を安くするというような新聞記事が載っておりましたけれども、そういう方向が当然、どこの事業所でも直接その家に売ることができるようなことでありますから、そういうことも含めて新エネルギーの総合計画を考えていきたいというふうに思っております。

お尋ねの合戦峰の太陽光発電の件ですけれども、あそこは本城地区を造成しました跡に、また何軒か入られました後にあるところが競売にかかった土地でありました。温泉も掘ってあるという土地でありますけれども、実はあれを購入する折りには、本城地域の分譲住宅地があるから、その地域の上を乱開発される業者が入っているんなことされたら困るというような思いもあってあそこの土地を購入したということであります。そういう意味におきましては、九電のほうもメガソーラーはもうほとんど満杯でありまして、あと1件か2件、人吉球磨の中でつなぎ込みがあるということの中において、あの地域はそのメガソーラーの引き込み線があるということでありますし、一番そういう意味では、ソーラーを設置するということは、もしソーラーを置くことができないということであれば、あそこの土地は全く何もで

きない土地になってしまうというようなことであります。非常に災害等の心配、また景観等の心配もされるということは重々わかりますけれども、その付近におきましては進出してきます業者と地域住民の方々が役場が中に入りながらしっかりとした進出協定、災害防止協定を結んでいく。もし何かあったときには、起こったときには、その事業者のほうでしっかりと対応していくということに加えまして、山江村は非常に財政が厳しいということが今後また予想される中において、しっかりとした財源が入ってくるというような財政の健全化にもつながっていくというようなことでありますので、しっかりとしたそういう話し合いができるということであれば進めていきたいと思いますし、議会の皆さん方のご理解とご協力もお願いできればと思っているところでございます。

それから、役場のほうで造成工事をということでありますけれども、役場のほうでその整備をして貸し出すというよりも、その会社が安全な形で役場のほうがいろんなチェックをしながら、安全性のチェックをしながら点検をしていくというような役回りが適当かと思うわけでありますし、役場のその財政的な支出も要らないということでありますので、今のところ役場のほうで整備するということは考えておりません。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 今、村長の意見をお伺いしましたけれども、もしこの設置が難 しいということになれば、村の総合公園建設事業の中で公園の設置も計画を考えて は、候補の一助として考えてはいかがなものでしょうか。村長にお伺いします。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

今、総合公園の検討委員会がこの間第1回目を行いまして、特に子どもさんを持つお母さん方からは活発な意見が、委員のお母さんから出ておるところであります。一応、ここにどのような形で設置するのか、当然、村内のそういう適地については今後検討していくということになりますので、当然候補地の一つにはなり得るかもしれません。高速からも近いということもあります。ただ、将来の管理上の問題、そしてあそこを開発した際、逆に危険性の問題もちょっと、その付近のリスク管理も要りますので、その付近も含めて検討させていただければと思っているところであります。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) わかりました。慎重なる村の対応を十分にお願いしたいという ふうに考えております。

これで、一般質問を終了します。ありがとうございました。

議長(秋丸安弘君) 次に、2番、横谷巡議員より、1、子育て支援について、2、 高齢者福祉対策についての通告が出ております。横谷巡議員の質問を許します。 2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

2番(横谷 巡君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2番議員、横谷巡から一般質問を行います。一つ目は、子育て支援について、二つ目は高齢者福祉対策についてであります。このことは、少子高齢化対策で関連しており、情報通信技術による子どもたちの学ぶ力や子どもたちの健やかな成長のための貧困対策、そして高齢化社会における暮らし、介護、生きがい対策など、地方創生の核として取り組む方策はないのか。そのような発想からの質問ですので、よろしくお願いします。

初めに、子育て支援についてであります。知識基盤社会の時代と言われる今日、子どもたちはスマートフォンに代表される様々な情報メディアを活用するようになり、生まれながらにICTに慣れ親しんで成長をしています。このような環境下において、本村では小中学校全校を対象にICTを活用した事業改善による新たな学習形態への挑戦、教育効果の明確化を基本目標として、全国に先駆けて情報機器の整備、ICTを活用した教育の実践に取り組まれております。その中でも山田小学校は、平成23年度からICTを活用した未来の学校創造プロジェクト研究推進校としてICT教育の研究を開始、今やその研究成果は目を見張るものとなり、全国学力状況調査の結果からも全国熊本県平均を大きく上回る数値となっています。昨年、この研究発表会がありました。県内外から多くの方が視察に研究大会に来られたわけですけれども、そのときにいただきました資料の中に、全国学力の結果が出ています。全国、熊本、山田小学校、本当にこの数字を見ると素晴らしい成果が上がっているなということが一目にわかります。そのことから、ICT教育に関する他自治体からの学校視察も多く、本村の先進的な取り組みが注目されている証であると高く評価をしているところであります。

そこで、村内小中学校のICT教育の現状について、以下の質問をいたします。 まず、学習の実態と成果について。それから、ICT教育をどのように評価されて いるのか、まず最初にこの2点についてお伺いいたします。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えします。

まず、私のほうから、冒頭の地方創生の柱、子育て支援及び高齢者福祉対策等々

のご発言がありましたので、その付近の考え方について申し上げたいと思います。 それから、若干私自体も教育行政ではありますけれども、村長部局も私もこのIC T教育には随分と関与するようになりましたので、その付近も若干説明をさせてい ただきたいと思います。

まず、地方創生の柱としての子育て支援、貧困対策、高齢者福祉ですが、この地 方創生は元々まち・ひと・しごと創生と申すわけであります。結論は、仕事をつく りながら、その人を残しなさい、そしてまちづくりをしなさいというようなことで ありますけれども、総合的に考えますと、いかにその山江村に住んでいる人たちが 豊かに安心して安全に、生きがいをもって暮らせる地域を経営するか、つくってい くかということが一番の近道であろうかと思います。いわゆる住み続けたい村は、 住みよい村は行きたい村でありますし、住みたい村になってくるわけでありますの で、当然、議員おっしゃいますとおり、子育て支援、またその貧困の問題等々につ きまして、まだ今非常に教育費がかさむ時代になってきておるところであります。 そういうことにつきましては、いろんな、今回も医療費の高校生までの無料化もし ますし、というような対策をしっかり打っていくということが求められていようか と思っております。ということは、高齢者福祉が全くリンクしていると私は考えて おります。と申しますのも、昔は三世代で暮らしながら、支え合いながら家族でい ろんなことを行ってきた、生活をしてきたということでありますけれども、核家族 化がどんどん進んでくる、今では一人親世帯も随分と増えてきた。と同時に、高齢 者の一人暮らし、また高齢世帯が増えてきたというようなことになりまして、双方 に対する支援をどのようにやっていくかということが求められているんだろうと思 いまして、そういうことの中に地方創生をしっかり位置づけさせてもらっていると ころでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、教育ICTですが、教育委員会、私にお尋ねでありますけれども、教育長にもお尋ねでありますが、実は先般筑波で教育ICTの首長サミットなるものが行われました。私、出席の要請がありまして、そのパネリストとして、パネラーとして、山田小学校、山江村のそのICT教育の現状を申してきたわけであります。特に全国から7つの市町村長が集まってそれぞれの取り組みを話されたわけでありますけれども、山田小山江中につきましては4年目の取り組みであるということも含めて、数字としての効果が、成果が出てきているということでありますから、そのICT教育により学力は上がるのか、その結果を数字として私はお示ししますと申して発表をしてきました。山江のその数字を見せたところ、二つの特徴がありました。一つは、全国平均より相当数高くなってきている。学力が一番高いと言われる秋田県よりも高いんだというようなことであります。高い科目につきまし

ては20ポイントを超えておりました。もう一つの特徴は、国語、算数、数学等々、A問題とB問題というのがありました。A問題は基礎学力のことであります。Bは応用の学力でありますが、そのAの問題よりもBの、要するに応用する力といいますか、いろんなものを自分で考えながら、自分で表現する力、これが高いというような特徴が出ております。どこの学校もそのAも大事でありますけれども、Bの応用の学力をどう上げるかということが非常に苦慮されている中において、このICT教育が非常に成果を上げているというような一つの例であろうかと思います。そういうこともおいて、全国のICT教育を推進するために、5月18日には私のほうに東京で行われますICTソリューションというイベントの中で、その成果を全国の首長、また議員向けに話していただきたいというような要請もしておりますので、その付近のことも含めて、またこれは文科省の支援も必要になるということになりましょうけれども、特に山江村の場合は過疎債を活用しながらいろんなことができたということでありますから、過疎債がない地域につきましては、相当な財政の負担になっていくということも含めて、その文科省の支援につきましても言及をしてまいりたいと思っているところであります。

加えて、そういう動きの一連で、全国のICT教育首長協議会が設立されようとしております。いわゆる教育行政に市町村長部局が大いに協力をしながら子育ての支援をしていこうという動きに全国的なうねりとなって今来ております。そういうことを含めて、しっかりと2020年までが山江村のそのICT教育を推進する目標となっておりますので、今回の28年度の予算にも3,000万円程度の予算を付けさせてもらっているということでありますけれども、しっかりとその子どもたちの支援について、学力の向上についての支援もしていきたいと考えているところであります。

具体的なお尋ねの件につきましては、教育長のほうから答弁をしてもらいます。 議長(秋丸安弘君) 大平教育長。

教育長(大平和明君) 先ほどのご質問のまず1点目、学習の実態と成果についてというお尋ねでございましたが、先ほどご指摘がありました23年度から本村は山田小を皮切りにICT教育に取り組んでおります。これも村民の皆様方をはじめ、議会の皆様方のご支援のお陰だというふうに思っております。この5年間でいるんなことが変わったという具合に思っていますが、一つ申し上げれば、今、次の学習指導要領が策定されています。キーワードとして、一つの目玉がアクティブラーニングという言葉で次の次回の学習指導要領が定義されているようです。実は、ICT教育を取り入れたことで、いわゆるアクティブラーニング、アクティブラーニングというのは簡単に申し上げますと子どもたちが能動的に学習する場という具合にご

理解していただければという具合に思いますが、従前だと一斉指導、先生たちが教科書を使いながら、黒板を使いながら一斉に指導していてという一斉指導だったわけですけれども、今ご覧になっておわかりのとおり、うちの三つの学校では、共同で、自分たちでグループ討議しながら、そして課題を見付け、そして課題を解決していくという学習スタイルに変わってきております。そのことが、この5年間の実態と成果ではないかなという具合に思っております。

2点目ですが、ICT教育をどのように評価しているかという点でございます。 まず、先生たちの授業が変わったという具合に理解しております。先ほど言いまし たように、ICT機器が入りました。今までのようにチョークと黒板での授業、教 科書だけを使っての授業だけでは事足りなくなったということです。したがって、 授業方法も変わらざるを得なかった。いわゆる授業が変わったということでござい ます。そのことによって、先ほど言いましたアクティブラーニング的な学習が徐々 に進んできたとともに、ICTありきではなくて、やっぱり学校の先生たちのここ からは知恵だと思うんですが、私が自慢していい知恵だと思うんですけれども、I CT機器だけに頼らないで、やっぱり従前の学習スタイルであるアナログの部分も 非常に大切にされて、それに村からも今から小学校3年生に国語辞書を配付しても らっております。本当にありがたいことで、ICT、タブレットパソコン、ここに 置いて、国語辞書をここに置いて勉強しています。こういう学校というのはやっぱ り珍しいと思うんです。そのことがうまくリンクしながら、やっぱり学力に跳ね返 ってきたと、先ほど村長も言いましたように、学力に跳ね返ってきたというのが一 つの大きな成果だろうという具合に評価しているところです。実は、来週ですか ね、広報4月号が出ますが、その広報4月号の中に12月に行われた熊本県学力調 査の結果を載せております。残念ながら中学校の数値を挙げると、個々の学校名を 上げたことになりますので、その数値はできないんですが、例えば小学校国語、山 田小と万江小ですよね、3年生で県の平均が77.5、山江の平均点が93.3なん です。算数でいいますと、3年生だけ言いますと、熊本県が65.8、山江村が7 6.7、10ポイントから20ポイント近くどの教科もいい成績を収めておりま す。こういうことが評価できる面じゃないかなという具合に今思っているところで す。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 今、教育長からアナログ、基本的な授業の中に辞典とか、あるいはICT機器を使ったものを取り入れることによって、よりよい学習成果が上がるということを今お答えいただきました。そこで、このICT機器の実践ですけれども、今後期待される効果と、また課題もあるとおもいます。この点について、教

育長の見解をお聞かせください。

議長(秋丸安弘君) 大平教育長。

教育長(大平和明君) 今後ということでありますが、実は先般、3月の初めに3校にテレビ電話会議システムを設置しました。これは、これから実践を始めるわけですが、今日の午後からのご質問にもありますように、万江小学校の複式指導、やっぱり少し私ども危惧しているところもあります。単式がいいわけです。そこで、こういうやり方はいかがかなということで、このテレビ電話会議システムでの授業を始めるんですが、例えば山田小学校の6年生の黒板をテレビ電話で映します、万江小学校に。万江小学校の6年生の姿を、今度はテレビ会議で山田小で見ます。山田小の6年生の先生が、山田小の子どもたちも見ながら、そして馬板を書きながら、そして万江小学校の子どもたちの意見も聞きながら、山田小の子どもたちの意見と混ぜながら授業を展開していくというのを一つの方策として考えているところです。これは、行かなくともいいということですよね、リアルタイムで相互に共同の授業ができるということです。これは、万江小と山田小と山江中もつないでありますので、今度は小学校と中学校も同時にできるということを進めていきたいという具合に思っております。

それからもう1点は、実は27年度、山田小学校が全国の先進校4校の一つの中 に選ばれました。今、万江小学校と山江中学校も先進校に申請中でございます。多 分、今の実績から言うと、また新たに先進校に認定していただけるかなという具合 に思っているんですが、実は村内3校ありますが、3校とも先進校になると、実は 国のそういう組織から山江村が先進地域という形で認定されます。そのことによっ て、またいろんな面での波及効果が出てくるんじゃないかなということを期待して いるところでございます。課題といいますと、私が今思っていますのが、小学校で ICT教育を受けました。中学校でもつないでいます。今回、一昨日ですかね、山 江中学校の全部の3年生がめでたく高校進学をしました。この子どもたちが高校に 行ったとき、まだ高校は進んでないんです。小学校、中学校で非常にそういう環境 に恵まれた子どもたちが高校に行ってなかなかうまいこといかない。ここが一つの 課題だろうと。そして、また大学なり、あるいは仕事、就職していって、もう本当 にそういうグローバルな社会の中に飛び込んでいくわけです、今の子どもたちは。 そこが一つ途絶えるというのが残念でございますが、このことは今、県のほうでも しっかり考えているようです。人吉球磨はICT教育が進んでいる地域ですので、 例えば人吉高校あたりに県の指定校を設けてというような話も聞いておりますの で、そういうような動きになりますと、私どもが懸念している一つの課題が解決す るのかなという具合に思っているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 今、小中学校では小中一貫校とか、そういう取り組みが進んでいます。万江小の小規模校、山田小も中規模校ですか、そういったところがICT機を使って非常にこう均衡の取れた教育の展開でいくと非常に有効になってくるかなという思いを感じました。今の社会はグローバル化していますので、将来本村の子どもたちがこういう人になりたい、こういうものをやってみたいという基礎的な礎になるように、私は大いに期待をしているところであります。

次に、子どもが健やかに成長できる貧困対策についてであります。今、人吉球磨 では観光キャンペーン、人吉球磨はひなまつりが催されています。いつの時代も子 どもの健やかな成長を願う親の思いは変わりません。何事もなく、平和で家庭の宝 物として日々成長していく我が子に目を細める親。一方で、そそがれるはずの愛情 が届かない子どももいます。生後8カ月の乳児に食事、水を与えず衰弱死、住民に 衝撃、7歳と5歳児、母が首絞めて殺害、顔にやけどを負った女の子が病院に連れ ていってもらえず死亡、同居する交際相手の男性からがんつけられたと3歳児殺害 など、幼児・児童の虐待のニュースが絶えません。子どもは祝福され愛されて生ま れ、育つ権利があります。ただ、一方では虐待する側には親子関係の負の連鎖、サ ポートのない孤独な育児貧困など、行政の施策や社会の協力によって防止できる可 能性のある要因もあると言われています。国の平成26年版子ども・若者白書で は、18歳未満の子どもの貧困率が16.3%に達し、6人に1人の子どもが貧困 状態にあり、深刻化しているとの報告がされています。親の貧困は、当然子どもの 貧困につながり、教育文化や体力格差に表れたり、虐待を受けて心に傷ができた り、非行に走ったりなど、あらゆる分野で深刻な影響を与えます。本村の学校で は、早寝早起き朝ご飯の重要性がうたわれ、特に朝ご飯をしっかり食べることが大 切であると教えられています。しかし、貧困のため朝ご飯などを食べられない子ど もが存在することは、体の成長、心の成長、知識の獲得が難しくなるなど様々な制 限につながり、大人になってからも貧困が連鎖していく可能性があります。貧困対 策の政策提言をする国会議員による貧困対策推進議員連盟の発足や満足に食事をす ることができない子どものための子ども食堂の開店などの広がりも見せています。

そこで、子どもの貧困対策について以下の質問をいたします。まず、本村の子ど もの貧困の状況調査は実施されているのか。また、親の悩みなど相談サポート体制 はどのようになっているか、お答えください。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 質問の中に村長あてにも答弁を求められておりますので、まず その貧困の問題について私のほうから、今どのように考えたらいいのかということ

についてお答えをしたいと思います。議員おっしゃいました日本の相対的貧困率が 16.3%であります。相対的貧困率というのは、日本の平均家庭の収入の半分以 下の家庭を相対的貧困率というそうでありますが、おっしゃいますとおり、その子 ども数に入っておりまして、2014年の発表によりますと6人に1人は貧困にな っているというようなことであります。原因を考えますと、日本国全体を考えます と、やっぱり正社員と非正規社員との給料の格差があって、非正規社員の数がどん どん増えていっているんだということだと言われております。また、先ほど申しま したけれども、以前は家族が3世帯住んで、それぞれに助け合いながらその家庭を 経営していたということでありますが、核家族化がどんどん進んでまいっておりま すし、加えて一人親家庭が増えているということであります。いわゆる非正規社員 の上に一人親でその子どもを育てなくちゃいけないというようなところも数多く見 られてきたということであります。それと、若者の失業者が増加しているんだとい うことであります。加えて、諸々の教育費も増加をしております。今は皆さん、高 校、それから専門学校、大学にも行かれる方多いわけでありますけれども、そうい うことに加えて学費もどんどん上がってきているというようなことであります。そ ういうことを諸々考えますと、ちょっと私なりに調べてみますと、日本社会は家族 でそういう問題は解決しなさいという傾向があります。大前提にありました。子育 ては自己責任として、もちろん学校のほうもその教育に対する責任を負っているわ けですけれども、その行政、国が対策をしてこなかったということが、実はOEC D加盟34カ国の中でGDPに占める教育費の割合が日本が一番低いという結果が 出ております。その結果が、やっぱりその貧困を招いてしまうというようなことに なろうかということでありますし、その社会全体を見渡しますと、お金のある家庭 の子どもは成績がよい、お金のない家庭の子どもは成績がよくない、また事件に巻 き込まれやすいというようなことが起きています。これは、しっかり今後ですね、 行政が、また国も含めた対策を考えていく必要があるんだろうということを思って おります。一人親家庭、本当に苦労されながら2人、3人と育てておられますとい うことにつきましては、医療費を無料化したり、給食費を無料化したり、ただ今回 教育委員会のほうでは塾に行けない子どもに対してのタダゼミといいますか、とい うような対策も打たれますし、子ども食堂というようなことも言われましたけれど も、その子どもに対する生活支援もしっかり考えていかなくちゃいけないんだろう と思っております。いずれにいたしましても、相対的貧困率の全国的な動きについ て言いましたけれども、山江にも全く無関係ではありませんので、その事例事例を しっかり見据えながら対策を打っていくというようなことが必要であろうかと思い ますし、まさに議員おっしゃいました地方創生の柱としての位置づけの中で対応を

していきたいと思っているところであります。

あと、貧困調査、スクールソーシャルワーカーについては、教育委員会のほうが 答弁いたします。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、私のほうから子どもの貧困調査についてをお答えいたしたいと思います。現在、当村においては、子どもの貧困調査というものは実施はしておりませんが、家庭の経済的な格差によって勉強したくてもできない環境の子どもが増えてくるのではないかと感じてきているところでございます。当村といたしましては、保護者への経済的支援といたしまして、一人親等に対する要保護、あるいは準要保護の支給や奨学金制度を実施しているところでございます。また、子どもの学習面の支援といたしまして、中学生へ塾講師を招いての無料学習塾を実施し、基本学習を十分に身につけ、高校受験に取り組んでもらう施策をしているところでございます。子ども自身への支援が充実してくれば、親自身に活力が生まれることにつながることにもなり、何より子ども自身が生まれた環境に左右されず、将来の選択の幅が広がるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、私のほうから親の悩みなど相談サポート体制についてというご質問がありましたけれども、現在、本村におきましては子育て支援専門員を雇用しまして、出生児から定期的に訪問いたしまして、困りごとや悩み事の相談を受け、支援等を行っている状況でございます。また、保育園にも定期的に訪問しまして、保育士との連携を図っております。また、妊娠期から子育で中の相談及び支援を行うために、昨年度まで月に2回子育でサロンを行っていましたけれども、27年度から週1回に増やしまして、そこに来でもらいましていろいろな悩みの相談とか、それぞれ母親さんのたちの情報の交換を行いまして気軽に相談できる場を設けております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 次に、スクールソーシャルワーカーの相談状況をお聞きしたいと思いますが、やっぱり貧困状態から虐待が起きていくときには、親の要因、子の要因、家族の要因、これが重なって不安定になっているんなことが起きるとよく言われています。ソーシャルワーカーは本当に専門的な知識を持った方ですから、今のこの貧困が多くなっている状況の中で、うちの村は設置しています。この役割が大変重要になってきますので、今の段階でこのソーシャルワーカーの相談状況等が

わかれば教えてください。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

いじめや不登校への早期対応と対象に向けて専門家等と連携した相談、支援体制を充実させるため、当村におきましてもスクールソーシャルワーカーを平成23年度から配置しておるところでございます。実際の活動といたしましては、学校が不登校などの状態が現れた場合、先生の家庭訪問等と平行してスクールソーシャルワーカーに動いてもらっておるところでございます。早期対応に努めてもらいます。また、医療機関の受診が必要と判断した場合、病院等との連携、福祉事務所や健康福祉課、教育委員会への報告、相談等も行ってもらっているところでございます。現在は、ニーズに合わせまして乳幼児から二十歳までの子どもと保護者の相談を受け、支援にあたってもらっているところでございます。本年度も、直接支援が27件、間接支援が14件、合わせて41件の対応をしてもらっているところでございます。このことによりまして、早期の対応が可能となり、大事になる前の対処や改善策のスムーズな協議が実現できているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) それぞれ教育委員会、健康福祉、連携を取って、いろんな補助 とか助成制度もあります。また、サポートすることによって、貧困世帯も通常家庭 と変わらない教育や生活ができるわけですから、早期の対応をお願いしたいという ふうに思います。

次に、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金の減額、ペナルティについてであります。本村においては、中学生までの医療費、給食費の無料化など、子ども世帯の経済的負担の軽減解消や健やかな心身の成長をサポートする子育て支援策が行われています。その中で、自治体が独自に行う子ども医療費を助成した場合、診療を助長して負担金が増加するという観点から、現物給付で助成を行う自治体に対して国庫負担金を減額するという措置、すなわちペナルティを課すとのことでありますが、まずこのペナルティとはどういうものなのか。また、本村の場合、どれほど国庫負担金の減額ペナルティが課せられているのか、お答えください。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) まず、ペナルティとはどういうものかというご質問でございます。これは、先ほど議員申されましたが、地方単独で医療費の助成を行っている場合、医療機関に受診する患者が増え、医療費の増額要因であると国がみなしております。その影響額によりまして、国で定められました調整率によりまして

国の国庫負担金を減額するというものであります。また、どれほどの減額が課せられるかということでございますが、現在、本村では中学生までを無料化しております。この無料化に対します減額は、国の国庫負担金は106万円が今減額されているということであります。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) それから、地方創生交付金、これを子ども医療費に充当した場合には、このペナルティは課さないということですかね、そういうことをちょっと 新聞に載っていましたけれども、そういったものがあれば教えてください。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 地方創生の交付金を子ども医療の無償化に対しまして 充当した場合はペナルティは課すないということのご質問でございますが、これは 2 6 年度の補正予算で創設されました地方創生関連の交付金を医療費に充当した場 合は減額しないということでありました。従いまして、従来から実施しています医 療費助成では、今までどおりペナルティは課すということであります。今回の通達 におきましては、通達が来ていますけれども、26年度の補正予算の交付金で充当 した場合というふうに限られていますので、本村の子ども医療の無料化に対します 充当はできませんので、ペナルティは今までどおりあるということであります。こ れは、地方創生の趣旨であります人口減少に歯止めをつくるための子育て支援の充 実に大変反するものじゃないかなというふうには思っております。そこで、これを 受けまして、子どもの医療費助成に対しまして国庫負担金の減額を講じないように ということで、全国町村会とか市長会等から国のほうに要望がなされている状況で ございます。厚生労働省はこの要望を受けまして、子どもの医療制度のあり方に関 する検討会というのを立ち上げてございます。この検討会の中で、今後の国庫負担 金の減額をどうするかという検討が行われ、今年の春までには結果を出すというふ うな情報が来ていますので、国の状況に注意していきたいというふうに思っており ます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) やっぱし国庫負担金を減額というのは、国上げて少子化政策を 取り組んでいるわけですから、やはりこのペナルティ措置の見直し、廃止というの はしていくべきではなかろうかなというふうに思っています。

次に、大きな高齢者福祉対策についてであります。

初めに、一人暮らし高齢者や体の不自由な方のごみ対応についてであります。一

人暮らしや障害者の方、重い食料品の買い物とか、自宅内の補修や清掃、あるいは ごみ分別の持ち出しなど、大変困っていらっしゃる方もいるようでございます。 そういった中で、ごみを収集場所まで持っていくというのは大変なことであります し、今、ホームヘルパーさんたちに頼んで出していらっしゃるんじゃないかという ふうに思っています。

そこで、ごみ出しの支援の必要な世帯の数は把握されているのか。また、ごみ出し支援をそういう弱者の方に限ってしてやったならば、安否確認、元気ですか、大丈夫ですか、安否確認を兼ねた個別回収も一緒に有効になるんじゃなかろうかなと思います。そういう点の考えについてお伺いします。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) まず、一人暮らし等の高齢者等のごみ出しの対応ということで、ごみ出しの支援が必要な世帯数ということでございますが、現在、介護予防事業、生活支援事業といたしまして、軽度生活援助サービス事業を本村として行っております。この事業は、食事とか掃除、ごみ出し等の生活の援助を必要とする高齢者の方に行っているサービスでありまして、今現在利用されている方が12名、12世帯ということでありますので、従いましてこの12世帯の方が現在ごみ出しの支援が必要な方というふうには認識しております。

それから、安否を兼ねた個別回収の考えはないかということでございます。この安否確認に対しましては、現在、見守リネットワーク、民生委員の方が定期的に見守りや独居世帯を中心に巡回してもらっているというわけであります。また、それと加えまして、今行っている配食サービス、これも安否確認を兼ねて実際、社会福祉協議会の職員が行っているということであります。大体この配食サービスは、約30名の方を対象に行っているということであります。個別回収ということですが、まずは先ほど申しました軽度生活援助サービス事業の活用につきまして、さらに周知していきたいというふうに思っております。また、ごみ出し支援が必要な高齢者等に対します個別回収の方法につきましては、現在、約2割の自治体が委託とか直営で行っておる状況でございますので、いろいろな対応の仕方もあるとは思いますが、今後の情勢によりまして検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 非常に弱者の方も多いし、個別回収を考えてもよい時期に来て いるのではないかなというふうに思っております。

次に、低収入年金等で入居できる介護施設等の施策についてであります。今現在、特別養護老人ホームの待機者はどのくらいおられますか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 特別養護老人ホームの待機者ということです。今、人 吉球磨では約500名、本村で約20名というふうな状況です。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 昨年の9月28日、NHKスペシャル老人漂流社会、老後破産 の現実というのが放映されました。生活保護水準以下の収入しかないにもかかわら ず、保護を受けていない破産状態にある高齢者の現状を老後破産と呼んだ特集番組 が放映されました。悠々自適な老後を送れるはずだったのに、気がつけば想像だに しない厳しい現実と向き合わざるを得ない破産状態に陥る高齢者が今急増し、年金 の給付水準は引き下がり、医療や介護の負担が重くなり、自分の年金だけを頼りに 暮らしている一人暮らしの高齢者の中には、崖っぷちでとどまっていた人たちが崖 から転げ落ちてしまう、いわば老後破産とも言える深刻な状況が広がっている現実 を描いた内容でした。一人暮らしの高齢者世帯は全国でおおよそ600万人、推定 で約300万人が低年収世帯と言われています。日本全国で65歳以上の高齢者は 3,200万人、おおよそ16人に1人が老後破産に近い状態にあり、一人暮らし 高齢者に限れば3人に1人となります。このような低年収高齢者が介護施設等に入 居が必要となったとき、比較的安価な特別養護老人ホーム等の施設はめいっぱい で、たくさんの方が待ちの状態であります。在宅では生活できず、介護施設等への 入居もできない高齢者はどこに行くのか。料金に規定がない割高な施設に入居する となると、低収入、国民年金のみの方だと到底入居できません。入居できる資格が ある人は、厚生年金や共済年金を掛けていた方しか入居できないのが実状なので す。低収入年金が少ない方は在宅で生活するしか道はないのですが、在宅での生活 が困難になったときに、行き場がなくなるケースも増えてきているように思いま す。国の施策でもう少し高齢者に寄り添った施設があれば、この現状も打開できる のではないかと思いますが、高齢者にとっては非常に大変な事態に陥っているのが 現状であるように感じます。

そこで、現実は厳しいことを承知の上での提案ですが、高齢化社会の支えと介護ニーズに対応した創生戦略むら・ひと・しごとの先駆的な施策として、高齢者が低収入年金等でも安心して入居できる介護施設等の設置を検討する考えはないか。もう1点は、今の高齢者の中でも施設への入居がままならない状況で、2025年には団塊の世代が75歳を迎え、超高齢化社会となります。このような高齢者の方の現実、そしてこれからの超高齢化社会への備えとして、施設以外の対策として在宅での訪問診療制度、在宅まで伺って診療してやる、この制度を行う考えはないか。2点についてお聞かせください。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 施設の整備ということであります。予算が伴うことであります から、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

現在、介護保険の計画の第6期をつくっておるところでありますが、その中にお いては、現在施設を整備しようという動きはありません。ただ、もう6年ほど前調 べましたときも、人吉球磨で特養老人ホームの待機者が540、50名おられまし た。山江でも20、30名おられたということでありまして、その折りに実は介護 福祉計画の中で特養をつくろうとした動きがありましたけれども、諸事情でできて おりません。ただ、議員おっしゃいましたとおり、2025年に向けて今後ますま すそういう施設も含めた対策が必要になってこようかと思います。いわゆる介護の 問題、それから医療の問題、そして大事な予防医療のこの3点セットで対策を打っ ていかなくちゃいけないんだろうと思っております。施設のその整備計画を含め て、また2025年、本当に団塊の世代の皆様方が後期高齢者にすべて入ってしま うというようなことにおいてどういうことをやっていかなくちゃいけないのかとい うことにつきましては、もちろん第7期の介護保険計画策定にあたりましても諸々 と検討いたしますけれども、昨年、実は山江村の地域医療検討会でこの介護医療、 予防医療の三点セットで今後の山江の福祉のあり方を考えているところであります し、保健所長を含め専門家を入れまして、また諸々の村民の代表者の中で議論を交 わしているところであります。しっかりとそういうことも踏まえまして、その対応 をしてまいりたいと思っているところであります。過疎地域の自立促進計画の中に は、その地域密着型の施設整備につきましては位置づけてはいるところであります けれども、ただもう一つ問題は人吉球磨全体の中でのその特養施設のバランスの問 題もありますから、その付近の許認可も含めてですね、他町村との協議も必要かと 思いますので、その付近も含めて検討していきたいと思います。

リバースモーゲージにつきましては、健康福祉課長のほうが調べておりますので、答弁いたします。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 2025年、団塊の世代が75歳、全く私のことです。団塊の世代ですから、全く超がつくように高齢者が多くなってくるもんですから、うちの本村の状況を見たときに、やはり低収入の方が多いから家族にも核家族化、子どもには迷惑掛けられない、こういう点を片付けると安心して老後が送れるかなという思いで提案したところです。リバースモーゲージ制度は、これは住宅担保型老後資金ですからちょっとうちにもまだ早いかなと、評価額と不動産鑑定ありますから、今回は割愛させていただいて、最後の一つについてお尋ねさせていただきます。

最後の質問であります。就業を希望する高齢者に就業機会の提供を図る考えはないかについてであります。高齢化が進展し、生産年齢人口が減少傾向にある現在、就業意欲の高い元気な高齢者は豊富な知識や経験を持った貴重な労働力として期待されています。そこで、高齢者が健康で生きがいを持って働く山江栗の再生を目指すプロジェクトの構築をしたらどうかと思うものであります。今、高齢化、後継者不足、台風被害などで生産意欲が低下し、栗の村としての存続がピンチという自体になっています。販売や商品化の話も大切でありますが、要は生産現場の対策が何よりも重要であり、絶対数の量の確保が求められます。今の状況では、生産量は落ち込み、減少の一途をたどります。まず既存の栗園を重点的に手入れし、新たな栽培の支援助成制度をつくり、優良栗の収穫量を回復させていくことがブランド維持につながるものと思います。

そこで、再生のための担い手として、1点目、農業法人の組織化についてはどのように考えておられるのか。2点目、就業意欲の高い元気な高齢者を中心に栗再生専門の組織化をし、山江栗の再生を図る考えはないかについてお伺いいたします。 議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それではお答えいたします。

まず、第1点目、農業法人化についてのご質問でございます。現在、法人化に向 けた取り組みを県の補助事業を活用しまして実施をしておるところでございます。 まず、山田地区におきましては、村内の事業所を対象とした中山間地域農地集積総 合支援事業というのがございますけれども、その事業を活用して行っているところ でございます。それから、万江地区の集落営農推進の取り組みにつきましては、担 い手空白地域解消支援事業という事業を活用しまして取り組みを進めているところ でございます。特に万江地区につきましてはアンケート調査を実施いたしまして、 回答率は63%ほどでございましたが、その中で集落営農団体や農事法人の設立は どう思いますかという問いに、必要だと思うと答えた方が59%ほどございまし た。さらに設立した場合、農地の提供など協力は可能かという問いに、可能と答え た方50%ほどおられました。この数値から見ましても、万江地区につきましては 集落営農の組織化、法人化は必要であると考えておられる方が多い状況であると分 析したところでございます。これを受けまして、10名ほどの農業者の方と意見交 換会を先般行いました。そして、その意見交換を基に万江地区を2つのブロックに 分けまして、再度説明会及び意見交換会を行ったところでございます。今後につき ましても、この関係農家の方、共通認識を持ちながら、そしてまた集落が目指す方 向性を明確にした上で、この法人化に向けて進めていったほうがいいんじゃないか ということで、今後も取り組んでいきたいと思っているところでございます。

それから2点目ですね、高齢者の就業機会ということで、栗の集団的な組織化の雇用ということであったかと思いますが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、少子高齢化が急速に進展し、この労働力人口が減少する中で、この意欲と能力のある高齢者がその知識と経験を生かした各分野で重要な支え手、担い手として活躍するような社会を目指すことは、今後の課題であると考えております。また、定年等により離職をされました高齢者が可能な限り早期かつ円滑に再就職できるような安定的な雇用の確保を図ることも方策の一つであると考えているところであります。

そのような中に、本村におきましては栗の生産量を10年後には2倍にするという目標を掲げまして、山江栗の生産拡大に向けて取り組んでいるところでございます。確かに村内の栗園を剪定や接ぎ木などの各作業に専門的な知識を持った高齢者を集団的に雇用することにより、栗の栽培を実施することができれば収量も増え、品質のよい栗が生産できるのではないかと考えているところでございます。また、栗栽培の経験がない高齢者の方でも農業に意欲がある方は草刈りなど軽微な作業もできるかと思います。そのような取り組みを行うことにより、高齢者の生きがい対策にもつながるのではないかと考えているところでございます。雇用するとなるといろいろな方法がございますが、いろいろ考えた末に、やはり農業者の高齢化や担い手不足が進んでいる状況でもございますし、今後のことを考えますと、また先ほどのアンケート等の結果も踏まえますと、集落営農法人を設立して雇用する方法が一番いいのではないかなと現時点では考えているところでございます。それから、生産、加工、販売などの6次産業化の推進も併せてすることにより、高齢者の雇用の場の提供も考えられるのではないかと思っているところでございます。

いずれにしましても、栗生産農家とのご意見をお聞きしながら、また先進的に取り組んでおられる地域など参考にしながら、対策または支援策について検討していきたいと考えているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 今の件で、農業生産法人化だけについて私のほうから追加でちょっと説明させていただきます。

まず、栗の生産量を上げるというのが今の大きな課題であろうかと思います。量がないと加工にも流通にもしていかないということでありますから、その方策として産業振興課長が言いましたとおり諸々の手段を打っていくわけですけれども、まず反収を上げるということが先に来ようかと思います。今、100キロ程度の反収を200キロ程度の栗の生産量にできないか。そのことによって、諸々の手間が要ってくるわけでありますから、そういうことになってきますし、また農業生産を法人化しますと栗のみならず土地が年間を、通年を通じて有効に活用するようなこと

も必要になってきますので、それに伴いまして高齢者の就業機会が一気に増えるというようなことになりますので、この農業の法人化について、喫緊の課題であろうかと思いますし、万江から始めさせていただいたということでありますが、一つ一つ理解を深めながら対応していきたいと思っています。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 時間となりましたけれども、山江村といえばイコール栗と言われます。栗の村再生復活のために貴重な担い手資源として働きたいと希望される高齢者に就業機会の提供を図る施策をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時間を11時45分といたします。

- - - - - - - - - - - - -

休憩 午前11時40分 再開 午前11時45分

- - - - - - - - - - - -

議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、谷口予志之議員より、1、地区座談会の結果と対応についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

6番(谷口予志之君) 6番、谷口予志之、地区座談会の結果と対応についてという ことで通告をしております。

昨年の地区座談会は、村内16行政区を村長はじめ各課の課長、局長などなどにより5月末から実施をされております。また、途中で6月の定例議会を挟み、6月の末ぐらいまでかかったんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、6月の定例議会を控えて、大変多忙な時期に、また日常の業務を終えてからの座談会ということで大変ではなかったのかと思っております。村長は地区の座談会に変えまして、テレビ村長室ということでケーブルテレビを使われ、テレビ座談会を行っておられました。テレビ村長室に対しまして7地区から47項目の意見、提案、要望が上がってきたと、昨年3月の定例議会の一般質問の中で報告をいただ

いたところでございます。その後、冒頭言いました日程で地区に出向かれまして、 地区の座談会を実施されました。その座談会の目的には一つだろうと思いますけれ ども、その目的、また座談会へ地区住民の出席状況や各地区からいろいろな意見や 要望があったと思いますけれども、どのぐらい出てきたのかをお尋ねしたいと思い ます。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えをいたします。

平成27年度の村政座談会は、5月25日から6月26日までの1カ月間、16行政区で開催をしております。地域創生のための総合戦略、それから村政に地域の意見を反映させたり、地域の課題を把握したいということで開催をしております。多くの方からの意見を伺いたいということで開催をいたしました。座談会は、16カ所で431名参加いただきましたが、村政に対し181件の意見、提案も要望などをいただいております。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) 課長報告のとおり、座談会の目的としましては、地方創生のための総合戦略、または村政に対する地域の意見を反映させるとともに、地域が抱える課題を把握するというようなことで開催したということでございます。参加された方は地区の世帯数も違いますので一概には言えませんけれども、1地区を平均してみますと27名程度の参加のようでございます。また、それぞれの地区からの意見、要望、提案とかについても、地区の抱える課題はこういう平地、山間地ではそれぞれ違うと思いますけれども、181件の提案・要望が出ているようでございます。この地区座談会を通して出た意見や提案、また要望について、どのような事案があったのか。また、それらに対する対応をどうされたのかについてお尋ねをしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えをいたします。

意見、提案、要望、181件の中で、要望ということでどこの行政区においても生活基盤に関連するものが多く、道路の整備、補修、安全施設の整備、村営住宅の整備、河川の整備といったものが40件ほどあっております。意見、提案、質問としましては、温泉センターの経営状況、防災対策、防災行政無線、営農、鳥獣被害対策、マイナンバー制度、福祉についての質問、提案があっており、座談会の中で回答できたもの、できなかったもの、予算が伴うもの、県との調整・協議が必要なもの181件に対し、それぞれどのような回答をして、どのような対応するかの説明資料を区長会のほうで資料をお渡しし、区長会のほうで説明をいたしておりま

す。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) 生活基盤に関するものの意見、提案、質問では、温泉センターの件をはじめいろいろなことが出ているようでございます。その意見や質問の案件につきましては、本日の一般質問の中の通告を見てみますと、それぞれに関連した質問をされたもの、また後で質問されるものがあるようでございます。私は、村民の方がそれぞれの地域での生活に直接関係する生活基盤に関わるために必要性を持って要望されたと思われる、40件程度あるというふうなことでございますけれども、このことについて質問をしたいと思います。

要望の中には、すぐに対応できるもの、また予算を伴うもの、または長期に及び計画をしながら進めていかなければできない案件もあろうかと思います。座談会を終えられましてから1年近くになります。要望等についてもできるもの、できないものもあろうかと思います。その中で、本年度措置できるものや28年度の予算で対応するもの、また長期に及ぶものなどがあるかと思いますけれども、わかる範囲で具体的にお願いをしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えいたします。

要望への対応についてでありますが、生活基盤ということでは、本年度大平鳥屋線の法面復旧、柚木川内、西川内の道路横断暗渠の整備、東浦地区の道路安全施設の設置、合戦峰、尾崎、山江錦線の被り木処理4カ所を実施しております。県に要望したものにつきましては、城内地区の被り木の処理が1カ所済んでおります。28年度対応するものにつきましては、古敷金ノ平線の道路改良工事、合戦峰道路側溝蓋の設置、山江錦線歩道の整備3件の予算化をしております。県へ要望した中では、山田井手ノ口の河川への昇降路の設置の1件は、28年度の施工ということで回答をいただいております。長期に及ぶもので28年度予算化しているものは、間伐などの森林施業用の尾崎地区の作業道の開設がありますが、既設の路線に接続することで、将来的には県道相良人吉線の迂回路としても機能を持たせる路線として5年程度の継続事業として実施するようにしております。

そのほかのものでは、本年度対応したものとして、地域よりどころの防災対策移設の問題がありましたが、地域と一緒になり解決をしており、農業の法人化、集落営農問題については、万江地区で意見交換会を行いながら、担い手の意向の確認をしているところでございます。

また、防犯、安全対策では、地域で解決できるものにつきましては、地域自立支援事業を活用した取り組みを進めてもらっております。

それから、鳥獣被害対策におきましては、防除施設設置後の管理が取り上げられておりましたので、電気柵設置への講習会を行いながら、適正な管理に努めてもらっているところで、28年度対応としましては設置要望があっている鳥獣被害防除施設補助の予算化をしております。

また、高齢者の支援につきましての意見があっておりましたが、28年度から見 直しのための条例を本会議で提案しているところでございます。

このほかには、今までにも要望があっていてなかなか進まないもの、県の予算が伴うものとして河川の土砂除去であるとか、県道・国道の歩道整備、企業でお願いするものとしては携帯電話の不感地帯の解消などという問題がありますが、引き続き働きかけをしていかなければならないというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) いろいろ要望があった中で本年度取り組まれたというようなこともあるというようなことでございます。本年度は台風被害も甚大であったにもかかわらず、村民の要望を重視されまして、すぐに対策されたもの、また28年度で予算化されているものもあるようでございます。これらは、村民の生活に直接密着している喫緊の事業だと思います。村といたしましても、何の仕事にも財源の確保や予算化が必要であります。要望されたものでできるもの、できないものがあろうかと思いますけれども、どうしたら要望に応えられるかでございますので、知恵を出し合いながらできるものから計画性を持って取り組んでもらったらと思います。

最後になりますけれども、山江村には1本の国道、また2本の県道が村内にあります。その沿線の集落ばかりではなく、県道から入り組んだ山間に十ぐらいだと思いますが集落が分散しております。昨年の座談会でも冒頭報告されましたように様々な意見、提案、要望が出ています。これが山江村民の思いだと思っております。村内全地区を回っての座談会を実施され、地域住民の生の声を直接聞かれての感想と、また村長は28年度の目標としまして4本の柱、1つ、安心して暮らせる福祉の村づくり、2つ、働く場づくり、3つ、快適な生活環境づくり、4つ、生きがいづくりを引き続き本年度の目標に掲げておられます。また、今の村民の幸せ実現のために次世代に向けた地域づくりのために一歩ずつ歩みを進めるとも言われております。この思いを実現されるには、やはり村民の思いや願いを聞き取ることではないかと思っております。今後の地区座談会のあり方、またその計画等について村長にお考えをお聞きします。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 地域の座談会の開催についての開催と今後の方針ということで

お尋ねでありますけれども、地域に出向いての懇談会、座談会につきましては、私 もともと住民の方々の行政参画、政治参画が必要であります。それと、住民自治と いう言葉もあるわけであります。このことは、地域に住まわれている方が一番この 地域の課題について承知をされているわけでありまして、その課題がどういうもの かというものをしっかりお伺いする機会というのは必要であろうかと思います。そ ういう住民参画とか、住民自治の観点からも、課長会でちょっと話しましたら、地 区懇談会は2年に1回というような話を聞きましたので、それはちょっと違うぞと いって毎年行こうじゃないかと最近申したところであります。実は、平成26年度 は私夏に就任いたしまして、そういう時間がどうしても取れなかったということ で、テレビ村長室の中でいろんな話を訴えさせてもらいました。ただ、これも人が いない間にテレビカメラに向かってしゃべるというのは非常に難しい部分もありま した。ただ、それでも四十数件のいろんな現場からの意見が届いておりますし、昨 年は地域座談会として出向かせていただいたということであります。その中で、議 員と何回もこの議場で議論をしてきました尾崎地区の迂回路につきましても、膝を 突き合わせながらいろんな意見を交わす中での今回の予算の措置となったわけであ ります。従いまして、当然今年もそういう地域に出向きまして、いろんな村民の方 々、いわゆるそれが住民目線といいますか、その目線のことでありましょうから、 そういうことをやっていきたいと思っているところであります。

4つのことを申し上げましたけれども、本当に福祉の充実、それから所得の向上ですね、働く場づくり、そして生活環境をしっかり整備していく。そして、皆さん方が輝いていくような生きがいづくりは引き続きやっていきたいと思っております。ただ、しっかり区分けしなくちゃいけないということにつきましては、直ちにできること、予算化が必要なこと、それから河川の土砂除去みたいに長期的にいるんな相談をしなければいけない事。特に長期にわたっては大きな予算が要りますから、これは国・県にしっかり働きかけていきたいと思っているところであります。

いずれにいたしましても、役場がしなくちゃいけないこと、それと役場と村民の方々が一緒になって解決していくこと、そして村民の方自らがその課題に向かって協力し合いながら解決していくこと、この三つに大体分けられようかと思いますし、そのことが地域のコミュニティをつくるというようなことにもなるわけでありますので、そういう観点からも今年も座談会を開催していきたいと思っております。特に大きなテーマといたしましては、今年は地域公共交通のまるおか号の大幅ダイヤ改正をしたいと思っておりますので、そういう意見を聞きながら、人吉球磨が地域公共のダイヤが大体でき上がっておりますので、それにすりあわせたいと思っておりますし、また100人委員会を立ち上げようとしておりますけれども、そ

の件につきましても村民の方々といろんな意見を交換できたらなと思っているところであります。それぞれ大変お忙しい中ということでありますけれども、たくさんの方のご参加をお願いしたいと思っているところであります。

以上、答弁いたします。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) ただいま村長のほうから、今年も地域座談会をやっていくという回答をいただきました。本当、大変日常の仕事を終えてからの座談会と、それも夜ということで大変ご苦労かと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

山江村も地域創生関連事業としまして、まち・ひと・しごと総合戦略の計画策定が終わったと思っております。今後はこの計画に沿いまして事業を実施していくという新たな段階を迎えるんではないかというふうには思っております。先ほどから村長も言われましたとおり、本村にも克服すべき多くの課題があると思います。まずは地域住民の声に耳を傾けまして、安全・安心で、より豊かな村づくりを目指していただきたいというふうに思います。ただ、先ほど総務課長の中で、431名の方の参加というようなことで報告がありました。これは、私はその当時の世帯数を調べてみましたら、27年の5月の世帯数が1,229世帯であったように思います。これをただ割っただけですが、出席率、1世帯1人としまして出席率が大体35%というようなことでございます。残られた方の多くの方が参加できるような座談会にしていただければ、またより以上のよい意見とか、そういうものが出てくるんではないかと思いますのでよろしくお願いをしまして、質問を終わります。

議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時間を午後1時15分といたします。

休憩 午後 0 時 0 5 分 再開 午後 1 時 1 5 分

議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、本日、会議時間を一般質問の時間の都合によってあらかじめ延長いたします。

次に、1番、赤坂修議員より、1、通学の安全対策について、2、防犯灯につい

ての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

1番(赤坂 修君) 1番議員、赤坂です。議長に発言の許可をいただきましたので 一般質問を行います。

それでは、今回、通学路の安全対策についてということで通告しておりますので、よろしくお願いいたします。平成27年9月24日付けの山江村のホームページに、山江村通学路交通安全プログラムが掲載されておりましたが、人口減少、少子高齢化が進む中、子どもたちを交通事故から守るために安全に、安心して通学できる環境整備の方策として策定されたと考えるところですが、通学路安全推進会議、通学路交通安全プログラムについて、私も今回山江村のホームページを見て知ったわけですが、村民の方々の認知度も低いと考えますので、内容について説明をお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

安全点検の実施時期、あと実施方法につきましてご説明いたします。山江村通学路交通安全プログラムを昨年2月に策定いたしました。それに伴いまして、各小学校、建設課、総務課、警察署、振興局、それから教育委員会におきまして合同点検を実施いたしましたところでございます。まず期日でありますが、平成27年8月18日、午後におきまして万江小校区、山田小校区、それぞれ点検を行っております。実施方法といたしましては、事前に学校へ通学路並びに危険箇所の把握のための調査を依頼いたしました。その回答を基に確認場所の確定を行いまして、その後、合同点検を行っているところでございます。また、対策ができるものについては速やかに行いまして、すぐにできないものにつきましては建設課や県、警察等と連携を図りながら検討している状況でございます。また、結果につきましては、先ほど議員の話にもありましたとおり、ホームページにて公表もしているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) すみません、今、ちょっと私、今度これは平成27年2月に掲示されております、できております通学路交通安全プログラムの内容についてちょっとお伺いしたかったわけですが、それでは質問に入りますけれども、ただいま実

施方法等について説明をいただきましたけれども、まず3点質問いたします。

1点目、取り組み方針の中で、安全点検は定期的に行うとなっておりますが、毎年実施されるのか。複数年ごとに実施されるのか。

2点目、このプログラムでは、安全点検は教育委員会、学校代表者、保護者代表の方など、通学路安全推進会議のメンバーで点検されるということですが、後で伺いますが、公表されております要対策箇所について、子どもと同じ目線での通学路の安全点検ができたのかということです。小学校の通学路となりますと、大人と児童、小学校1年生では5、60センチぐらいの目線の違い、視界の違いがあるでしょうか、また視点も違ってくると思います。実施されております安全点検について、道路の横断する箇所、見通しが悪い箇所、人家が少ない区間など、児童が危険だと思う場所等の聞き取り、アンケートを採るなどして児童の意見を取り入れた安全点検が実施されているのかと考えるところであります。

3点目、このメンバーの中に中学校関係者は入っておられず、プログラム取り組み方針でも村内小学校の点検とあります。中学校の通学路についての安全点検はどのように考えておられるのか。

以上、3点、お伺いいたします。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

定期的に行っているかということでございますが、まず各学校におきまして実施 時期がばらばらではございますが、複数回行われているようでございます。通学路 点検につきましては、4月、それから8月、10月、山田小学校につきましては3回ほど行われているようでございます。そのうち、まず教職員の方で一斉下校時に 点検をされておられるのが1回と、PTAの地区委員の方も一緒に回られておられるとき、それから先ほどありました合同点検、それと交通ボランティアの方と通学路に落石等の情報とかがあった場合に点検を随時行っておられるというところでございます。

それから、子どもの視点でということではございますが、一応保護者の方もPTAで、各地区PTAがございますので、地区の方にも要望をそれぞれ年度初めのほうに聞き取りをして学校が取りまとめたものを学校のほうで精査をしながら合同点検に上げていくということでございます。

それから、中学校の件でございますが、昨年合同点検を実施した際に、今後中学校についても実施したほうがよいという意見がございましたので、平成28年度におきまして中学校も含めた合同点検を実施予定であります。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) 今、1点目の安全点検の頻度についてということですが、小学校におかれましては年に3回行ってもらっているということで、頻繁に行ってもらっているようでございますけれども、周辺環境が著しく変化した場合は、その点での点検の必要性も出てくるかと思いますけれども、人吉球磨の各市町村の交通安全プログラムを調べてみましたが、7市町村が1年に1回実施すると、時期についても夏休みに実施するとか具体的に明記されている市町村もありました。山江におきましては3回、保護者、PTA、いろいろ頻繁にされているようでありますので、これについては十分な安全点検ができているのではないかと思います。

2点目については、保護者の方からの意見を取り入れた点検を行っているということでございましたけれども、できれば児童からの聞き取りをすることにより、大人が気づかない危険箇所等も把握できますし、またこの会議のメンバーを見てみますと、区長会の代表者、交通指導員の代表者は入っておられないわけですが、幅広く情報を収集することにより、よりよい充実した安全点検の実施ができるのではないかと考えるところであります。今後、推進会議のメンバーの構成についても検討する必要があるのではないかと私は考えております。

3点目の中学校の通学路の安全点検についてですが、後で関連した質問をしたいと考えておりますが、中学生となりますと自転車通学が出てきます。部活動での冬場の帰宅時間の問題など、小学生とまた違った下校時の環境など、中学生の視点での危険箇所も当然出てくると思います。今、答弁をいただきましたように、平成28年度から中学校の通学路についての安全点検を実施されるということで理解をいたしましたが、各市町村のプログラムを見てみますと、人吉球磨の市町村では、山江と相良村のプログラムがよく似ておりまして、人吉球磨の市町村では山江と相良村、これほとんど一緒であります。7市町村のプログラムでは、当初から中学校の通学路の安全点検も実施すると明記されているようであります。説明をいただきました、山江村の通学路交通安全プログラムには、中学校の通学路に関する文言は載っていないわけですが、今後は見直しをされるのでしょうか。また、見直しはせずにプログラムはそのままで中学校の通学路の安全点検は継続して実施するということでしょうか、お伺いをいたします。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

先ほど議員のほうからご指摘がありましたように、このプログラムの内容につきましては今後精査をしていきたいと思っております。特に中学校に入りますと小学校とはまた違った面の危険性が出てくるかと思いますので、その辺も踏まえて、目

的から最後の箇所等の公表の項目まで、すべてにおいてちょっと見直しをしていき たいと考えております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) この交通安全プログラムですが、通学路の安全点検を継続して 行っていくためには、プログラムの見直しをしながら文書化しておいたほうが間違 いないのではないかと考えますので、よろしくお願いいたします。

また、ここ最近3月3日ですが、群馬県高崎市で病院の駐車場から花壇を乗り越えて飛び出してきた乗用車に道路の反対側を集団登校中の小学校1年生の男の子がはねられて亡くなっております。12月の定例会の一般質問の答弁の中で、いらっしゃいませんが大平教育長が「子どもたちが歩いて、自転車もそうですが、通学に利用している通学路はどこも危険なんです」と言っておられました。本当にそのとおりだと思います。歩行者がいくら用心をしていても、防げない事故が多く発生しております。3月3日の事故もドライバーは73歳で、ブレーキとアクセルを踏み間違えたということですが、ドライバーの高齢化が進む中、また若者の無謀運転などから子どもたちを交通事故から守るため、安全・安心な通学路整備に向けて合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、PDCAサイクルですが、この一連のサイクルを繰り返し実施していくためにも、国より通学路交通安全プログラムのひな形は提示されているようですが、今後山江村の実状に沿った独自性のあるプログラムに改善していく必要があると考えますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に入りますけれども、プログラムの目的にもありますように、平成24年4月に発生した京都府亀岡市での事故、集団登校中の児童と引率の保護者に19歳の少年が運転する軽乗用車、無免許であったそうですが、突っ込み計10人がはねられて、児童2名、引率の保護者が死亡したと、保護者の方のおなかには赤ちゃんがいたという痛ましい事故が発生し、その後、登下校中の児童が死傷する事故が連続して発生したということを受け、文部科学省、国交省、警察署が連携して小学校の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施するように通達が出されました。それを受けまして、山江村でも平成24年10月、山田小、万江小の通学路について安全点検が実施されておりますが、その緊急合同点検の結果と、また平成27年8月に実施されました合同点検については広報やまえ、平成27年11月にも掲載されておりますが、その結果について説明をお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議員ご質問の24年と27年に行いました緊急 合同点検、それから合同点検につきまして回答いたします。

まず、平成24年度に実施しました緊急合同点検は、山田校区のほうが6カ所、 万江小の通学路が2カ所ということで8カ所を点検いたしました。それぞれ関係者 が把握している通学路の危険箇所等の状況等を確認しまして、側溝整備や安全施設 整備のようなハード対策、それから交通規制や安全教育のソフト対策など、現地に て具体的な対応、検討を行いました。対策として、村道については路側帯のカラー 舗装、歩道の停止線やポールコーンなど安全施設の設置を、24年、それから翌年 度の25年度に関係機関と協議をしながら実施を整備しました。また、県道におい ては中央線、停止線の引き直しや横断、指導線の設置、区画線や路側帯のカラー舗 装、側溝敷設替え、ガードレールの移設など、これも同じく24年と25年に対策 を行っているところでございます。それから、27年に行いました合同点検、これ は昨年の8月18日に実施しております。こちらは、村内の11カ所の点検を行い ました。点検後の対策としましては、村道部においては改良工事と併せまして舗装 側溝の整備を行っております。また、予算を伴うものにつきましては、28年度以 降に継続して関係機関と協議を行い、対策検討を実施したいと考えているところで ございます。また、蓑原地区におきましての山江錦線の歩道新設につきましては、 平成28年度から社会資本整備交付金の補助事業で整備を進めるよう計画をしてい るところでございます。また、県のほうが管理する県道につきましては、注意喚起 など早期に対応できる箇所につきましては整備を進めておりまして、用地取得や予 算が伴う対策につきましては、年次計画で維持管理を行いながら進めていくという ことでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) ただいま詳しく説明をいただきましたが、平成27年の要対策 箇所一覧表を見てみまして危険箇所が意外と少ないなと感じております。また、要 対策済箇所ですね、これは24年度実施の点検になりますけれども、この8カ所に ついては路側帯の拡幅など用地交渉等時間を要するものを除いて路側帯のカラー舗 装、停止線の設置、ラインの引き直しなど、できるところは早急に対応いただいて いるということで、安全・安心な通学路、または生活道路実現に向けて着実に進捗 しているところであります。ソフト面では保護者、または防犯ボランティアの方の 登下校での見守り等により、危険箇所の軽減にもつながっているものと考え、感謝 するところであります。

説明があったように、要対策箇所、今回山田小と万江小の通学路で11カ所公表

されておりますが、今現在、山江錦線の歩道設置については説明を伺いましたけれ ども、この11カ所について、平成28年度、当初予算で改修を計画されている箇 所は何カ所上げられるのか。また、その予算措置ができてない分については、今後 どのような対応を考えておられるのか、説明をお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、先ほども申しましたけれども、緊急にできる箇所につきましては27年度整備を行っているところでございまして、予算が伴うものにつきましては28年度以降継続して行うということでございまして、まず村道部におきまして、先ほども言いましたけれども、山江錦線の歩道新設を28年度以降継続して進めていくということで計画をしております。それから、あと県道下ノ段線のほうも、こちらのほうも幅員が狭いということでございまして、こちらのほうも28年度以降に下ノ段橋の架け替え工事を継続しながら整備を進めていくということで計画しております。

それから、県が管理をしている県道、国道 4 4 5 線、それから坂本人吉線、こちらにつきましても歩道が狭い、横断歩道がない、それから路側帯など危険ということで、こちらのほうは県のほうに要望依頼、整備依頼をしているところでございまして、その中で県としましては歩道新設を含めた対策について国道 4 4 5 線、それから県道坂本人吉線におきましては、2 8 年度測量設計調査を単県事業で整備を進めるということで、振興局の工務課のほうは本庁に予算要求をしていると。その予算要求が承認されれば、2 8 年度から事業へ取り組むということで計画をしているようでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) 今、予算措置関係等について説明を伺いましたけれども、村が管理する道路については計画的に改修等を行って危険箇所の排除に努めることができますが、県のほうも今お伺いしたように、県道、国道、ある程度予算措置というか、希望があるような意見をいただきましたけれども、県が維持管理する路線、県道坂本人吉線の城内から柳野地区までの要対策箇所については、今言われましたように路側帯のカラー舗装等については整備をしていただいておりますが、歩道の整備、安全対策設備の設置等については、ある程度測量設計の予算が付けば実施していくという答弁をいただきましたけれども、今後とも強く要望していくしかないのかなと考えるところであります。村当局におかれましては、よろしくお願いをいたします。

また、蓑原地区になりますが、国道445号線についても要対策箇所として公表

されております。国道445号線については、12月の定例会の折りに10番議員 より国道445号線の道路改良についてという質問をされ、執行部の答弁でも今答 弁をいただきましたように、県のほうでも28年度から測量設計の予算を要求し て、認められれば計画して実施していくような話を伺いまして、大分前進している のかなと思うところであります。この国道445号線につきましては、現在通学路 として数名の児童が国道445号線から村道西蓑原南蓑原線を通り、フルーティー ロードを横断して登校しております。登校には、防犯ボランティアの方が引率をし ていただいているようであり、感謝をするところでありますが、国道445号線に ついては、私も現地を歩いてみましたが、路側帯も狭い中、道路側溝に蓋もかぶせ てなく、側溝に落ちる危険もありますし、また道路幅員についても狭く、大型車同 士がすれ違う場合は小学生たちは巻き込まれはしないかと心配するところでありま す。この道路側溝の問題ですが、側溝に蓋がかぶってない区間が160メーターぐ らいあるでしょうか、人吉管内の側溝には蓋が現在かぶっております。落ち蓋式で はないので、側溝自体を改修して整備したのではなく、要望か何かあって既設の側 溝に蓋をかぶせたような、整備したような感じですが、村道西蓑原南蓑原線を隔て て山江に入ると蓋がかぶってない現状であります。県が管理する国道であれば、な ぜ山江管内の道路側溝には蓋をかぶせてもらえなかったのかと思うところでありま すが、こういうところが少しカーブになっておりますので、雨水の路面排水等の兼 ね合いがあって蓋がかぶせてないのかなと考えるところもありますが、どうも山江 村管内だけが整備が遅れているといいますか、対応が遅れているように感じるので すが、執行部におかれましてはこの件についてどのように考えておられるのか、所 見をお聞かせいただければと思いますけれども。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) 議員ご指摘の国道445線の安全対策ですけれども、こちらにつきましても毎年県の道路管理ということで要望しているところでございます。今回、歩道を含めて以前から要望しまして、改めてよく要望したところで、28年度から県も事業に予算が承認できれば着手するということでありまして、議員が言われたように一歩前進をしているかなというところでございます。併せまして、側溝の蓋整備につきましても、維持管理上、県のほうにはおつなぎしているところですけれども、今後も強く県のほうに安全対策、交通量が多いということも、先日も写真を付けて交通量の危ない箇所ということで、重要な路線ということで県のほうに要望しております。今後、強く、蓋側溝整備も併せて歩道と一緒に要望したいと考えているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) 歩道の整備については、予算の承認いただければ県のほうも実施していくということですけれども、予算を承認していただくというような段階ですので、この国道の歩道整備についてはまだまだ時間が掛かるのではないかと思います。その間にでもですね、何もなければいいのですが、事故等があってからでは遅いと考えます。側溝を改修していただければ一番いいわけですが、応急的にも側溝蓋の設置について人吉管内の側溝にはかぶっているということですから、早急に県に要望していただいて、蓋をかぶせていただく。県ができないのであれば、山江村での整備はできないのでしょうか。蓋をかぶせていただければ、側溝に落ちる危険もなくなりますし、舗装面と蓋をかぶせるだけでありますと5センチぐらいの段差はできますが、今現在の路側帯よりも4、50センチは蓋をかぶせていただくと広く利用することができます。この区間の通学路としての危険性はいくらかでも軽減できるのではないかと考えますが、その当村としての国道に対する側溝蓋の設置ということですけれども、問題もあるかと思いますけれども、その辺のところはちょっと難しい問題でしょうか。ちょっと話を聞かせていただければというふうに考えますが。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

国道の三桁国道と言われるものでありまして、445は県の管理となっておりま す。したがいまして、県のほうで責任を持ってその交通安全等々の施設整備をする ということになろうかと思っております。現在のところ、防災工事や交通安全施設 等々につきましては、その付近の安全対策は国の予算は非常に付きやすい状況であ ります。私も強く意識しましたのは昨年からでありまして、昨年、座談会等々で出 ましたことも含めて県に要求をし続けてきました。早速県も、もう設計を始めると いうことでありますから、これについては追い追い整備を、工事費を付けるという ことであろうかと思っております。今まではそういう形で口頭でやってきたという ことでありますが、また土木部の懇談会の中でそういう要望もしてきたということ でありますけれども、市町村で行っております管内の主軸事業要望には上げてなか ったという事実もあります。併せてその管内主軸事業のほうにもしっかり445の 安全施設を1項目つくりまして、また国・県に対して強く要望していくというよう なことであります。応急的に村のほうでというわけにもいきませんので、また県に 対してその付近のところはしっかり一般質問等々でこの議場で議論させてもらった ということも含めて要望していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお 願いします。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) ありがとうございます。通学路交通安全プログラムとして27年度の点検結果として山田と万江、11カ所が対策箇所として公表されておりますが、やっぱり点検箇所、要対策箇所としての公表ということにつきましては、村当局にとっては危険箇所として要対策箇所として認めているということですから、大変重いものだと私は考えます。先ほどプログラムにも載っていた京都府亀岡市の事故ですが、事故後に取られた対策が小学校では事故現場を迂回する通学路に変更、市は道路で歩行者が通行する部分を塗装で色分けする工事、カラー舗装ですが、通学路のガードレール設置など、交通安全設備整備の予算化、また府としては制限速度を時速40キロであったそうですけれども、そこを時速30キロに引き下げたという対策がとられております。いつの時代もですが、何かあってからでないと改善されない。尊い生命ですから、あってからでは遅いと考えます。先ほど側溝の蓋についても言いましたけれども、県が管理する道路については継続して要望していくという方法しかないかと思いますが、村としてできる範囲で対策をとっていただく、優先的に予算を配分して危険の排除を図っていくということが必要ではないかと考えますので、今後よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2点目ですけれども、防犯灯についてということで通告しておりま すので、よろしくお願いいたします。防犯灯については、3カ年計画で長寿命で消 費電力が少ないLEDに改修され、将来的な経費節減に努めていただいております が、そこで県道相良人吉線の合戦峰から一丸、村道山江錦線の蓑原の区画は歩道が 整備されておりますが、この区画の防犯灯の設置状況を調べてみました。県道相良 人吉線の長ヶ峰から日向瀬橋まで、この区間は13カ所に設置してありますが、長 ヶ峰の歩道側に2カ所、あとは日向瀬橋まで歩道と反対側に設置されております。 村道山江錦線においては、フルーティーロードの交差点まで、一応LEDの防犯灯 が15カ所整備されておりますが、すべて車道側に設置されているような状況であ ります。現状ではほとんど防犯灯が歩道と反対側に設置されているということと、 LEDの防犯灯に整備はしていただきましたが、設置位置ですね、ちょっと設置位 置が高いということで歩道まであかりが届かないように私は感じております。歩道 を通行される歩行者は暗くて不安な思いをされているのではないかと思うところで あります。県道相良人吉線の防犯灯については、平成26年11月の定例会でも5 番議員より質問をされておりますが、歩道も整備されているメイン道路がこのよう な状況であります。通学路でもありますし、夜間の道路利用者の安全を図るために も防犯灯を歩道側に整備する必要があるのではないかと考えるところですが、いか がお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

先ほどありました防犯灯の件でございますが、防犯灯につきましては児童生徒の通学路という観点から、県道沿い、もしくは集落と集落を結ぶ道路に設置しているところでございます。以前は蛍光灯を使用しておりましたが、先ほど議員が言われましたとおり、平成24年度から3カ年計画でLED化を図ったところでございます。それによりまして、蛍光灯より照度が増して明るくなってきているところでございます。

また、県道沿いの歩道の設置場所でございますが、ほとんどが既設の電柱を利用して、電柱1本おきに、約100メートル間隔で防犯灯を設置しているところでございます。確かに歩道に設置してあるものと車道側等では明るさが違いますが、電柱がどうしても集落に近い側に設置してある関係で、場所によっては歩道と反対側にある場合もあるかと思います。そうしますと、移設という形になるんですが、移設になりますと容易ではございませんで、また歩道側に新設となりますと、当然経費面とかもございます。歩道側の支障も考えられるかと思われます。しかしながら、犯罪や事故防止の環境整備も当然必要でございますので、安全面及び経費面、それから県道沿いになりますと道路占用等も絡んできますので、建設課であったり、県であったりと連携を図りながら、そういうことも含めながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) 今、答弁をいただきましたけれども、防犯灯については集落と通学路に設置しているということでございますけれども、反面、道路交通法からもちょっと見てみますと、道路交通法の第10条1項、2項で、歩行者は歩道または路側帯と車道の区別がない道路においては、右側端に寄って通らなければならない、歩行者の右側通行のことですが、また道路の片側のいずれかまたは両側に歩道または路側帯(歩行者の通行に十分な幅員を有するもの)のいずれかが存在する場合には、そのいずれかの歩道等を通行しなければならないとなっております。歩道が整備してあるところは歩道を通りなさいということでございますが、歩道がないところは両サイドを通りますので、防犯灯の設置については必要な箇所についていれば問題はないかと思いますが、歩道が再整備されている区間については、歩行者は歩道を通行するとなっております。

このようなことからも、歩道が整備されている、最低でも歩道側に防犯灯を整備 する必要があるのではないかと考えるところですが、再度この点を踏まえて答弁を お願いできればと思いますけれども。 議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) この件につきましては、5 番議員のほうから前回質問があった ということであります。何度もこういう質問があるということにつきましては、や はりそれだけ課題もあるんだろうというふうに考えるところであります。ただ、現 在、いわゆるその通学路、交通安全プログラム並びに、話がありました合同安全点 検等々を関係機関で行っているところであります。その付近のことも含めて、再度 調査をしながら、どうしても必要ということであれば移転もある程度の、一遍には できないでありましょうけれども、年次計画でもしていく必要があるんだろうということを考えています。ただ、夜の通学、下校となりますと、子どもは明るいうち に帰る、小学生はですね、帰るというふうに教育委員会のほうでは聞いております。また、中学生の通学のことかなとも考えるわけでありますけれども、そういうことも含めて、それと先ほど議員おっしゃいました通学路の変更というような話も ありましたので、そういうソフト対策も併せて検討する必要があるんだろうと思っているところであります。再度そのそういう組織がございますから、その組織内に おいて合同点検と、また安全プログラムを策定するというふうなことの中において、その辺も注意深く点検してもらうようにしていきたいと思っております。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) 今、村長から答弁をいただきました。何か問題があれば改善し ていく必要があるということでございますけれども、これは中学生の保護者の方か ら伺ったのですが、去年の出来事なんですが、村道山江錦線の古賀橋から小山田ま での通学路、赤坂ですが、冬場の夕方6時過ぎといいますと、もう外は真っ暗にな ります。その子どもさんは部活帰り、イノシシが出てきて非常に怖い思いをしたと いうことでありました。人家もなく防犯灯は付いていても歩道側は真っ暗ですから 本当に怖かったと思います。その生徒さんは、それから帰りが怖くて部活に行きた がらなくなったということで、保護者の方は部活帰りの時刻になると古賀橋の先ま で迎えにいっていたと言われておりました。また、5、6名でしょうか、私も仕事 帰りによく見掛けるんですが、5、6名の方が、これは中学校の自転車通学なんで すが、坂でありますので、暗い坂道を自転車を押しながら帰宅をしているのをよく 見掛けます。今言いましたように、赤坂もですが、ほかにも県道相良人吉線のJA スタンドから手石方付近ですね、あの辺についても平たんではありますが人家はな く、竹やぶで暗く危険な箇所だと思います。先ほど中学校の通学路の安全点検につ いて本年度から実施するという答弁でございましたが、夜間の場合の通学路の状況 を、こういうふうに中学生になりますと部活帰り6時過ぎ、冬場に限ると思います けれども真っ暗くなります。それについても十分点検をしていただいて、また生活 道路の状況を十分把握していただいて、実際このような危険なことも起きているわけでございますので、移設については1件当たり十何万円工事費がかかるかと思いますけれども、手石方からJAスタンドまでは、その区画は3カ所、防犯灯が設置されております。古賀橋から赤坂や小山田までですね、あそこが今は5カ所歩道と反対側に設置されてありますので、合計8カ所ですね、百何十万円かの工事費はかかると思いますけれども、このような実際危険な思いをされている方がおられるということでありますので、そういうところは十分にご検討いただいて、早急に対応をお願いしたいと思います。

これをもちまして、一般質問を終わります。よろしくお願いします。

議長(秋丸安弘君) 次に、7番、秋丸光明議員より、1、山江村農業振興について、農業法人育成について、山江村産栗の栽培の法人化についての通告が出ております。

秋丸光明議員の質問を許します。

秋丸光明君の一般質問

7番(秋丸光明君) 7番、秋丸光明が一般質問を通告に従い質問いたします。

山江村の農業の振興について、一つ、山江農業法人化育成について、二つ、山江 村産栗の栽培の法人化について、以上の2点について質問いたします。

まず、1番、農業法人化育成について質問します。村長は、農業を法人化しなければならないと言われていますが、進捗状況は現在どのようになっていますか。

議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それでは、お答えをいたします。

先ほど申しましたが、平成27年度につきましては、まず2つの補助事業を活用して取り組んでおります。まず、本年度につきましては、万江地区の集落営農推進の取り組みを重点的に支援しているところでございます。現在、二つのブロックに分けまして関係農家との意見交換会を実施し、進めているところでございます。その中の意見としましても、5年後、10年後の山江村の姿を地域で考える必要があるとか、一人でやるのは限界がある、できる範囲で農地を集積することが必要、それから何らかの対策を講じないと農業を続けていけないなど、たくさんのご意見がございました。それから、村の取り組みとしましても、この分野の専門家を招きまして集落営農についての講演会を計画中でございます。それから、県からいただきました資料をちょっと見てみましたところ、県内でも天草管内では農業者の高齢化や担い手不足が進行する中、各地域で農地や農村機能を維持していくための話し合

い活動が盛んに行われているというようなことだそうでございます。集落の農地はみんなで守り、足腰の強い農業経営を発展させていくという理念のもと、集落営農法人等の育成が進んでいるというようなことでございました。平成26年度に5法人、平成27年度に6法人が加わり11法人を設立されたというような事例もあるようでございます。本村としましても、この集落営農に向けた話し合いを今後引き続き進めます。それから、また先ほどのような先進地を見ることも重要であるかと思いますので、そのような研修、それから、話し合いを行っていく中で、なかなか意見が出ないことも考えられますので、みんなが平等に意見を出したり、また作業をしたりしながら、テーマ等を考えまして、その中で合意形成を導こうとするワークショップというのもございますので、そのようなものも取り入れながら、そしてまた国・県の支援事業等もございますので、そのような事業も活用していきながら、引き続き集落営農法人の設立に向け取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 秋丸光明議員。

7番(秋丸光明君) やっぱり法人化というのはなかなか難しいことと思いますが、 うれしいことに近ごろ若い人が専業農家に参加されたことは、まだまだ夢があると 思います。しかしながら、山江村は農家の高齢化が進んでおり、後継の育成が急務 と思います。しかし、零細農家が多く、勤めながら休みに農業の仕事をされている 兼業農家も多いと思われます。しかし、農業をするにも若い人もいないし、耕作放 棄をやむなくするしかないところも出てきているように思われます。

そこで、村長も言われている農業の法人化を定年退職された方、60から70歳の方もまだ元気ですから雇用されると年金プラス で働いてもらえるのではないかと思います。総理が言われている1億総活躍生産活動につながるのではないかと思いますが、村としてはどのように思われていますか。

議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それでは、お答えいたします。

まず、農業生産法人を設立した場合、経営管理能力や対外資力の向上、それから 経営発展の可能性が拡大、就業条件の計画化、融資制度の拡大など、いろいろなメ リットがあるかと思っています。農家の高齢化が進んでおり、作付面積は年々減少 傾向にある中、本村の農業再生協議会で水田フル活用のビジョンを掲げ、不作付地 の解消や後継者の育成などの取り組みを進めているところでございます。農業生産 法人で農地を集積し、集団化を進め、農地に適した作物を振興するために国の産地 交付金など上手に活用することができれば、経営の安定化を図ることもできるので はないかと思っているところでございます。 また、この法人につきましては、認定農業者になることもできるかと思いますので、農業経営に関する支援制度を活用することができ、経営規模の拡大も図られるのではないかと思っております。

この農業生産法人におきまして、定年等により離職されました高齢者等を各作物 ごとに専門的な知識を持った方を集めて一体的に雇用、栽培することができるなら ば、反収の増加にもつながりますし、それに比例して収益も上昇すると思われるの ではないかと思っております。また、的確な作業もできる上に、労働時間の短縮等 によりまして経費の削減にもつながるのではないかとも思っております。

いずれにしましてもやり方次第では、安定した農業経営を図ることができ、また 高齢者それぞれ個々の所得の向上にもつながるのではないかと考えているところで ございます。

議長(秋丸安弘君) 秋丸光明議員。

7番(秋丸光明君) なかなか農業というのはお金を企業みたいにたくさんやるわけにはいきません。それだけの収益は上がりません。ですから、定年になった方とかをできれば、時代の駅が1日3,000円で雇っております。ああいう安い値段で雇用すれば、もう年金をもらいよるからそれにちょっとあればいいなと、生活はという具合になって、そうすれば山江のためになるし、また参加された方は健康にもなると思います。家の中で何もせずにいるよりも、やっぱり農業を少しずつでも加勢してやるんだというぐらいの気持ちでやってもらえればいいと思いますが、どう思いますか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 農業法人の必要性については、今、産業振興課長が答えたとおりで、今の取り組みについても話をしたとおりであります。要するに日本の農業をする人の平均年齢が60歳を超えました。ということは、日本的な課題でもあります。山江はもっとひどいんだろうと、ひどいというか、もっと高齢化が進んでいるんであろうというようなことであります。昨年の秋だったと思いますが、熊本市近郊農業をやっています嘉島町が超大型の農業法人を組織されて動き出したということは、その熊本市近郊の、街部の農業もやはり将来の農業に対するいろんな不安を持ちながらの法人化に踏み切られているというようなことであります。作付面積もどんどん減ってきておりまして、耕作放棄地も増えていくんだろうということでありますが、ちょっと私調べたら田んぼが今224ヘクタールあります。畑が樹園地を含めて412ヘクタールありますが、地籍調査のときには随分増えたであろう原野が213ヘクタールあります。いわゆる田んぼの面積と変わらないように原野があるということで、若干田の面積が原野の面積を上回っておりますけれども、今後

その耕作放棄地等々が増えていけば、当然この面積が逆転していくんだろうという ようなことになろうかと思います。いわゆるこの山江村の田畑がもう荒れ地にばっ かりなってしまうということがこのまま行きますと5年後、10年後、20年後に なりますとそういう可能性が非常に高くなってきているということであります。従 いまして、農業生産法人または株式会社化しながらですね、この農業を企業化して いくということについては、やはり避けて通れない課題であります。早速、万江地 区のほうでこの話し合いを初めてもらったということでありますが、まずはその山 江の万江地区の農業をどうしていけばいいのかということを話し合ってもらうと。 将来の万江地区の農業をみんなで考えましょうということの話し合いを始めたとこ ろであります。今月末にはワークショップといいますか、そういう話し合いの中で どういう一人一人の思いをくみ上げるような会議もしますし、昨日、先般行われま したその下ノ段地区、また小森地区あたりの話し合いによりますと、まず集落営農 をやっているところを見にいきたいというような意見も出ているようであります し、非常に前向きな意見でありますが、しっかりとその行政としても支援をしてい かなくちゃいけないということを思っております。その話し合いの中でこういう意 見も出ました。稲だけじゃもうからんという話もされました。よくよく考えます と、夏の間は、春から秋の間は田ん中、農地はありますが、冬になると全く山江の 農地は空いているわけでありまして、農業生産法人化しますと、当然通年を通して のいろんな作物をつくれるような状況も出てこようかと思います。となりますと、 当然高齢者の方々の雇用も、そこに働きに行って仕事をしながら賃金をもらう。 3,000円と言わず多ければ多いほどいいんでしょうけれども、そういう形態を つくるためにもこの法人化は必要だと思っているところであります。万江地区はま ず田んぼをどうするかということを中心に行ってもらっているところでありますけ れども、栗も、樹園地も全く同じような状況でありまして、同じような話し合いの 中で誰かがしっかり手を挙げてもらいながら、その人を中心にリーダーとなって地 域で協力してこの山江のその農業の振興について、農業のあり方についてみんなで 協力していくという姿をつくっていくべきだと思っております。ということであり ますので、お答えいたします。

議長(秋丸安弘君) 秋丸光明議員。

7番(秋丸光明君) 万江地区がモデルとなって、山田地区もなっていけばいいと思います。法人化は非常に難しい問題ですので、よろしくお願いします。

次に、2番、山江村の栗の栽培法人化について。先ほど横谷議員の説明がありましたので、簡素化して申し上げます。本村の特産品である山江栗は、若い人はあまり携わらず、こういっては失礼なことかと思いますが、栗は年寄りの小遣い稼ぎと

も言われます。それだけの収入がないのが現実です。しかしながら、生産量を昔の ように回復させなければなりません。村当局はどのように考えておられますか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

山江栗は、まだブランド力が残っております。先般、ローソンも山江村にまた来 まして、本年度も栗のモンブランをつくらせていただきたい、今年は山江栗が出揃 うということであれば、山江栗という名を前面に押し出しながら、その山江栗モン ブランをつくっていくということになろうかと思います。ただ、そのブランディン グといいますか、ブランド化がなぜ必要なのかということにつきましては、良い品 質の栗をしっかりつかってもらうということは、栗生産農家の所得を上げていくと いうことであります。それが大きな狙いであります。加工するということも、加工 しながら付加価値を付けて、それを売っていくということであれば、その加工業者 にお金が来るわけでありますけれども、その利益率次第で、また山江栗のブランド 化という中で生産者の方々から高く栗を買うことができるということであります。 全く栗はお年寄りの小遣い稼ぎという発想ではなくて、もっと経営的に安定する産 業として位置づけたいというふうに思っております。実は、果樹研究会の役員の人 と話をしておりますと、現在、反収の量が110キロぐらいだったんですね。11 0 キロぐらいでありました。一番全国で大きいところの反収が226キロぐらい採 れる模範的なところもあるわけであります。110キロを220キロ採りますと倍 で300トンになります。そのこと自体が、実は所得が倍増するプラス付加価値と しての山江栗のブランディング化があれば収入が伸びるということでありますか ら、そのために生産のほうをしっかり増産していただきながら、それを加工で山江 栗の名前を広めていきながら、またしっかり流通することでその栗を売っていける 仕組みを今つくっているところであります。従いまして、そういう一つのいい循環 が回り始めますと、栗はそれだけの手間暇を掛けて、横谷議員のときもお答えしま したけれども、施肥をしたり、剪定をしっかりしたり等の管理の手間暇要りますと どうしても仕事が出てきます、草刈りも丁寧にやる必要があるんでありましょう し、またその拾った栗を加工するということになると、栗をむいたりする仕事も当 然出てきます。非常にそういう人に頼むといいますか、外注に出すと言うんです か、労力を求めるといいますか、そういうことにおのずからつながっていくという ことは、新しくそういう高齢者を含めた雇用の場の創出にもなってこようかと思っ ているところであります。そのことを狙いとしながら、今、山村活性化の交付金を 1年間に28年度は800万円これは丸々のお金です。向こう3年間であります が、去年から初めていますから29年までしっかりその仕組みをつくっていける努

力をしていきたいと思っております。先ほど果樹研究会の話もしましたけれども、 果樹研究会の方々も反収をとりあえず増やすような会議をしながら、そして各栗園 地、樹園地を回って指導していきたいというような非常にやる気といいますか、積 極的な意見もいただいているところでありますし、そういう動きが始まってきたと いうことであれば、誰かそういう専門員の方を委託しながらそういう樹園地に行っ て指導するというような体制も取っていかなくちゃいけないんだろうというふうに 考えているところでありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 秋丸光明議員。

7番(秋丸光明君) 確かに栗は今はあまりお金になりません。私も栗拾いもしますが、利益にはなっていません。26年度は人を雇い入れ栗拾いをしてもらいましたけど、赤字となり、収益は上がりませんでした。山江栗の栽培の法人化は、これはもう避けては通れないと思いますが、人件費が足かせになるのではないかと思います。何か方法とかありませんか。栗林が耕作放棄地になるのは、もうそう長いことではないと思います。どのような考えで、村としてはこの耕作放棄地を食い止めたいと思いますか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

おっしゃるとおりのことを何度も申してきているところであります。大変心配を している中において、しっかりやる気のある人が私がやりますと手を挙げてもらい ながら、その法人化について、いわゆる企業化についての支援は役場のほうでしっ かりしていきたいと思います。もっと申し上げますならば、昨年はある経営コンサ ルを入れまして、そういう会議を県の補助事業をもらいながらやりました。売り上 げがどれぐらいあって、経費がどれぐらいあって、人をどのくらい使って黒字を出 そうと、そこまでできております。ただ、もちろん机上でありますから実際やると なるといろんなことが起きてこようと思います。ただ、企業化して早々に利益が出 ながらどんどん回っていくということは、今はそういう時代ではありませんので、 やはり2、3年しっかりその流通の中の動きを見ながら、努力をしながら将来的に は安定した経営ができるような法人化が必要であろうかと思います。当然、我々が 考えるよりもそういうコンサルの方々は、実際に経営者を見ておられますし、農業 法人の経営の具体的な事例も調査しておられるわけでありますし、そういう方々の アドバイスもいただきながら、行政も支援していかなくちゃいけないということも 考えております。フードバレー構想の中の拠点でありますアグリビジネスセンター は、実は一度皆様方もご覧になっていただきたいと思うんですけれども、企業か ら、加工から、流通まで、本当に一気通貫でいろんなアドバイスをしてくれる施設 であります。相当県も力を入れて、そのフードバレーといいますか、この県南の食べ物についての、加工についてのその6次化といいますか、つくって、加工して、流通するまでの企業化を力を入れております。なかなか実績が出ないということもあり、実は山江の栗を何とか成功させたいというような話も県からも何度も同じまであるところでありますので、そういうことも含めて取り組みを進めていきたいと思っているところでありますので、その付近をご理解いただきながら、ぜひご協力も賜り、もうかる農業のためにまたよろしくお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 秋丸光明議員。

7番(秋丸光明君) なかなかもうかるまでは時間が掛かると思いますが、村当局が 指導されて、栗農家も安心してこの法人化に加入できるようになればいいと思いま すので、よろしくお願いします。

以上、質問を終わります。

議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時間を2時25分といたします。

再開 午後2時25分

- - - - - - - - - - - -

議長(秋丸安弘君) 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番、西孝恒議員より、1、ケーブルテレビについて、2、空き家対策についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

4番(西 孝恒君) こんにちは、4番議員、西です。議長の許しが出ましたので、 通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いします。

通告しております質問内容は、1、ケーブルテレビについて、2、空き家対策についての2点であります。

まず1点目のケーブルテレビについてですが、ケーブルテレビは地上波テレビ放送、BS、CSテレビ放送を再送信するほか、自主制作した番組の放送を送信されていまして、主な放送チャンネルは地上波デジタルがまろんチャンネルを含めて7

チャンネル、BS放送は民法の5チャンネル、CS放送は10チャンネルの放送と、これに村内無料電話がセットになって月に1,500円、インターネット希望者は別に月2,500円ということになっていると思います。NHK、BSについては、そのための契約が発生するのでそのままでは映らないと聞いていたつもりですが、実際に現在もそのままでは私のところは映りませんが、ちょっとした操作や設定で映るようになるようであります。まろんチャンネルでは、インターネットの案内やテレビが映らないときのSTBスイッチの取り扱い等の案内はありますが、NHK、BSについては何もお知らせなどないようです。

このようなNHK、BS放送について、本村とされましてはどのように取り扱われておられるか、お伺いします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) NHK、BS放送の取り扱いについてでございますけれども、ケーブルテレビの放送内容につきましては、ただいま議員のほうから申されたとおりでございます。NHK、BS、衛星放送につきましては、ケーブルテレビの開局当初、その当時はまだアナログ放送が放送されておりました。その後、デジタル放送に切り替わったわけですけれども、開局当時はアナログテレビにセットトップボックスを介しまして放送を流すというふうなことをやっておりまして、NHKのBS放送につきましては、チャンネルスキップという操作によりまして制限を掛けて対応いたしておりました。このことから、ケーブルテレビの開局当初におきましては、BS放送につきましては希望者が視聴できるというふうな状況でございました。その後、デジタル放送の開始と、またデジタルテレビの普及によりまして、現在のところはケーブルテレビのほうから視聴できるような状況になっているところもあるということでございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 今、開局当初のこと、アナログ放送にテロップを掛けて再送信をしていたということでありますが、今も私のうちのケーブルテレビのリモコンでNHK、BSを見るところのチャンネルボタンを押してみますと、画面に「チャンネル制限が設定されているため選局できません」と表示が出ます。ほかのチャンネルで、元々映らないチャンネルボタンを押してみますと、今度は「このボタンにチャンネルは設定されていません」と表示が出まして、NHK、BSのところと文言が違います。ですから、ケーブルテレビの最初はNHK、BSにチャンネル制限設定してあったものが、今、北田課長からもありましたように、そのようにあったものが次第にまちまちになったのではと思います。しかし今は各家庭のケーブルテレビの設備操作により、NHK、BSも映ることから、NHKから各家庭へ衛星契約

の勧誘訪問や電話があっているということを村民の方から聞きますし、実際に私の ところにもありましたので、本村の担当課としてそのような状況について把握され ていることがありましたらお願いします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) NHKからの衛星放送契約についての勧誘等の件でございますけれども、私どものほうにやはり情報で入ってきておりますのが契約について訪問があっているということで、訪問に係る部分につきましては、ケーブルテレビに加入しているとBS衛星放送が見れる環境にあるので契約をしなければならないというふうな強引な契約を迫ってくるケースがあるというふうなことを聞いておりますし、またテレビの設置状況を確認するといったようなことがあっているようでございます。そのほかに、留守番中の内容のわからない高齢者の方に説明をして契約を結ばせていったというふうなことも聞いております。これは、やはり全国的にこういった問題が起きているようでございます。

本村で確認しているのは、以上のような事案でございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 一応、NHKの担当のほうから情報として、訪問があって映っているかを確認されているということでありますが、ケーブルテレビの開局は平成21年ごろかと思います。当時の設備で既にNHK、BSも映る状況にあったようですが、チャンネルラインナップのところでケーブルテレビから、まろんテレビから出してあるんですけれども、一応このような文書の中にもBSについては受信料が発生するため、希望者のみ視聴している状況と当時の記録にあります。つまりNHK、BSは希望しないなら受信料を払う必要がないということと思いますが、最近NHKからのBS契約勧誘はケーブルテレビの設備があるということだけで契約をしなければならないように勧められることを聞いております。

そのように、NHK、BSは見ない、必要ないというところでも、衛星契約をしてもらわねばならない。また、法的にもそうなっているというような、強要するような勧誘が村民の方にもあっており、納得できない契約をさせられているわけです。例えばこのような状況は、たばこの害に受動喫煙というのがありますが、それに例えてケーブルテレビ加入世帯のBS受動受信と言われているようであります。ケーブルテレビ担当課とされましては、そういう状況ですけれども、ここについてもちょっとお考えをお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) NHKの衛星放送の契約につきましては、先ほど申されましたように強引に契約を迫ってくると。また、受動受信というのが出てきまし

たけれども、これにつきましては一方的にもうBS放送を流しておいて、それを見れる環境にあるので契約して受信料を払えというふうなことを表したような言葉でございます。村といたしましては、やはり先ほど申しました強引な契約、相手の納得のいかないような契約につきましては、消費生活センターあたりに相談を申し上げております。NHKに対しましては、きちんとした本人の納得いくような説明をしてくれということで申し入れをしたところでございます。

それから、テレビの受信装置につきましては、やはり各家庭環境が違いますし、 議員のところはまだ映らない状況にあるということでございますので、そのケース、そのケースでいろいろと違うものがございまして、私どものほうでも一概には 言えないところではございますけれども、悪質な契約については村といたしまして も抗議をいたしているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) そういった状況については、消費生活センター、またそのようなところにも話しているということでありますが、その放送受信料についての根本になっているところの放送法64条についてですけれども、ケーブルテレビ設備は、もともとNHK、BSを見る目的で設備されているものではなく、ご承知のように自主制作番組、地デジ民法のBS、それからCSのテレビ放送と別契約のインターネットと域内の無料電話の3点セット、そして何といっても難視聴区域の解消などが目的かと思いますので、NHK、BSを見る目的で設備されたものではありませんから、その付近は放送法第64条のただし書きに該当しないのか、法改正もあっているかと思いますが、関連して解釈をお願いします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 放送法第64条の件でございます。この放送法64条につきましては協会、日本放送協会ですね、すなわちNHKでございますけれども、放送を受信することのできる受信設備を設置したものは、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないと。ここの解釈でございますけれども、放送の受信ができる施設を設置したものと実際見ているものと解釈ですね、このあたりは少し、今、国会でも過去に議論があっているところでございまして、私のほうでもはっきりとした答えは、この定義につきましてはちょっとここで答えかねるところでございます。ただし書きのほうで例外規定がございまして、放送の受信を目的としない受信設備ということでございます。これが受信設備はしているけれども見ないということで、受信を目的としていないというふうに解釈できるかというところでございます。ここにつきましてもいろいろとネット上でも議論がなされております。この場合、広義的に解釈できるのが、NHKのBS放送を受信する目的で

ないというふうな定義は、電気店で販売用のディスプレーとして並べてありますテレビ、このようなものにつきましては、実際BS放送、衛星放送を受信しているわけでございますけれども、販売目的であって視聴するというふうな目的でないので、こういったものがあたるというふうな見解もございます。私どもといたしましては、このNHKの衛星放送、BS放送につきましては、今後村民の方々の必要であるか、ないか、受信料まで払って見るべきものかというのをいろいろと調査をする必要があるというふうに感じておるところでございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) その放送法第64条のただし書きについては、またちょっとこ の解釈など執行部とされましてもちょっと難しい状況のようであるかと思います。

最後に、ケーブルテレビ、まろんチャンネルの番組表についてですけれども、村民として本村の必要な情報を把握するには、番組表、ここにまろんチャンネルの番組表があるわけですけれども、このような番組表を見ながらまろんチャンネルをまんべんなく視聴すると情報を把握するにはよいのですが、実際には時間的にも、また地デジの番組やBS、CSなど他のチャンネルも見るわけですので、なかなか短時間で村の現在の必要な情報を把握するには難しいかと思います。

そこで、村民の方からお話がありましたが、最もテレビを見やすい時間帯、例えば午後7時から9時の間付近でしょうか、そこに現在必要な情報を20分から30分ぐらい時間帯を決めて放送したらどうかということなんですが、内容は村のお知らせや届け出、いろいろな申し込みやその期間、また村の行事など様々な決まったことや新たな制度など、皆さんへ周知していただくことや、また現在このようなお知らせが回覧で回っていますとか、その文書を映して見せていただくとわかりやすいかと思います。もちろん、回覧板は昔から続いていて、地域のつながりにも必要ですのでそれは続けながらですが、そのように村民の方にお知らせや知っていただく必要があるものをまとめてテレビのゴールデンタイム時間帯と他の時間に再放送ということを番組に取り入れてはどうかと思いますが、そのような番組表の検討などについてお伺いします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 自主放送番組の構成についてでございますけれども、現在、ケーブルテレビにおきましては自主放送番組といたしましてやまえTODAY、これは5分間の今日のニュースというふうな感じで放送しております。放送時間帯につきましては、18時55分、20時55分、21時55分、翌朝の6時55分と9時55分、これにつきましては毎日平日の18時55分に更新をいたしております。それから、ケーブルテレビ情報局ということで30分番組を午前0時と

朝の7時ですね、それから12時、18時、19時に放送いたしております。これは毎週土曜日に更新いたしておりまして、1週間の出来事を中心にお伝えしております。それから、各課からのいろいろなお知らせ、これにつきましても時間を決めましてやっております。こういったものをゴールデンタイムに集中してやったほうがいいんじゃないかというふうなご意見でございます。ゴールデンタイムにはいろいろな民法とかほかのチャンネルでも非常に見る方の興味を引くような番組も放送されておりまして、そちらのほうを見られる方も多いんじゃないかというふうに考えております。しかし、いろいろな住民の皆様方のご意見があるようでございますれば、放送番組審議会、放送番組運営委員会の中で協議をいたしまして、そういったニーズに沿った番組内容に変えていくというのは進めていくべきじゃないかなと思っております。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) ケーブルテレビのあり方については、まず1点目のNHKの受信ですけれども、これ前も一回この議論をさせていただきました。多分西議員だったと思いますけれども。その折りにも言いましたけれども、放送法が変わって、当時は見なければというようなことだったんですが、ただ最近ではそう法律が変わって払わなければいけないぞというような無理な勧誘をしているということであります。ただこのことについては、実は我々もそうなんですが、条例を変えたからこうしなさいと住民に言えるかというと、しかしそれは、それを前提として物はしゃべりますけれども、しっかり住民の方々に理解をいただきながら事は進めていかなくちゃいけないというようなことでありましょうから、NHKのほうにはその旨、前回もそういう物の言い方しておりますけれども、最近そういう話があったということであれば、また消費生活センターのほうに物を伝えておきたいと思います。

加えて、その法律が変わってBSの受信料がいるということになりますと、見ないのにそのお金だけ負担させられるということになるわけでありますから、果たしてBSを全く放送をなくすという方法も考えられます。ただ、逆にBSを楽しみに見ていらっしゃる方もおられるわけでありまして、そのことを短絡的に、はい、そうしますから受信料をカットしますということも言えないんであろうと思います。このことを先ほど課長は、いろんな人の意見を伺いながら、またアンケートでも採りながら判断をしていくというふうな答弁の仕方をしたわけでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、番組の表につきましては、これもまた大体 8 0 % ぐらいの加入率でありますから 1,2 0 0 世帯のうちでありますので 9 6 0 軒の方々がケーブルテレビに加入していただきながら、まろんチャンネルもご覧になっているという状況の

中、どういう意見がですね、それぞれあろうかと思いますので、また区長会のほうにでも、もう番組審査会でももちろんそういう議論をさせていただきたいと思いますけれども、区長会のほうでもそういう話を申しまして、ぜひ地域でのその番組のあり方あたりの意見を吸い上げることができたらと思っておりますので、その付近につきましてもご理解をお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 先ほど、このまろんチャンネルの番組表ですね、一応こちらを見て、自分はどういう情報を知りたいかというところは、一応そこの時間帯を見て、その時間テレビを点けて見ればいいんですけれども、番組表がない場合は思い立ったときにまろんチャンネルに切り替えてみるとかするわけですね。そうしたら、ちょうどいいときもありますし、ああ、ここは見たなというときもあります。そういうことで、一応転々とありますけれども、全部情報は入っていると思いますが、一応時間が誰でもわかるところの、そこのところに、ここはというところをつつ取り入れてはというところであります。一応、区長会、それから番組審議会などお話しいただいて、皆さんが情報に遅れないためにもご検討いただければと思います。

それから、先ほどのNHK、BSの件ですが、一応山江村ケーブルテレビからNHK、BSが流れているという、ここが大体はそこで有料の衛星契約が発生するということになると思います。そういうことでありますので、現在ケーブルテレビの加入率は少し上がって80.54%と、昨日、北田課長よりお聞きしました。80.54%のそれだけ多くの方がNHK、BSの追加加入の問題に全部関わることになるわけですから、村民の方への充分な説明を含めてですね、先ほど村長、北田課長からもありましたように、アンケートとかそういった十分な説明などしていただいて、安全・安心で、さらに発展するケーブルテレビとなりますよう願いまして、この質問を終わります。

次に、空き家対策についてであります。近年特に少子高齢化、人口減少から空き家が増え続け、空き家対策が社会的課題の一つとして問題になっているようです。ちょうど平成27年度国勢調査による資料をいただきましたので、それによりますと熊本県の人口も5年前と比較して3万人以上減少しております。全国でも空き家対策条例の制定が相次いでいるということですが、東日本大震災以降、防災、防犯対策としても空き家対策が特に課題となってきているようです。本村の空き家調査内容については、以前、平成26年の12月ですけれども、立道議員からの質問にご答弁いただいていますけれども、改めて現時点での本村の空き家調査内容についてお願いします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 現時点での村内の空き家の状況でございます。空き家の状況につきましては、平成26年の7月から9月の2カ月間に掛けまして調査を行っております。空き家の件数、空き家の外観調査、空き家所有者の特定ということで行っております。その時点では山田地区が65軒、万江地区が47軒でございまして、合計の112軒が確認されております。また、その状況につきまして分類を行っておりますが、利用が見込まれるものが80軒で71%、倒壊等の恐れがあるもの、また倒壊した場合周辺に影響があるものということで32軒が確認されておりまして、約29%でございました。その後、山江村の移住定住促進委員会というものを立ち上げまして、空き家の活用の方法の検討でありますとか、現在の空き家の状況についての情報交換ということで行っております。現在のところ、当時の平成26年度の調査時点より空き家は、その情報交換によりますと若干増えているようでございます。しかし、民間の方々の賃貸も進んでいるようでございまして、活用されているところもあるというところで、今後、委員会におきまして、さらに調査を進めることといたしております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 今、北田課長より空き家の現時点での状況をお知らせいただきました。前回の立道議員からありましたときと一応山田地区65軒、万江地区47軒、計112軒で、この点同じと思います。利用が見込まれるものについては、80軒はちょっと多いんじゃないかと。そのまま利用が見込まれるもの、あるいはちょっと手を掛ければ利用が見込まれるものとあるかと思います。そのままほとんど利用が見込まれるものについては、そのときに30軒でした。それはパーセントにして26.8%ということになっております。この辺が一番もっとも利用しやすいところじゃないかなと思います。あと、詳しくはちょっと議事録がここにあるにはあるんですけれども、そのような状況と思います。本村でも空き家対策はやっておられるところですが、全国的にも今後の人口減少による空き家の増加には、もはや地方自治体だけでは財源的にも解決は難しい状況ということで、国・国交省ですね、としても昨年、空き家対策特別措置法の施行や空き家対策総合支援事業等施行されまして、空き家対策を一層拡充されましたので、市町村としても一層の取り組みが求められると思いますが、その法改正による本村としての対策を含めて、今後のお考えをお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えいたします。

山江村における空き家対策についてでありますが、一昨年10月においては、全 国1,718自治体の中で401の自治体が空き家条例を制定しているということ で、熊本県内での空き家対策条例は3市のみとなっております。都市部で対象とな る物件が多い自治体は条例が制定をされておりますが、他の市町村では空き家、廃 屋の定義、指導、勧告といったことを詳しく規定するような条例はできておりませ ん。ただ、この空き家の問題は今後増えていくことが予想されており、多少に関係 なく自治体によって対策をしておく必要があるかというふうに考えております。空 き家の原因は、相続問題がうまくいかなかったものが年月が経ち廃屋になっている と言われております。山江村においては、今まで2軒の苦情があっておりますが、 法律の定義でのその空き家が防犯・防災上、日々の生活に深刻な影響を及ぼすよう な特定空き家等に当てはまるかを調査し、景観上よくないもの、危険と思われるも のとしましては法律に基づき所有者から相続人を把握した上で、その状況を踏ま え、どのように措置するかを確認しているところです。空き家対策の推進に関する 特別措置法第4条には、市町村の責務として空き家等対策計画の作成、それからこ れに基づく対策の実施、必要な措置を適切に行うこととありますので、空き家等の 定義、指導、勧告を行う上でも条例の制定をして、空き家対策を進めていく必要が あるかというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 今、総務課長より状況を話していただきました。空き家対策措置法ですね、空き家対策特別措置法は、その法による処罰として、空き家の固定資産税が優遇税制の撤廃で6倍に増額される。また、自治体が所有者を特定し、強制的に解体を命じられるというものであるようですが、これはすべての空き家が対象になるわけではなくて、地域の自治体が有害な空き家と判断したものが処罰の対象となるということで、地域によって判断基準が異なるということですが、本村では先ほどの答弁の中で合計112軒の空き家があるということですが、ここで一応村として判断される調査結果、調査として、もしここでわかりましたらお願いしたいと思いますが、まだそこまでできていない場合は結構でございます。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 先ほど26年度の調査に基づきました結果をご説明いたしました。先ほど利用が見込まれるものと、一部手を加えればということで、合計で80軒ということで、全体の71%ということでございました。

それから、先ほどの特措法の対象となります空き家でございますけれども、これ につきましては、この調査時点からまた時間が経っておりますので、さらに周りの 影響度というのはこれから調査していかなければならないというふうに思っており ます。一応こういった調査につきましては、先ほど申し上げました移住定住促進委員会等の方々に今回調査の詳細をお願いいたしております。区を割り当ててといいますか、一応担当していただきまして調査をいただくようになっておりますので、今後そのあたりの調査の結果もはっきりしてくるんじゃないかなというふうに思っております。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 空き家対策の特別措置法ですね、これについては次第に判断されていかれるかと思います。

最後に、実際に本村の空き家対策の一例として、淡島地区の空き家についてですが、その空き家は購入されたということで、今後の活用についてですが、現時点でのお考えをお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 淡島地区の民家の空き家の活用でございます。これに つきましては、平成27年度で交渉を行ってまいりました。空き家になってから 5、6年経つということでございますけれども、物件の許可を得て調査いたしましたところ、掃除なども定期的に行われておりまして、トイレとかキッチンのリフォームもなされておりまして、バリアフリー化もされておりました。熊本在住の方でございましたけれども所有者のほうへ直接交渉にまいりまして、譲渡してもいいというふうな意向でございました。このことを受けまして、財産審議会のほうに価格等の答申を受けまして、この価格をもって交渉いたしましたところ、それで契約をいただくということでございましたので、先月契約をいたしまして、現在、登記の変更を行っておるところでございます。今後におきましては、28年度で県の補助事業を受けましてさらなる改築を行いたいと思っておりまして、その後は一般の公営住宅として活用する計画でございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 淡島の空き家、お話によりますと大変程度のよい空き家かと思います。現在、登記を行っているということで、一般の村営住宅として利用されるということかと思います。空き家対策は、景観や生活環境の保護、防犯、防災などの安全面の確保から、今回の利用が見込まれるものについては、今回の件は望まれる活用ではと思います。ぜひ即戦力のある方、例えば山江で子育てして学校にやりたいという方などに利用してもらえたらと思います。今後、同じような計画予定は、利用が見込まれる空き家として何軒かあるかと思います。人口減少時代になり、空き家の増加で全国でも様々な対策や国の支援事業もありますが、これからの時代の課題かと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(秋丸安弘君) 次に、10番、松本佳久議員より、1、施政方針について、情報発信、情報共有、情報公開について、山江村立小中学校の少数学級の推進についてのほか、通告が出されております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

10番(松本佳久君) 10番議員、松本佳久です。通告に従い、一般質問を行います。

最初の質問は、山江村の情報公開や情報共有、情報の発信について執行部はどのように考えておられるか答弁を求めたいと思います。この件は、先ほど西孝恒議員よりケーブルテレビによる情報共有についても質問、そして答弁があったところであります。

民主主義の基本は、特に地方自治においては徹底的な情報公開による住民参加の 地域づくりだと考えております。個人情報保護条例、その他、公開してはならない 情報を除き、できるだけ情報を公開し、村民が行政情報を共有できるように、その 方法も含め情報発信に力を入れることがとても大事だと考えております。

そこで、いくつかの提案もしながら答弁を求めます。最近、人吉球磨、また山江村にも外国人観光客の姿を目にすることが多くなってきました。日本遺産認定効果もあってでしょう、JR九州肥薩線の車内や人吉市の青井阿蘇神社、また九日町通りなどでも、主にアジア諸国からの観光客の方にお会いすることが多いです。九州内の好きな温泉の4番目は人吉温泉という外国人からのアンケート調査結果も出ております。

そのような中で、山江村にも、先ほど申しました日本遺産の中で城山観音堂十一面観音菩薩像や合戦峰観音像、また高寺院、そして大王神社、その他、日本遺産ではありませんが多くの寺社仏閣があり、今後外国人観光客も増えることが見込まれています。

そこで、山江村において外国人観光客のために日本語の案内板とともに、何語かは限定できませんが、中国語なり英語なり、外国人観光客のための看板等を設置することはできないか、執行部の考えを求めるものであります。

この件については、既に新聞報道等で人吉球磨日本遺産活用協議会により、外国語によるパンフレット、そしてまたホームページ、外国語地図などがつくられ、近々配布が始まるようであります。山江村としての取り組みをお答えいただきたいと

思います。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 寺社仏閣等の外国語での案内、観光案内ということで ございます。私のほうからは観光案内板というふうな立場で答弁させていただきた いと思います。

先ほど申し上げましたように、最近は八代港への大型船の寄港によりまして、多 くの外国の観光客の方が熊本に訪れているということで、特に人吉球磨地域には寺 社仏閣が、神社仏閣などが多く点在いたしております。こういったものを広域的に 外国人の受入体制を整備しようということで、先ほど申されましたような人吉球磨 日本遺産活用協議会を立ち上げまして、三カ国語で遺産を解説するパンフレット等 を作成しておりますし、また広域行政組合のホームページにおきましても日本遺産 の情報が掲載されておりまして、この中には山江村の日本遺産3カ所も掲載されて おります。また、山江村では観光パンフレットにはいち早く英語での解説も入れて おります。しかし、先ほど申されましたように、東南アジア等からの観光客が増え ておるということから、今後はそういったことも必要じゃないかと。役場の中には 各課の案内に中国語と韓国語でも表記しております。また、最近始めましたスマー トフォンと観光パンフレットを活用した観光案内も動画で配信しております。こう いったものも徐々に外国語なんかでも案内できるようなシステムにしていくべきじ ゃないかなというふうに考えております。日本遺産とか神社仏閣等の文化財につき ましては、教育委員会のほうで管理をいたしておりまして、そちらのほうで看板等 は設置してございます。そういったものと協議をしながら、今後多言語による紹介 などもしていくべきではないかなというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま企画課長が答弁されました山江村の観光パンフレットであります。確かに英語も書いてある。ちょっと字が小さいというのが難ではございますが、でも、今後こういうものをさらに改良していかれるんじゃないかと思っているところであります。そして、また触れていただきました役場庁舎内の日本語、英語、中国語だと思いますが、それぞれ課の設置があっているようでございます。私たち、この日本で生まれ日本で育ったものには日本語だけで十分でありますけれども、これからは多くの方が来られるかと思いますので、課長答弁されましたように、そのような方面にも意を尽くされて村政運営をやっていただければと考えております。

先ほど来、空き家対策事業とか、また定住人口の増加策ということも話に上がっておりますが、とともに交流人口の増加策は山江村にとって必ず関わっていかなけ

ればならない問題だと考えております。村長がよく話題にされる小布施町、年間 1 3 0 万人の観光客とか、あるいは北海道のニセコ町でも年間 1 7 0 万人の観光客とか、一気にそこまではいかないとしても、山江村でもそのような方向を持って進めていただければどうかなというふうに考えております。特に村長は先般開かれました熊本県の地方創生セミナーでも町村を代表されてパネリストとして発表されておりますが、その中で栗を中心としてゆくゆくはフランスまでにも進出したいというような計画もあるようでございますので、これからもこの外国の方、山江村においてくださる方を大切にするような政策を進めていただければと思います。

それで、看板等についてはそのようにやっていただきたいと思いますが、次にIT機器等を扱った情報発信について執行部の答弁を求めます。今日は、議員と議長の許可を得て、スイッチは入れておりませんが、iPhone、スマートフォンを持ってきております。実は、今、SNSソーシャル・ネットワーキング・サービスというんだそうですが、それが非常に盛んです。特に若い方や外国の方は大変よく使っておられます。このフェイスブックというのはですね、アメリカの、まだ今は31歳の方が大学生時代か何かにつくられたということで、私がSNSの中でこれがいいなと思うのは、これはできるだけ自分の顔を出しなさいとなっております。そして、他人の情報じゃなくて自分で自分の自己紹介をしなさいと、自分の顔や自分の文章には責任を持ちなさいというところが大変よくできていると思います。通常のSNSが匿名のときもありますけれども、このフェイスブックは自分の名前を出すというところがとても素晴らしいと考えているところであります。

そこで、このSNS、フェイスブック、パソコンでももちろんできますが、スマートフォンやiPhone等々、いつでも、誰でも利用できます。個人が利用するのもありますが、自治体の中には公式フェイスブックとして、近いところでは人吉市もやっていると思います、錦町もやっていると思います、球磨村もやっていると思います。たくさんの自治体がやっております。たくさんの自治体がやっております。それで、山江村としてこの公式フェイスブックのページをつくって、それで誰でも簡単にアクセスできるようにするような考えはないか、執行部の答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) SNSでございます。ソーシャル・ネットワーキング・サービスということでご紹介いただきました。これにつきましては、現在、申されましたように個人はもとより自治体、首相官邸なんかも公式のフェイスブックを持っております。松本議員におかれましては、丸岡の開花状況をつぶさにフェイスブックに上げていただいておりますことを、この場を借りまして感謝を申し上げた

いと思います。ありがとうございます。

現在、役場の若手のほうで情報発信のワーキンググループを村長命令で取り組んでおります。この中で人吉球磨地域のSNSの活用状況ということで、ただいま申されましたように5つの自治体がフェイスブックの公式ページをつくっております。このほか、ツイッターを二つの自治体で活用しているようでございます。メリットといたしまして、旬な情報が発信できる、どんな人が記事に関心があるか把握できる、有益な記事はシェアできる、それから自治体の認知度がアップすると、写真動画でわかりやすく配信できると、それからまた広報誌等の閲覧率が低い若い年齢層の方にも情報発信ができるなどのメリットが上げられております。

今後もワーキンググループのほうでこの活用について研究を進めておりますので、追い追い山江村でもこういったSNSを活用した情報発信をやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 若い職員グループによるワーキングが進んでいるということ で、それを期待したいと思います。また、私のフェイスブックを褒めていただきま したが、あれは趣味でたまたま議会で朝晩丸岡を通るから掲載しているだけであり ます。そして、山江村のホームページにも桜の開花状況をほぼ2日に1回ほど載せ てあります。ただ、あれはちょっと操作が難しい、職員しか触ることはできない し、更新も難しいんじゃないかというような素人的には考えております。そういう 点ではフェイスブックは誰でもできます。金もかかりません、その開設料とかはで すね、通信料はかかるのかもしれませんが。そういう点で多くの方が使うんだろう と思いますので、ぜひその役場でもあまり若手ワーキンググループに圧力掛けるわ けじゃありませんが、フェイスブックも含めて幅広くそのようなソーシャルネット ワークサービスについて研究していただければと考えているところであります。こ の外に向かって情報を出すという点では、もう1点あります。それは、インターネ ットテレビです。以前は、山江村民テレビというのがありまして、これは特に山江 村の応援団といいますか、関心の深い方、特に丸岡会の方々を中心によく見てくだ さっておりました。今は、この山江村民テレビはなくなりまして、代わりにといい ますか、YouTubeという、これは無料だそうでございますが、そこに動画を 載せてあります。これはまろんチャンネルの一部を載せてあるような感じでござい ます。そこで、財源等の問題もありましょうが、外に向かって山江村民テレビとい うか、インターネットテレビとか、そのようなものを開設する考えはないのか、執 行部の答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) インターネットテレビの放送についてでございます。 これにつきましては、先ほど申し上げられましたように、過去にインターネットを 使いまして村民の方々が村内の情報をアップするというような活動を行っておられ ました。現在、YouTubeのほうでまろんチャンネルの放送の一部をアップし ております。インターネットテレビとなりますとケーブルテレビ用の映像用のデー タサーバーの設置が必要になるかと思います。この点、経費がかかるということ で、申されたようなことでございます。非常にこのインターネットテレビにつきま しては世界中で見られるということで、外向けの情報発信としては非常に有効な手 段であると思っております。ケーブルテレビで撮影したものをそのまま流すという のは、村内の方がケーブルテレビで映っていると思ったのがインターネット上に流 れるということになれば、肖像権とかという問題も発生しますので、そのあたりは インターネット用に撮影したものを放送する必要があるんじゃないかなというふう に考えております。この点につきましてもいろいろな情報発信の研究会等で協議を しながら進めていきたいと思っております。内向けの情報発信、外向けの情報発 信、いろいろなメディアを使い分けながらやっていきたいというふうに考えており ます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 今、課長答弁ありましたように、これを放送してもよいかと聞いてから撮影せにゃいかんそうですから、その辺は十分研究されて、肖像権等に触れないような取り組みをしていただきたいと思います。というふうに考えているところであります。現在は情報化社会です。情報公開、情報発信に対する執行部のさらなる前進を期待しているところであります。なお、このフェイスブックにつきましては、実は御船町議会フェイスブックというのもありまして、これは議会としても私たちが今後研究していかなければならないのではないかと考えております。

情報公開、情報発信についての質問で、最後に役場からの広報誌や回覧板等について質問します。これは、山江村第13区、城内地区の回覧板袋です。歴代の区長さん方がいろいろ考えられて、どのようにしたがよかろうかといろいろ考えられて、今はこのようになっております。そして、これが昨日、順番が私の家は西孝恒議員の次ですので西さんから私に来たんですが、中には2つ入っておりまして、順番も書いてありますし、こちらのほうには各世帯1部ずつお取りくださいというのが、今回はタブレットのが入っております。産業振興課が農業用のタブレット。こちらは普通の回覧板で、もう見たら廻すというのをやってありまして、それぞれ区長さん方は工夫してやっておられるところです。しかし、この回覧板がちょっと多

すぎるんじゃという声がたくさんあります。通常、毎週あります。そして、その種類も、こぎゃんたくさんあっとだろうかというふうに考えます。例えば、山江村の広報誌、これは月末に毎月発行していただいて、大変貴重な情報発信になっていると思いますが、そのほかにいっぱいチラシが来ます。各課それぞれで一生懸命頑張られてこういうチラシ、ああいうチラシというのが来ます。そういう点について、担当はどこかわかりませんが、総務課かどこかで回覧板のあり方について研究されているのかどうか、この回覧板も含めた情報発信、情報共有について、山江村ではどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えをいたします。

回覧板、チラシの配布につきましては、総務課のほうで取りまとめをいたしまして、区長さんのほうに毎週金曜日届けております。議員言われましたように毎週毎週多すぎるということで、毎週発送をどうにかできないかと、この回覧板のあり方につきましては、区長さんが交代されるたびに議論されてきたところです。以前、各週での配布という試みもありましたけれども、現在、毎週1回の発送ということになっております。元に戻った理由というのは、各週ということで配布のない予定の週に急ぐ回覧が入ってきて、またこれに併せてほかのものを配布してしまう、この繰り返しが一つの原因ではないかというふうに考えております。現在、村民の方へ伝える情報量というのが多くなっている中で、他の機関のものも相当数ありますので、情報の種類によって媒体を変えるといった試み、村からのお知らせ、他の機関からのお知らせ、それから急ぐもの、村民の方が知りたい情報をそれぞれケーブルテレビなり回覧、チラシ、広報誌の媒体に分けるということも考えられるのではないかというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ケーブルテレビの利用については、先ほど西議員からもゴールデンタイムの何十分かをそういうお知らせに使ったらどうかというような提案もあっております。しかし、ケーブルテレビは残念ながら80%の加入率ですので、全世帯には通じません。そういう中で、やはり私たちも実際に紙で見たほうが理解が深まることもあります。そういう点で、回覧板なり、広報なりは続けていただいて、適当な日本語は知りませんがマルチメディアというか、多様な方法で皆さん方に知っていただくというのは大事なことだと思っております。

そういう中で、私はまだ区長はしておりません。区長さんの苦労は知らないわけですけれども、少し前にJAの農家小組合長をしておりました。農家小組合長は月に1回ですけどベアーズの配布や、肥料の注文や、稲の注文や、ずっと回ってき

て、それだけでも正直面倒くさいなと思っていたところであります。そういうのを 区長さん方は毎週やられて、これは大変な労力だと考えております。

そこで、一つお願いがあるのは、例えば、どうされているかわかりませんが、何種類かの回覧板を別々にやっておられるのか。それとも、各戸配布のものは一つにまとめてやっておられるのか、現在どのようになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) 回覧板、チラシですけれども、区長さんの文書の中に回覧 するもの、配布するものということで分けて、文書の中で分けてお願いをしております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 例えば私たちの13区ですと、多分80戸ぐらいです。城内だけだと41戸です。それを各戸お取りくださいというのは、もちろん一戸ずつお取りくださいとやってありますけれども、各所帯それをぽんと取ればいいようにまとめてあればなといつも思っております。そして、今は、JAの例で言えば、昔は農家小組合長さんが持って回っておられましたが、今は職員さんが持って回られます。そういう中で、いろいろ組合員の人とも話していただき、稲の苗の注文時期ですばいとか、何かそういう話もしていかれるそうです。それで、山江村1,200所帯を役場職員60人で割れば20所帯ぐらいです。あるいは16区で割れば区に3人か4人です。もちろん、皆さんそれぞれ大変忙しい中ではありますけれども、区長さんの負担を減らすためにも、その各所帯に配るものについては、どこかでつつにまとめて、それを一つずつ所帯が取ればいいようにすべきか。あるいは、もうそれぞれ職員さんが手分けして各所帯に配っていただくか、何らかの方法を検討されるような考えはありませんか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) 先ほど企画調整課長のほうからワーキンググループの話がありましたが、若手の職員でこういったことも一応検討してもらいたいというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 今、職員がその各地域、各戸に出向いて配っていくという方法 については、非常に少ない人数で今各業務にあたってもらっているということであ ります。ということもありまして、実は若手職員のワーキンググループといいまし たけれども、ワーキンググループも4つのテーマに分かれて、自己研修といいます か、自己勉強会をしてもらって、一つは村民に対するおもてなしについてのグルー プ、それから情報発信についてのグループ、またホームページの管理やSNSをど う使うかというようなものについてのグループ、そして山江栗をどう振興すればい いのかというようなグループ、そして学校給食を地産地消でやりたいというふうな ことをやっていますけれども、これ非常に面倒くさいシステムでありまして、これ についてのいろんな提案4つやってもらっています。その中でいろんな話をしなが ら、発表会をしながらということであります。そのワーキンググループがそのまま 若手がいくということが適当なのかどうかということでありますが、当然検討する というのは総務課長が申しましたけれども、その若手グループだけじゃなくて、以 前は地域づくりサポーターをつくっておりました。今は、その地域にはちょっとな くなっておりますけれども、各住民の方々がいろいろな考えをもって、いろんな自 治を進められる、参画もするということを思っていらっしゃるとするなら、そうい う意見を収集する場としてのそういうやり方もあるのかなという気もいたしており ます。ただ、基本的には区長さんも準公務員でありますし、その区の取りまとめ、 また役場の伝達等々を中心にいろんなお願いをしているわけでありますので、その 区長さん方の負担の付近も含めてですね、またちょっと区長会でも聞いてみたいと 思っております。役場職員を使うとなると時間外であれば基本的には時間外手当を 出さなくちゃいけないということも考えなくてはいけないということでありますか ら、そういうことも含めてちょっと検討させていただければと思っています。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 情報公開や情報発信、そして情報の共有は大事だということではご理解いただいていると思います。また、その方法については、今後検討するということで、よい検討結果を期待しておきたいと思います。

情報共有については質問を終わり、次に2番目の山江村小中学校の少人数学級の推進についての質問をします。この教育問題については、午前中、横谷議員からも質問があっております。また、この後、立道議員からも質問されるようになっております。私も教育問題について質問しますが、これは主に山江村の学級編成の現状や、そして特に国や県の対応について質問したいと思っております。先般、3月13日でしたか、山江中学校の卒業式が行われました。私たち議会議員も全員参加させていただき、中学校3年生の卒業を皆さんとともにお祝いしたところです。また、そのとき卒業した3年生は42名ということで2クラスでありました。しかし2年生は1クラス、1年生は2クラスということであります。小学校では山田小の5年生だったと思いますが40人ぐらいの、39人でしたか、大変人数の多いクラス運営をなされております。また、万江小学校では4つの学年を2つの学年にするという、全体では4学級編制となっておるようであります。

そこで、少人数学級の推進は今後の子どもたちの教育に大変重要だと考えておりますので、現在の山江村の小中学校の学級編制の状況や今後の課題等について答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

まず、現在の状況を初めに説明させていただきます。現在の状況といたまして、まず平成27年5月1日学級編制時においての山田小学校が216名、万江小が44名、山江中で127名の合計387名が在籍となっております。学級数につきましては、山田小が10学級うち特別支援学級が3、万江小が5学級うち特別支援学級が1、山江中が5学級でございます。このうち山田小におきましては、現1年生が40名在籍でございました。20名ずつの2学級となっております。ほかの学年につきましては、2年生が33名、3年生が32名、4年生が34名、5年生が39名、6年生が31名ということでありますので、それぞれ1学級ずつとなっております。また、万江小におきましては1年生、2年生がそれぞれ10名と7名であるため各1学級、3年、4年及び5年、6年が複式学級となっているところでございます。

また、少人数学級につきましては、平成23年度より小学校1年生を40人学級から35人学級の導入となりまして、現在熊本県では2年生まで35人学級となっておるところでございます。

このことによりまして、理解度や興味、関心に応じたきめ細かな指導や発言、発表機会が増え、授業参加がより積極化になった。教室にゆとりが生じ、様々な教育活動が可能となった。教員と児童生徒の間の関係が緊密化した。生徒指導上の課題に即した個別指導の充実などの期待が見込まれると大変メリットがあると考えておるところでございます。しかしながら、学級編制につきましては国の法律と県の施策により決定されておりますので、村といたましては学習支援員の配置を行いまして、子に応じた指導を充実しているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま山口教育課長からも答弁していただきましたが、例えば今の山田小の1年生、40人ということで1年生と、もう4月からは2年生ですが、そこまでは2クラスです。だけど3年生では1クラスになります。41人にならないと2つには分けないということですから、3年生になると40人の大所帯の学級になると思います。これは国の制度ということで、国が1年生は35人、熊本県は特に特例で2年生まで35人ということで、大変ありがたいシステムだと考

えております。それから、今の5年生、6年生にしましても39人、31人で、これに万江小の卒業生が加わって、40人学級であれば1クラスぎりぎりか、35人学級であれば2クラスになるのかなという微妙なところで、私たちとしては、これは国に対して35人学級、あるいは35人以下の学級を運動すべきじゃないかと考えておるところです。学習支援員等もみんなで15、6名ですか、後で答えてください。山江村でお願いして、子どもたちの支援をしてもらっていることには、もう大変感謝しているところです。しかし、学習支援員さんは担任ではありません。あくまでも担任の補佐というか、そのような方であります。その学習支援員さんの人数とか、主な仕事についての答弁をお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

学習支援につきましては、平成27年度、山田小学校で2名、万江小学校で1名でございます。それから、ICT支援員といたしまして山田小学校に1名、万江小学校に1名を配置しているところでございます。仕事の内容につきましては、授業に対しまして先生たちが授業を行うわけですけれども、例えばノート取りが若干遅れている子どもであったり、ページめくりが遅かったり、その辺の補佐をしてくれるというところで学習支援員を配置しているところでございます。それによりまして、授業がスムーズに進むということでございます。

それから、ICT支援につきましては、ICT教育の一環といたしまして配置しているものでございまして、先生たちがICTの機器を使うにあたりまして準備段階であったり、あるいは授業中の補佐であったりということを行っているところでございます。ICT支援につきましては、自治体応援事業の補助事業を使って配置しているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 学習支援員さんのご尽力にも感謝したいと思います。そのような教育委員会はもちろん、学校、職員全体の力が相まって、今の山江村の素晴らしい教育成果が出ているものだと、うれしいところでございます。先般、2月8日でしたか、この議場で山江村子ども議会が開催されております。山田小、万江小の6年生が村づくりや地域づくりについて十分な事前調査と研究をされ、そして執行部との間で活発な討論、言論戦を展開されておりました。私は秋丸議長とともに傍聴させていただいたところですが、皆さん方もケーブルテレビ等による録画でご覧になった方も多いんではないかと思います。その内容も、今の山江村や将来の山江村の姿を的確に把握して、素晴らしい質問ばかりでした。例えば、まるおか号で総

合型スポーツクラブに行きたいんだと、まるおか号の増便はできないかとか、これ から丸岡公園の活用方法はどうするんだとか、あるいは万江川、山田川には水力発 電所を建設すべきである、そしてまた中学生には子ども学習塾もあっているが、小 学生のためにも子ども学習塾を開くべきだ。また、地産地消の店や移動販売の店も 必要ではないか。高齢者も安心して住める山江村をつくろう。雇用の確保が大事で ある、その一つとして農林業で仕事場をつくることはできないか。それから、子ど もの学習教室や料理教室もつくるべきだ。さらには、消費税増税時の山江村の対応 はどのようになっているかという、本当は私たちが考えなければいけないことを子 どもたちが真剣に考えてくれていて、私は本当にうれしかったです。そして、また なかなか議会運営も素晴らしく、議長が議員各位に傍聴席からの質問を受けてもよ ろしいかと聞かれて、異議なしという声が出れば、傍聴席からも3つほど質問が出 ていたようであります。最後に、大平教育長が講評の中で質問を中途半端に終わら せないことが大事である、わからなことはわからないと言って再質問しなさいと か、君たちは、小学校6年生ですから、あなたたちは13歳で5年後は18歳が選 挙権が与えられます。そのときは、自分で考え、自分の意思で投票してくださいと いうようなことも申されておりました。本当に私たちは素晴らしい子どもたちだな と思って、子どもたちをこれはみんなで、山江村全体で応援して、子育て支援しな くちゃいけないなと思ったところです。学級編制等につきましても、国の法律、県 の条例等もございますが、山江村は山江村として独自の子育て支援政策を果敢に展 開されていただくようにお願いしたいと思います。4月からは教育行政にもある程 度首長が、ある程度といいますか、非常に首長が関わる場面が出てくるというふう に聞いております。村長のこの学校運営、特に学級人数を少なくすることについ て、国や県へ要望するということについてはどのようにお考えか、お答えいただき たいと思います。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

去年の4月から実は総合教育の会議を首長が開きなさいというふうになっておりまして、今まででしたら教育行政についてしっかり支援をしていくというようないい方でありましたけれども、物も言えるというふうなことになってきております。と言いながらも、基本的には教育行政については、教育長を中心として教育委員の皆さん方にお願いをしているというふうな形ではあります。ただ、先ほどもICTの件で言いましたとおり、いろんな形でその村づくりを考えるときに教育行政も一緒に考えなくちゃいけない、また生涯学習もまさにそうでありますけれども、そういうことをトータル的に考える必要が出てきた。ということによっての総合教育の

会議を首長が開きなさいというふうになってきたんだろうと思います。その中で、 少人数学級をどう考えるかですが、これは前々から実はぎりぎりのところを山江 村、35人、40人前後を推移しておりまして、あと1人、2人いると2クラスだ がなとかいうことがあっておりました。これは、12、3年前からそうだったとい うことであります。その折り、私、実は少人数学級を実施しようとしたことがあり ます。議会でも何回かしゃべったと思っておりますけれども。ただ、それはどうし ても国・県の制度上ですね、分けることは非常に厳しいんだというふうな話であり ましたので、形として学習支援員をつくりながら、子どもたちの生活学習を守って きたといいますか、支援してきたということでございます。ただ、その2学級にし て担任を持たせるとなると、先生たち1人当たり5、600万円ですかね、村で直 接雇用をしながらということになりますし、またその先生たちの立場をじゃどうい うふうな位置づけもあるかというようなことも出てこようかと思っております。と いうことも含めて、今後のその教育のあり方については、また総合教育会議、それ から教育委員会がやっぱり現場にも一番強くといいますか、一番把握していらっし ゃるわけでありますので、その教育委員会の意見を尊重させてもらいながら、予算 も見つめながら検討していきたいと思っているところであります。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 先般、3月5日でしたか、山江村教育のつどいがありました。とても大盛況だったと私は考えております。これは、大平教育長の並々ならぬ情熱のたまものであると感謝しております。大平教育長が今の山江村の教育や、そして今後の山江村に望むことがあれば答弁をお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 大平教育長。

教育長(大平和明君) いきなりでしたのでよく考えていませんが、ただ、村長からもありましたように、昨年4月から教育委員会お任せのところが村長部局のほうかにもいろんなご意見、ご支援といいますか、そういったこと、いわゆる地域ぐるみで、村ぐるみでやっぱり教育に携わっていこうというのが今回の法の改正だろうという具合に思います。私どもが思っているような方向で法も改正されて、そして元々ここは教育力が高い地域ですので、そのことがもっともっと村民の方、それから地域の方に応援してもらうような、法的にもシステムができたんじゃないかなという具合に思っております。そういった意味で、私どもとしてはやりやすいといいますか、そういったところでまた子どもたちが育っていくという環境が整ってきているのかなという具合には思っているところです。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 通告文には新年度予算について村長の考えを求めるとも書い

ておりましたが、これは明日質疑がございますので今日は割愛させていただきたいと思っております。現在、3月27日投票の熊本県知事選挙が始まっています。先ほど来、小学生議会でも大平教育長が講評で述べられましたように、今年の参議院選挙から18歳です。今の小学校6年生は5年後は選挙しなければならないと思います。憲法93条には、地方自治の首長は、その自治体の住民が選びなさいと書いてあるところであります。私たちもこの県知事選挙に多くの村民の方が参加して、山江村の投票率が上がるように私はお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時間を3時55分といたします。

再開 午後3時55分

議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中竹耕一郎議員より、1、介護保険事業について、介護に係る課題 と今後の方向についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

8番(中竹耕一郎君) 8番議員、中竹です。許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大変長丁場でお疲れと思いますが、若干お付き合いをお願いしたいと思います。

平成28年度を目前に控えまして、早速定例会開会後、力強い施政方針を聞き、また強い決意と堅い覚悟がかいま見え、村づくりに対する並々ならぬ思いを感じたところであります。まさにその武者震いされている心境じゃないかなというふうに思います。

さて、今回は高齢化社会の真っただ中にありまして、今後25年程度、誰でもお 世話になるかもしれない介護予防、介護給付、介護保険制度などなど、介護問題全 般について考えてみたいというふうに思います。もしかすると、的外れな部分もあ るかもわかりませんが、その辺についてはどうぞご理解いただきまして、どうぞよ るしくお願い申し上げたいと思います。ただ、先ほど横谷議員のほうからも質問されておりますので、その辺については若干端折っていきたいというふうに考えます。

早速ですが、一般論で結構なんですが、はじめに平成26年神奈川県川崎市の介護付き有料老人ホームで入所者の男女3人が相次いで転落したという事件がありました。なんと施設職員が投げ落としたというような容疑で捜査をされているというような報道がされました。原因としていろいろあると思いますが、もちろん個人の仕事に対する基本的な能力の欠如が最たるものだと思いますが、その他の理由として、人手が足りないとか、低賃金であるといったそういう労働環境も一つの原因になるかというふうに言われております。また、つい先日は平成19年に愛知県で起きた91歳の認知症の高齢者が徘徊中に電車にはねられて死亡されております。家族で一生懸命介護をされている中で、鉄道会社から損害賠償責任を問われ、裁判の結果、1、2審とも介護者の責任を問われたんですが、最高裁判決では家族に賠償責任はないというふうな判断が示されたところであります。その結果を踏まえて、私もある意味、高齢化社会に向けた、どちらかというと温かい判断ではなかったかなと思っているところであります。専門家の間では、来る高齢化社会における公的な補償制度の仕組みづくり、徘徊に対する負の意識を社会全体で変えるべきだというような話もあるようであります。

このような介護を取り巻く社会状況、事件に、事象に対して、正直なところ、どんな感想をお持ちか、まず初めにお聞かせ願いたいと思います。ただ、今まで学校の話、非常に夢がある話で、介護の話題はどうも悲壮感に満ちたというか、そういう感覚で捉えがちでありますけれども、どちらかというとネガティブじゃなくてポジティブの捉え方でいきたいというふうに思いますので、村長に率直のところの感想をお尋ねいたしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 今、お尋ねのその介護を取り巻く社会状況、事件に対する感想ということでございました。先般の事故は、昨年の11月4日、4階に暮らしていた男性87歳が転落死した、12月9日にも同じ4階の部屋から女性86歳が転落された。同31日は6階の女性、当時96歳が転落をされたというようなことでありました。転落死された方もおられるわけでありますから、その付近の問題は、その介護にあたる方の、もちろん資質の問題が一番であろうかと思うわけでありますけれども、議員おっしゃいました介護を取り巻く社会状況が果たしてどうなんだろうかというようなことも考えております。

それと同じような事件で、今度は逆に認知症の母親を介護で生活苦に陥り、母と

相談の上で殺害したという事件が実は起きております。この方は、徘徊を母親がし たということで、52歳ですけれども仕事を辞めて介護にあたったけれども、結局 は母親が、要するに死にたい願望を言って殺される。そういうことを考えますと、 我々はこの場ではどちらかというと制度とか、給付とか、施策とかというものを議 論しがちで考えて、それで大体要は済むというふうに考えがちでありますけれど も、もっとおっしゃいましたとおり社会状況がどうなのか、事件がどうして起こる のかというところの一人一人の人権及び心の問題あたりをしっかり探らなくてはい けないんじゃなかろうかと。1億総活躍社会が言われておりますけれども、それだ けでは介護職員の報酬の改定問題を言われていますが、それだけで解決する問題で はなかろうかと思っております。当然、身近に考えるわけでありますけれども、あ る意味では山江村の施設で果たしてこういう虐待や暴行が行われていないんだろう かとか、そこまで、転落死まではなきにしろ、ある意味ではしっかり山江村の方々 においてはコミュニティが取れておりますので、どこの誰々さんがどこにおられ て、どういう病気で苦しまれておられる。ある意味では、地域で守られているとい う気もしますけれども、行政のその付近の、その施設運営者に経営は任せられては いるところでありますけれども、行政のその付近の心の部分でのケアといいます か、何か対策も、介入も必要になってくるんではないんだろうかなという一連の事 件、また今後とも氷山の一角とも考えられるわけでありまして、非常に根深い問題 だなと思うのと同時に、しっかり対処する必要があるんではなかろうか、ますます その認知症の方々が増えていくということが予想されているこの中にありますの で、ということの感想を持っております。

以上であります。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 介護を取り巻く問題は根深いものもあるし、また国家的な問題でもあるというふうに思います。率直な感想を述べていただきまして、ありがとうございました。介護を取り巻くこのような問題は、今いわゆるその重要な課題であるというふうに思っております。当然、国策段階でなされるべきでありましょうけれども、介護保険法制度そのものが一定の決まりがあるわけでして、勝手な事業執行はできないところであります。しかし、ルール上、その根幹部分はどうにもできないかもわかりませんが、もしかすると補足的に地方でもできる部分があるのではないかというふうに思います。そのことについて、今日は議論してみたいと思っております。医療サイドでは、以前、PPK、ぴんぴんころりとこう言っておりましたけれども、介護のサイドではPPKでも、ぴんぴんきらりというふうな見方で、そのような関連で進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いま

す。

そこで、初めに本村の介護の状況についてお尋ねしたいと思います。現段階で、まず認定者数は、介護の認定者数は何名おられるか。そして、またその介護度の1から5の要介護者数の内訳、それから入所、それから通所、訪問介護を含めて介護施設を利用されている方が総勢何名おられるのか。そして要介護の認定申請者数は増えている状況なのか、その辺について現在の様子について答弁を願いたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) まず、中竹議員がおっしゃいました現段階での介護の認定者数でございます。介護認定者数は要介護、要支援ありますけれども、二つを含めますと現在のところ186名ということであります。そして、その中で要介護の1から5までの方が168名いらっしゃいます。そして、施設入所者、通所介護利用者、訪問介護利用者含めて施設利用者はどれだけですかということですけれども、施設入所者は施設の利用者、通所の利用者を含めますと、合計しますと180名ほどでございます。そして、今後要介護認定者数は増える状況にあるかということでございます。現在、平成27年度の新規認定者数は約30名ということであります。これは年々増加傾向にありまして、介護認定率でいいますと現在のところ約20%弱でございますが、10年後にはこの認定率が30%になると推測をしているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 現在の認定の申請者数が20%未満ということですので、6 5歳以上が対象ですから、ほとんどその75、6になれば認定のその申請が極端に 増えていくというふうに思われるんじゃないかと思います。30%になる可能性は 十分あるわけですね。

次に、そういうことが非常に特徴的だろうと思うんですが、次に介護保険事業が始まって18年経ったわけですが、全国ではもう既に介護給付費が予防事業を含めまして9兆円を超したわけですね。もちろん、介護保険料も開始以来、ずっと最高額になって、村でも平成32年度では9,700円から1万1,000円ぐらいになるというような推計もあります。ありますが、しかし私は基本的には高齢者のその介護についてはそれぞれ厳しい生活の中、家族を養って社会や経済の発展に寄与してこられたわけでありますので、尊敬されて当たり前で、金は少々掛かっても十分な介護サービス体制が施されてしかるべきというふうに私は思っております。保険事業運営上、大変だろうと、財政的なことはもちろんですが、大変だと思うんです

が、現段階でどんな課題があり、また事業のあり方としてどのような方向がベターなのかですね、望ましいと考えておられますか。

それから、もう一つはこの事業主体が後期高齢者とか、国民健康保険のように県単位とか、広域単位に移行される計画はあるんでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) まず、今3点ほど質問いただきましたが、まず課題ということでございます。もちろん、介護認定率の上昇に伴いまして財政的な課題はもちろんありますけれども、今は特養老人ホームの入居の待機者数が人吉球磨で500名ということを聞いておりますので、今後この認定率の上昇に伴いまして入所できるまでの期間、それの在宅介護者が増加するというのが一番の課題かなというふうに思っております。これを解消するためにどのような方向が望ましいかということでございます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように在宅介護を推進していくことがもちろん望ましいとは考えておりますけれども、現実は望みどおりにいかない厳しいものがありますので、それを推進するためのいろいろな支援の構築が必要であるというふうに思っております。

それと、もう一つは国民健康保険とか、後期高齢のように広域化の予定はないか ということでありますけれども、介護保険につきましては今のところございませ ん。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 老人ホームの入所待ちが非常に多くなると、先ほど横谷議員 の地域密着型のそういう施設があればなというふうな質問もあったわけであります。課題として在宅介護者がどんどん増えていくということが考えられるという話でありました。

それでは、この山江村は第3期の地域福祉計画の中に介護保険制度のポイントというのが述べてありますが、そのことで具体的に確認したいと思いますが、要支援については従来の介護給付から外れたわけですね。事業については補助があるわけですが、介護予防の給付事業は市町村の責任でしなさいよということになるわけですが、積極的に取り組む必要があるわけですが、地域包括ケアシステムの構築をやりたいということですが、具体的にはどのように計画をされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 地域包括ケアシステムの構築ということ、具体的にと

いうことでございます。これは、重度な要介護状態になっても、もちろん自宅で、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることがみんなが望んでいることだというふうに思っております。介護、医療、生活支援、介護予防を充実させる必要がありますことから、一体的に提供されます地域ケア包括システムといいますけれども、この構築が急務であります。まずは具体的にということでございます。まずは医療と介護と連携させるために、その方の情報の共有、そして情報誌の発行、そして目指すべき体制の方向性を協議する、医師会を含めたところの検討委員会を実施いたしまして、人吉球磨と一体となってこの医療と介護を連携するシステムの構築を図っていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 人吉球磨、全体的な枠の中で捉えられて、そのように医療介護の連携がなされて、地域ケアシステムがきちんとできあがることも期待したいと思います。

それから、もう1点ですけれども、特別養護老人ホームの入所については、介護度3以上というふうに重度化するということでなされているんですが、その根拠、 多分待ちが多いからだとは思うんですが、その根拠についてお尋ねしたい。

それから、もう一つは費用負担のあり方について、このポイントの中に述べてありましたので、そのことについてもちょっと確認をしたいと思います。ちょっと考え方をお尋ねいたしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、まず1点目の特養の新規入所者が要介護3以上になったということです。これの根拠はということでございますが、現在特養の老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず在宅生活を続けておられる重度の要介護状態の方が多数いらっしゃるということでございます。このような方がこれまで以上に優先的に特養老人ホームに入所することができるように、原則といたしまして要介護3以上の方だけが新規という形で入所ができると。今まで要介護1、2の方が入所されている方はそのまま継続してということで、新規が要介護3以上になったということでございます。先ほど申されました重度の介護者の待機を減らすという目的があろうかと思っております。

そして、もう一つの質問の中に費用負担のあり方ということでございますけれども、基本的な考え方ということでございます。これは、低所得者が保険料の軽減割合が拡大されたことに伴いまして、一定の所得がある方は、今までは基本的に原則といたしまして個人負担はサービス利用料の1割ということでありましたけれど

も、所得が一定以上ある方は2割に引き上げられたということでございます。また、低所得者の施設利用者と食事、居住費の助成要件に資産などが、いわゆる貯金とかですね、そういうのが算定されて軽減の対象を判定するということになったということが費用負担の考え方でございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) その根拠についてはよくわかりました。費用負担についてですけれども、これはルール上、そういうふうに1割が2割になると、所得によってですね、そういうことですよね、もう決まっているわけですね。はい、わかりました。

次に、村内には2つの介護施設、いわば山江老健と地域密着型の施設があるわけですが、関係者の話では、やっぱり両施設も大変厳しい運営がなされているんだということは聞いております。また一方、入所されて介護を受けておられる家族の話では、確かに1割負担ではあるが、その他、食費等様々な経費加算があって、かなりの負担になっているんだというふうな話もあります。村内の方々の利用状況、簡単でいいですから何名ぐらい利用されているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 本村には2つの事業所がありますが、利用されている 方は2つ合計しますと約50名ということでございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 介護施設利用者数の180名というお答えでしたけれども、これは通所等々もありますので、このうちの50名というわけじゃありませんけれども、大変こう施設そのものもめいっぱいで努力されているんだろうというふうに思います。先ほど介護者、要支援者を含めて186名、それから今後また申請者の数が30%ぐらいに増えていくんだと、そういう予想があるわけですが、これは思い過ごしかどうかわかりませんが、介護申請者が介護の申請を申し出た場合、必ずケアプランを作成されると思うんですが、そのケアプランの策定について、流れといいますか、どのようにされているんですか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) ケアプランの作成ということです。大体1年間に170件ほどのケアプランが作成されますけれども、介護申請をされる方のケアプランということですが、まずは介護申請してケアプランをつくるのではなくて、こういうサービスを利用したいから介護申請をしたいというふうな、逆といいますか、まずどういうサービスを利用したいかを前提に介護申請してもらって、そして認定が

下りてからその方が介護の度数によりまして利用できるサービスを作成すると、計画を作成するということでございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) サービスの度合いを考えて申請をされるということでしょうけれども、その際にもちろん申請者本人と、それから家族の方、それからケアプランナーといろいろな調整をしながらされると思うんですが、経済的な負担が必ず根底にあるわけですね。ですから、経済的な負担をあまり考慮しすぎて、サービスの度合いを下げていくというようなことで、サービスが行き届いていないということはありませんか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) ケアプランの作成についてということです。いわゆる 低所得者、サービスの1割は必ず本人が負担しなくちゃいけないということですの で、やはり認定者の費用負担の能力に応じてケアプランが作成される場合もあると 思います。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 経済的な負担によって、そのサービスの度合いを決められる こともあるということになれば、サービス料が少なくなるということも考えられる わけですね。一方、私思うんですが、生活保護費をもらっておられる方が介護を受 ける場合はどんな対処方法になるんですか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 生活保護の方が介護申請をされるときのケアプランと いうことでございます。費用ということでございますけれども、生活保護者に対し ましては生活扶助費と個人負担の介護サービスの1割も、これは介護扶助費として 支給されますので、本人が生活保護のその支給されたお金から、それから払うということはありません。上乗せして介助扶助費として支給されるということでございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 生活保護費の中から1割負担をするということでありますが、一般論で申し上げますと、生活保護を受けておられない方、いわゆるこの方たちは少なくとも保険料を払っておられるわけですね、介護保険料。その方たちはサービスをつくる場合になかなか満足な介護サービスが受けられないと。その負担割合で、足らない分については介護費の扶助費というのがあるわけですので、その辺などを突っ込んでどんどんこうプランをつくってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺はどうですか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 先ほど申しました生活保護受給者の方は、生活費扶助と別に介護扶助として支払われます。でも、生活保護を受けていない方がもちろん一番の課題でありまして、これを自己負担は1割原則支払わなくちゃいけないということがあります。これは、村独自で検討しますということもできませんし、国の方針もありますので、広域でいろいろな課題として検討する必要はあるのかなというふうに思っております。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) そういうふうに介護のサービスを受ける場合、生活保護者の方については介護扶助費があると。生活保護を受けておられない方については、もちろん介護保険料も払っておりますし、ですからどちらかというと払っている方のほうを先にですね、介護扶助費を突っ込んででもプランをつくるというのが、そのような方向で行ったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、これは国のほうに十分なサービスが受けられるように要望するように方向的に持っていくのが本当じゃないかなというふうに思います。そもそも特別養護老人ホーム以外、施設料が高くて、国民年金で施設に入所できないといったところに根本的な問題があり、制度上、どうも不十分ではないかなというふうに思うんですが、総合的な観点、高所大所から村長はどのように思われますか、この辺については。

村長(内山慶治君) 今のは、生活扶助の問題ですね。

8番(中竹耕一郎君) そうです。国民年金で入れないと、なかなか入れる施設がないと。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 施設の問題につきましては、先ほど言いましたとおり、特養が一番安価であるということで入る人も多いということではありますが、ただ将来的にその特養の施設が20年、30年見た場合、空きが出てくるというような国の統計も出ているようであります。ただ、議員最初おっしゃいました、本当にご苦労された方々がしっかり老後を安心して暮らせる仕組みはというふうなことでありますから、その付近に対しましていろいろと、国の制度事業でありますから一概にこの一町村が決めて、こうせい、ああせいとは言えませんけれども、何かほかの手立てがあるということであれば、諸々と考えていかなくちゃいけないと思っております。現在、在宅の介護の手当につきましても、月額1万円出しているところでもありますし、ただ、これはこのことだけではなくて、やはり入所される方につきましても何らかの手当が必要ではないんだろうかという気もいたしております。その議員よくよく調査されて考えられていらっしゃるなと思う分けでありますけれども、

本当にそういうちゃんと網の目に係らない方がおられるということについては、しっかり手当をしていくということが必要であろうかと思っております。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 制度上は国策でするということでありますので、なかなか地方でいじくってするというわけにはいきませんけれども、できるだけそのような方向で今後は臨んでいったほうが、25年間はですね、あとは減りますからいいですけれども、それまでは頑張っていっていただきたいなというふうに思うわけであります。

次に、先ほど健康福祉課長が、今後は在宅が大事だというふうなことは言われて おります。本村の場合はたまたま要介護度3から5の高齢者を月に20回以上介護 されている方などについては在宅介護手当、それから要介護4から5に相当する対 象者には年額10万円を限度で介護用品の支給がありますというふうな、こういう 制度もあるわけですが、お尋ねしましたところが27年度については約200万 円、支給については300万円程度執行されておるようでありますが、先ほどの本 村の場合の施設介護利用者数からいきますと、本年度の予算が大体密着型、それか らサービス給付費合わせますと2億3,500万円というふうな、総予算では4億 4.000万円ぐらいですが、その中の2億3.500万円、いわゆる53%、半分 ぐらいはそこになっているわけですね。ですから、施設介護利用者が先ほどの話で は180名ですから、1人当たりで計算しますと月に10万円以上になると、簡単 に比較はできませんけれども、在宅介護手当、それから介護用品の支給対象、格段 の差があるわけですね。ですから、この辺を倍額したところでも在宅介護者、それ から手当、それから介護用品支給額、倍額しているところでも年間25万円ぐらい にしかならないわけですね。ですから、この際、その在宅介護を進める上で、その 増額していくような考えはありませんかね。最期のよりどころとして長く待たされ ているわけですから、増額して支給されてもいいんじゃないかなと私は思うんです が、その辺の所見を伺いたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 在宅介護手当と家族介護用品の助成の増額ということでございます。確かに在宅で介護されている方も、されている人も大変こういろいるな支援が必要かとは思っております。在宅介護手当は、大体月に20名の方に月にしますと1万円を支給しておりますが、その介護している方も大変何らかの支援は必ず必要かと思っております。今、リフレッシュ事業とか、在宅介護をしている人の情報交換の場も設けておりますので、手当の増額ということも考えられますけれども、まずはしている方のケアも兼ねた事業を展開といいますか、充実させたい

とは思っております。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 私から補足であります。今の28年度予算につきましては、特別に増額の予算は組んでいません。ただこの議論は、実は平成16、7年ごろやった覚えがあります。と言いますのも入所したら1人当たりのその村の持ち出しが30万円程度いるんだとすればその在宅で介護をしてもらうというような方においては、半分の15万円、もう安くつくんじゃなかろうか。それだけご苦労もあって、現実は自宅内の介護が限界に来ているから施設に入ってもらうというようなことではありましょうけれども、そういうことも十分に考えられるわけでありまして、財政的にも実はそちらのほうが今在宅におられて、家の方もしっかり見られるというようなことになろうかと思います。当時は国の法制度の関係でその実施が難しいやに聞いておりました。ただ、その付近も含めて、もう一度今その法律も外れているというようなことでありますから、議員の指摘の点につきましては、ちょっとまた検討もする必要があるんじゃなかろうかと思います。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) しばらくは、高齢者が増えるにしたがってその在宅ももちろん当然増えていきます。過疎計画では2億円ぐらい計上されておりますが、それもそう簡単にできる施設でもありませんので、なかなか即施設に入ってもらうということはできませんけれども、方向としてですね、在宅介護を進められるんであれば、その辺も検討されてもいいんじゃないかなというふうに思うわけであります。

次に、認知症のほうに移りたいと思うんですが、認知症の高齢者についても相当増えるというふうに言われております。将来の推計では平成25年には全国では700万人ほどになるというふうなことであります。いわゆる5人に1人が認知症というふうな高齢者の推計もあるわけですが、本村の場合はどんな状況なんでしょうか。そして、また認知症に対する予防策というのがあるんでしょうかね。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 認知症の本村の場合はどうかということでございます。本村で認知症の方が何人というふうな数値はこちらも把握していませんし、またこの人が本当に認知症だというこの決定づけることもありませんので、何人という数字は申すことができませんけれども、ただ10年後には75歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。介護認定率も、先ほど申しました30%もなると推測をしておりまして、この認知症の予防策ということですけれども、これ

をしたら認知症にならないというようなそういう特効薬といいますか、それはありませんけれども、ただ言われておりますのが、やっぱり対人と接触しなさいということも言われております。一人暮らしで家に閉じこもるんではなくて、やっぱり外に出なさいよということがあります。そしてもう一つは、やっぱり考えた行動習慣を付けなさいということが、これが認知症にならないといいますか、なりにくくなるための予防策というふうに言われておるところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) これといった特効策はないということでありますが、認知症になられた場合、当然徘徊というのがあるわけですね。徘徊は、これは当たり前でありまして、その各地域に山江村の場合は地域見守りネットワークという組織があるわけですけれども、対策として、やはりGPSを使ったSOSのネットワーク体制というのをできないものかなと。これは、貸し付けでもいいと思うんですが、そのような方法はないかなというふうに思います。先般、多良木でもそういう事例がありまして、多分まだ発見されてないんじゃないかと思うんですが、そのようなSOSネットワーク体制ですね、GPSを使ったそういう方法は立ち上げられないかなというふうに思うわけですが、これは高齢者が車に紅葉マークを貼るのと同じで、別に人権に関わる問題ではないというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 認知症対策ということでございます。ネットワークシステムの構築ということでございますが、今、人吉球磨圏域で確立しています人吉球磨地域高齢者徘徊ネットワークというのがあります。これは、徘徊する恐れがあるかもしれないという人を事前に登録しておくという制度でありまして、現在山江の方はいらっしゃいませんが、そういうシステムが人吉球磨で確立しているところでございます。地域で認知症の方を見守る仕組みづくりということでございますけれども、これに人吉球磨SOSネットワークに含めまして、これに加えまして今度開所しました地域づくり研究所も一緒に連携しながらICTを活用した事業の構築も検討していきたいというふうに思っております。

そして、今後は認知症支援、認知症地域支援推進員というのを来年度から配置する計画でおりますので、それを設置しまして、この構成メンバーは医師、看護師、保健師等で構成しますチームでございますけれども、これにこのチームでも認知症の対策に対応していきたいというふうに思っております。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お尋ねはGPSを使って認知症の方々を見守っていくというような件もありました。課長が言いました、今、地域づくり研究所で情報化戦略を練っております。いわゆるICTを活用した、ICTは別に教育だけじゃなくて、我々の暮らしにアナログではありますが、そのアナログの中での暮らしにICTを活用すると非常に便利になるというようなものでありますけれども、今、携帯電話を持っていても、今どこにいるかわかる時代でありますから、その時空間ということも考えておりますけれども、そのGISというのはもっともっと精度が高く、今どこにおられるかわかるというようなことでありますので、そういうことも含めて、その情報化戦略、地域づくり研究所の中のICT活用した事業の中にしっかりと組み込んでいくようにしておるところでありますので、補足してご説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) この発信器、受信機については、そんなに高いものでもない というふうに思いますので、その辺、このICTを使った生活の便利さを求めてい くということは大事なことだろうというふうに思いますので、その辺については期 待をして待っておきたいというふうに思います。

次に、これはどうかわかりませんけれども、認知症の方が家庭から出掛けていくということは大事だというふうに健康福祉課長は申されましたけれども、その小規模で地域において見慣れないんですが、そういったサロン風なところが立ち上げられるのかですね。そういった補助制度があるのかどうかわかりませんが、この辺について、もしあればハード、ソフト含めてそういう補助制度があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 認知症対策、高齢者の方の対策として小規模な地域基盤の施設の整備ということでございます。確かに厚生労働省の補助事業はあると思いますけれども、ただそれにはやっぱり基準があると思います。例えば定員一人に対して何平米の面積がいるとかありますけれども、これを整備するということにつきましては、まだ今のところちょっと考えておりませんし、またこれも介護保険計画の中で今後の課題というふうに思っておりますので、検討していきたいというふうに思っています。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 地域の方がその地域で介護を必要とされる方を見守るという制度は、実はもう近い将来起きるんじゃなかろうかと思っております。山江は30%このごろ超えたという高齢化率ではありますけれども、いったんある地域に行きま

すと、もう50%近い高齢化率であります。将来的にその地域は若返るかというと、必ずしもそうじゃないということについては、やはりそういう地域の高齢者の方々を、もう民家でもいいと思いますので、どこか空き家の民家を使って集まってもらいながら共同でいろんな自分のできる生活をしていく、ご飯つくったり、草をむしったりでもいいて思いますし、元気の人は農作業に行って報酬を稼いだりもいいかと思いますが、ただそういうことをやっぱり世話をする人もいるわけでありますので、それがNPOなのかというようなこともありますけれども、そういうことについてのしっかりとした国の制度も必要になってくるなということを考えておりますし、そういうことも思い巡らせながら福祉問題を考えていきたいと思っておるところです。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 今後の問題として、実は私ももう前期高齢者ですから、身に つまされる問題でもあるわけです。非常にお尋ねするのもあれなんですけど、今ま で介護に係る問題について質問をさせていただきましたが、先ほど横谷議員が質問 の中にありましたが老後破産、この言葉を使われておりました。まさにご存じとは 思うんですが、今、下流老人という言葉があります。病気になりますと高額な医療 費、それから介護負担を払い続けなければならないわけですね。そうなれば、なお さら下流老人になる可能性が多くなるわけですね。特に本人がなくても家族、子ど もたちが病気等で介護負担ができないということであれば、なおさらそういうこと になるわけでありまして、瞬く間にその下流老人になっていくわけですね。年金収 入があるから大丈夫だという補償はどこにもないわけでありますので、そのことを 想定して、もっと介護保険制度そのものを手厚くしていくべきではないかなという ふうに思います。要は、今の介護保険制度では私は不十分だというふうに考えてお ります。山江村が行った26年度の介護保険策定の際のニーズ調査では、約半分以 上、50.7%の人が住んだところで、自宅で介護したいというような結果も出て おります。財政的に厳しい中ですけれども、村民を守るということを命題にしても らってですね、人生の終期にあたって穏やかな老後が約束される、そのような状況 が実現できればなということで要望して質問を終わりたいと思います。どうぞ、精 いっぱい頑張っていただくようによろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長(秋丸安弘君) 次に、5番、立道徹議員より、1、山江栗生産について、2、 (株)やまえについて、3、万江小学校についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

5番(立道 徹君) 議長のお許しを得ましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。長時間にわたり、大変お疲れのところ、最後までよろしくお願いいたします。

まず最初は、山江栗生産についてお尋ねします。昨年は、山江村では台風の影響で栗に多大な被害がありました。栗だけではなく、枝が折れ、すぐには収穫までは無理な状態であります。山江村にとっても先輩方は村を挙げて産地化を推進した結果、山江栗は市場でも高値で取り引きされるブランド栗へと成長していき、昭和52年には山江栗を昭和天皇に献上されて、知名度も上げていき、昭和61年には出荷量も最高で多くの菓子店原材料となっている山江栗です。しかし、ピーク時の農家は徐々に高齢化、後継者不足、そしてイノシシ、シカなどの鳥獣被害も多発するようになり、人間の力の限界を見透かすかのように広がる鳥獣被害は、高齢化する農家の栽培意欲を低下させ、栗の栽培面積、収穫量は下降傾向に陥った、これが現在の状況ではないかと思われます。現在は、栗の活性化に伴い、有名シェフを呼ばれて新製品、新商品等に取り組まれているわけですが、これは栗が存在してのことだと思われます。高齢化が進む中、担い手不足が大変深刻な問題です。生産量を増大するために農業生産法人化等も考えられますが、これもまた難しい問題ではないかと思われます。

そこで、山江栗の再生、振興に向けての戦略、取り組みについてお伺いいたします。 1 点目は、現在の村内の栽培面積、生産高、栽培農家について。 2 点目は、これまでの山江村にとって最高生産高についてお願いいたします。

議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それでは、お答えいたします。

まず、現在の村内の栗の面積、生産高、生産農家についてということでございますけれども、村内の栗の面積につきましては、平成26年度に村内農家にアンケートの調査を行いました。121.5ヘクタール程度の面積があるということが確認できております。

次に、生産高についてでございますけれども、まず熊本県は全国で茨城県に次いで2番目の面積を持っておりますが、平成26年度の生産量3,820トンのうち出荷量が3,450トンでございました。出荷率にいたしまして約90%になるようでございます。山江村の平成26年度の出荷量につきましては、JAへ95トン程度、それからその他物産館などの事業所等へ38トン程度、合計しまして133トン程度の出荷がございました。先ほどの出荷率で算出いたしますと、栗の生産量

は150トン前後になるかと思います。

それから、生産農家につきましては、果樹研究会の会員が194名おられまして、それを合わせまして200名程度おられるかと思っております。

それから2番目の質問でございますけれども、今までの最高生産高はということでございましたが、先ほど議員も申されたとおり、昭和61年度でございますけれども、山江村がJAに出荷しました過去30年間の最高出荷量は、昭和61年度の410トンでございました。先ほどの算定の要領で生産量を算出しますと、少なくとも450トンは超えていたのではないかと推測しているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 栗の生産高で、これは錦町で3ヘクタールほど栗農家をされている方の実績なんですけど、1アール300キロ、1ヘクタールで3トン、これは自分方の実績だと言われていますが、昨年は人吉球磨では約250トンだったそうです。台風被害により少なかったみたいですが、例年で人吉球磨では600から700トンだそうです。先ほど課長も言いましたとおり、昭和61年には山江村が410トンの出荷量で、人吉球磨でも昭和61年、62年では、栽培面積が1,500ヘクタールで2,100トンが最高ですけど、そういう実績があったみたいでございます。今はちょっとそうなると大体120ヘクタールぐらいですかね、300トンも夢じゃないんでしょうけど、特にやっぱり錦町の実績のところは平地で素晴らしい農園でありますので、山江村ではもうちょっと栽培面積を増やさないと300トンは厳しいのではないかと思われますけど、村長がよく言われますように10年後には300トンの収穫量を目指すと言われております。特に先ほどから言われていますように鳥獣被害、イノシシ、シカ、今後はサルもあると思われます。そして、また土地ですね、土壌関係にも課題があると思われますがどのように取り組まれるか、まずは課長からお願いします。

議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それではお答えいたします。

山江栗につきましては、先ほど申しましたとおり現状が150トン程度、それから5年後に200トンの目標、そして10年後には300トンの目標を掲げておるところでございます。

まず、現在の反収で300トンを生産するとなりますと面積にして240ヘクタールほど必要になります。現在の2倍の面積ということになりますので、この面積を増やすということは確かに困難だと考えております。従いまして、まず第一に反収を増やす取り組みが必要ではないかというふうに考えているところでございます。本村の栗の生産量と面積から算定しますと、現在の平均反収は110キロから

最高でも120キロぐらいになろうかと推測しております。熊本県の平均反収は136キロでございますので、現在山江村は県平均を下回っているような状況でございます。この平均反収を247キロまで引き上げることができれば、同じ面積でも目標数値の300トンを超えることができますけれども、この数値は簡単には達成できない数値であると考えております。まず、5年後の目標200トンにするために、最初の5年間で平均反収を165キロまで上昇させる必要があるかというふうに思っているところでございます。そして、残りの5年間で反収を200キロまで引き上げることができ、さらにこの10年間で面積をあと28.5ヘクタール程度増やすことができれば、今目標としております300トンを超えることができるかと思っているところでございます。ただ、先ほど議員申されましたとおり、深刻な問題となっております鳥獣害による被害が懸念されるところではございます。

以上のことから300トンの生産を目指すためには、まず第一に本村の栗の現状を調査いたしまして、県やJAなどの専門機関から剪定、改植及び補植、土壌改良などの指導や支援を受けながら、また栗生産関係者が共通認識を持つために果樹研究会、栗技術指導員などを交えた生産量拡大に向けた対策検討委員会を行うなど、関係機関と連携して反収を増やす取り組みを行うこと。それから第2に、新植などをいたしまして栽培面積を増やすための取り組みを行うこと。併せて鳥獣被害防止対策を強化すること。第3に、生産、加工、販売、流通体制の構築。いわゆる6次産業化を図っていくことが300トン生産を目指すための条件になるのではないかと考えているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 村長のこの件に対して構想、計画をお尋ねします。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 産業振興課長が申したとおりであります。あとのやり方については、その加工の今やっております品物を、新商品を増やすというようなこと。それから、流通の体制をしっかりと構築していくことが、併せてそのブランディング化といいますか、増産したときの栗生産農家の方々の所得が伸びるということにつながるようなことを考えていかなくちゃいけないと思っているところであります。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 再生振興のための対策として、これまでの助成内容等を見直されて、新たな助成制度のもとで山江栗の再生復活に力を入れるお考えはないでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

28年度事業については、今のところ通年に応じてということでありますが、苗木補助、それから堆肥の補助、それと有害鳥獣に対する電牧の補助を中心にやっていきたいと思います。ただ、具体的に先ほども申しましたが果樹研究会、いわゆる現場で頑張って栗生産に取り組まれている方々が、いよいよもって検討会議の中でいろんな意見を交わされ、もちろん役場も入りたいと思うわけですけれども、その中でいろんな課題が出てこようかと思っております。それについては、しっかりと財政投入もしていかないと目標は達成できないと思っているところでありますので、その付近の動きと併せて、支援策を立てていきたいと思っております。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 10年後には300トンを目指されて、しっかりチーム山江で 取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。(株)やまえについてでございます。9,00 0万円近い一般財源を投資して、人事も一新し、黒字を目指し、立て直しの意気込 みのスタートであったが、今年の2月までの収支状況について、黒字であるか、赤 字であるか、お伺いいたします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 株式会社やまえの経営状況についてでございます。株式会社やまえの決算につきましては、3月4日に第41回の取締役会が開催されております。その中で、平成27年4月期から平成28年1月期までの決算状況が報告されております。

まず、4月から1月までの売上総額が1億6,965万円、材料代などの売上原価が約6,076万円、売上総額から売上原価を差し引いた売上総損益が約1億889万円でございます。この売上損益から給料や賃金などの販売管理費を差し引いた営業損益と、これに営業外の損益を加えた額、最終的な損益が1月末現在では約868万円の赤字を計上しているという状況でございます。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 今、これは1月までですね、3月までの予想はどのぐらいになりますか。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 現在、2月分の報告等につきましては、課のほうで毎日売り上げを報告させてもらっておりますので、かなり2月については売り上げが落ち込んでいるという状況でございます。3月はいろいろな宴会等もありますので少しは持ち直すかなというところでございますけれども、1,000万円弱ぐらいまでには赤字は増えるんじゃないかなという予測をいたしております。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 株式会社、民間会社では営利、利益を目的とする法人であります。常に採算性を意識し、事業計画を立てていかなければならないのが、今回の場合は計画の甘さや公共性が前面に出てしまうことも赤字の要因でないでしょうか。また、社長と支配人との経営の方向性や考えがちょっと違うようにも思われます。立て直すという厳しさが見えず、従来の経営とほとんど変わってないように思います。黒字になるための要因が一向に見えない、明るい方向にはほど遠く、先ほど課長の報告によりますと3月まで約1,000万円ほどの赤字が出ており、本当お先真っ暗ではないでしょうか。この赤字は、山江村が一般財源から補正して支払うのでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

今のところ、山江のほうから議会にお願いしてそれを支払うということは、私は 考えていないところでありますが、ただ資金の、いわゆるキャッシュフローがショ ートした場合にどうするかということに頭を悩ますんだろうということを思ってお ります。ただ、先般、初日に(株)やまえの経営分析をしてもらったと、ある経営 コンサルに、こういう資料を私は事前にいただきました。その社長と支配人の考え が違うというようなことでありますが、結局は社長と支配人の考えが違う端的なも のは、総収入を上げたらもうかるという認識を支配人は持っていらっしゃいます。 ただ、総収入を上げても経費がそれ以上かかったら赤字でありまして、それからま た販管費の補填費を引くわけでありますので赤字が膨らむということになります。 いわゆるもっとわかりやすく言うと、10万円上げるために努力を一生懸命してお られる、ただ経費が15万円かかっているという事業も実はあると。ということに ついて、口酸っぱくその支配人と協議しながら言っているんですが、その付近の理 解がもう一つ通じてないということが言えるかと思います。今回、そのコンサルの 方にはすべての決算書をお渡ししました。と同時に、一人一人の社員の面接を30 分から40分してもらいました、1週間かかりました。最終的には、取締役と私も その面接をしたということであります。その付近も含めて、まず面談結果の報告が ありました。内容は、ひどいものでありました。いわゆるプロとしてのサービス業 の意識が欠けているとしか言えない結果でありました。それと、もう一つは温泉セ ンターを存続されるための方法についてという提案をいただきました。まず、部門 ごとの経費分類をしてないということです。私にはよく全体的なものが見えてきま したけれども、散々言ってきたんですが、要するに本部の収支、それから売店での 収支、食堂での収支、食堂については原価率が62%というとんでもない数字が出

ておりますが、これは本部経費にその売り上げが入っているためだと予想されま す。ただ、こういう数字が出てくるということは何が問題なのか、経営分析できな いというような状況をやっているということであります。それから、加工のほう、 山田店のほう、それから宿泊のほう、それと入浴については、大人村内・村外、子 ども村内・村外、4カ月パスポート利用者村内・村外分けて細かく一点一点分析を してくださいという指摘でありますし、その中で大幅な赤字も、または事業営業が ありました。いわゆる売り上げを上げるために経費を倍ぐらい使いよるという事業 です。いわゆるやればやるほど赤字が拡大する事業に対して、一生懸命取り組んで いるというような事実がわかりました。支店に関しては、改善の余地はありません ので、早期に閉鎖、中止、終了してくださいということです。それと、少し赤字の 部門、事業、営業についてありました。赤字が確定的な場合は、会社にとってその 維持運営に絶対必要な事業なのかどうか。そして、その赤字が将来的に黒字になる 可能性があるかどうかを検討して、どちらも該当しない場合はすぐ止めなさいとい うことです。そして、もちろん黒字の部分もございましたので、黒字の部分につい ては、将来に向かって発展させることを考えていこうと。大幅な黒字の部分もあり ました。これについては、拡大するために何か方策をもっと取れと。それと、リス ク管理をしなさいということでありました。赤字の部門は、バスの送迎、遠隔地の 送迎、やればやるほど赤字であります。それと食堂部門であります、宴会は別で す、食堂部門であります。それと、山田店であります。ということが指摘がありま した。少し赤字の部門についても指摘があったところでありまして、大幅な赤字の 部分がもう1点、この第三者から見ての4カ月のパスポート利用権も即刻止めなさ いという指摘がありました。

いずれにしましても、今、これを基に先般の取締役会で部門別に数字をとにかく出せという指導をしております。その数字を基に、やはりこのような状況が続くということであれば決断をしなくちゃいけないんだろうというふうに思っております。そのコンサルの方が言われました。そういう意味から来ているのかと。見切り千両という言葉がありますけれども、一両の仕事をするためには、稼ぐためには働きなさいということだそうです。五両のお金をもうけるためには考えて働きなさい。十両もうけるためには、他人の考えを参考にしなさい。五十両もうけるためには、自分と他人を掛け合わせてやってください。百両もうけるためには、情報を集めて分析し、活用する。このことが足りないということであります。それと三百両設けるためには、故事に学びなさいということだそうです。それから、千両稼ぐためには見切りなさいとおっしゃいました。見切る必要があるかどうかは別として、やはりこういうことをコンサルから言われるということは、相当荒療治が必要だと

いうふうに今考えております。

いずれにしましても、その取締役会においては、部門ごとの部長に対して半年の 猶予は与えたいと思います。ただ、数字に対しての責任も出てきますと。数字が上 がらないところは、自ら引いてもらうというようなことも含めて、厳しい口調で申 してきました。責任を取れと申してきました。これは私も含めてでありますが、本 当に冒頭で申し上げました、ゆるまず、たるまずじゃないんですけれども、本当に しっかりと誠実に、それから責任感を持ちながら厳しい姿勢であたっていかない と、非常に厳しい会社だなということを実感しております。ただし、先ほど申し上 げましたとおり、黒字の部分が確かにありますから、この部分を伸ばしていけば、 大丈夫ということであります。そういうことを含めて、またいろいろと議会のほう とも相談をさせていただきたいと思っているところでありますし、改めて22日と 23日にその経営コンサルが来られて、取締役と、それから温泉センターの社員に 対しての説明会を開催することになっております。一つ一つではありますが、私も ずっと非常にあそこに対しましてはずっと通い詰めておりましたが、当然私も村長 職がありますから張り付くというわけにはいきませんので、なかなか意思の疎通が 取れないということも考えております。ただ、やはりしっかりとしたこちらの指示 について、自分の考えがどうしても出てくるというふうなおかしな現象について は、私の指導がもっと足りないのかなと思っておりますので、その付近も含めて対 処をさせていただきたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 社長が言われたとおりだと思います。やはり、第3セクター、 公共事業というか、そのぬるま湯につかっておられるような姿が我々にも映ってき ております。やはり普通の会社だったら減給とかクビとかいろいろ、そういう負債 を出したらですね、そういう処罰もあるんですとけど、もうここ半年ぐらいで村長 の決断をする時期が、よくならなかったら来たのだと思います。村長もいろいろ上 京されて、今後の万が一のためには、この温泉センターを医療関係とか、老人ホー ムとか、そういう視野を広げて考えていく時期ではないかと思われます。

では、最後の質問に入ります。万江小学校について。1点目は、現在の児童数、また3年、5年、10年後の児童数あたりがいくらになるかお尋ねいたします。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それでは、お答えいたします。

万江小学校の児童数でございますが、平成27年5月1日基準の学級編制におきまして44名でございます。今後の児童数の推移といたしましては、平成28年度で40名、平成29年度以降は予測となりますが42名、平成30年度は42名、

平成31年度が41名、平成32年度が39名、平成33年後が33名、平成34年度が35名と推移としているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 万江地区の大川内小、屋形小、城内小、山田小の尾寄崎分校を 統合して昭和63年4月に新しく万江小として誕生したわけですが、昭和63年に 初めての卒業生を送り出し、現在に至っております。その統合にとっては、先輩方 が並々ならぬ努力で統合されたわけです。当時は70名ほど児童数がいたわけです が、村当局のお陰で公営住宅、柳野、城内地区に建設していただき、何とか児童数 が40から50名程度存続している状況だと思います。もし公営住宅がなかった ら、存続はとても現在は困難だと思われます。各地区では、地元の子どもも減って いき、このままでは存続危機も感じられてきております。今年は新1年生が1人と いうことで、これは始まって以来のことですけれども、大変寂しい限りではありま したが、先ほど午前中の教育長の答弁の中にテレビ電話での授業ができるというこ とで、山田小と万江小のそういう情報関係、事業もできるということで、私もま た、その1年生本人も、また家族も少しは安心されたと思われます。この素晴らし い万江小の存続のためにも、児童数確保にも今後の課題は地方創生にもつながりま す空き家対策とか、公営住宅、または分譲住宅等を建設して対応していかなければ ならないのだと思われますが、近い将来はいよいよ山田小、または小中一貫の統合 もやむを得ない状況にあることは見えているんではないかなと思います。先般、山 江中の卒業式の校歌の2番目の歌詞に、友四百とありました。当時は、我々の時代 は何とか400ぐらいはいたんですけど、改めて人口減を痛感し、感じました。こ のことについて、今後の村長の方向性というか、将来についてちょっとお尋ねした いと思います。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

小学校の統合と小中一貫教育のことをお尋ねだったと。

5番(立道 徹君) 全体にして、今後の万江小に対する、そういう。

村長(内山慶治君) あと、教育委員会のほうから補足をお願いしたいと思いますけれども、今後の山江村内の小中学校の児童生徒数の推移表を教育委員会から資料をもらっております。山田小が28年度が220名で5年後ですね、33年には189名であります。万江小が28年度40名が33名、山江中が120名が131名に増えています。という推移を見ます限り、今の体制で十分いけるんではなかろうかというふうに考えているところであります。将来的なこともということでありま

すけれども、今のところ全くそういう意思が私のほうにはございません。何か補足がありましたら、教育委員会のほうからお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 大平教育長。

教育長(大平和明君) 今、村長が申されたとおりでございまして、実は、国、文科省は公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引きというのを平成27年1月、ちょうど1年ぐらい前につくったんですが、ご承知のとおり、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を基準とするという法があるわけですよね。そして、特に万江小の規模の1から5学級、いわゆる複式学級が存続する規模の学級については、文科省いわく統合せるということだろうという気がします。ただ、私はやはり先ほど言いましたように、小規模校のデメリットばかり言うとらずに、やっぱりメリット、小規模校だからできるというのを、今、万江小学校の校長ともいろいる話ながら、そういう学校経営をしてくれと、そして少人数でもやっぱりきらりと光るような、複式主導でもきらりとやっぱり光るような教育を施していけば、学校は残るんだという具合に思っているんですよね。そういった立場で、今後とも、現時点ではそういうことを考えております。

それともう一つ、今日はちょうど熊日に「地域学校のあり方は」という記事が載っておりました。やっぱりこれでも、地域の核である学校がなくなればということですよね。地域としての学校のあり方を考えたいという形でまとめてありますが、最近特に、本当にまた学校統合があって閉校式の記事が載っていました。そういったことも含めて、この記事が出たんだろうと思いますが、先ほど言いましたように現時点では平成34年にも35名の児童数が、今のところ存在します。ということは、まだ学校として成り立つという具合に私は思っていますので、小規模校のメリットを最大限生かすような教育活動を今後とも行っていきたいと思っているところです。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 教育長も言われましたように35名、実際はいろいろ行事のときには寂しい思いもするんですが、公営住宅とか分譲住宅等はやっぱり地元の強い要望、または候補地とか地権者等の折衝も地元がしたほうがよろしいんでしょうか。ちょっとお尋ねします。もし建てる要望があればですね。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 村営住宅については、地域からの、やっぱり子どもがいないということに対しての要望が昨今大きいということであります。それに伴いまして、城内の団地もつくられたということでありましょうし、その前の井手の口もそうでありましたし、今回は西川内から強い要望が上がっていることに対してつくったと

いうことであります。公営住宅が今180戸で、増えたら190戸になってしまう ということでありますから、永シ切をさらに減らすと60戸減ると、全部売れてし まうとすると130戸ぐらいになるということになると、また公営住宅の建設も可 能かなということも思っているところでもあります。万江地区においては、今回空 き家を1軒だけてありますがリフォームして、村営住宅として貸し出すというよう なことになります。分譲住宅の場合、その適地が問題になろうかと思うわけですけ れども、その付近も視野に入れながら、また最近では不動産、または建築に関係す る業者の方が、えらい山江に家のなかろうかとかですね、土地のなかろうかという 問い合わせがかかってきます。ありがたい話でありますが、人吉球磨の中で、その パイの取り合いをしてもしょうがなかですけれども、しっかりとしたそういうJタ ーン、Iターンを含めた対策も含めて考えますと、もちろん役場の人間も実は住民 票は山江に置きながら人吉に住みながら通っているというところもあります。これ は、国勢調査が人吉で還付されているわけですが、そういう方々も含めてしっかり と住宅政策を取っていかんといかんなというふうなことがありますので、公的にや るそういう分譲住宅、空き家対策、それから公営住宅の建築と併せて、そういう民 間の方によるアパート建築、それから建て売り等々につきましても、そういう声が 聞こえてきましたので、その付近についてもしっかり対応していく必要があるんだ なと思っております。万江地区のほうにつきましても、先ほど言いました土地の問 題ももちろんありますけれども、清流万江川が流れておりますし、素晴らしい環境 の中でということで、ファンもいっぱいおられるわけでありますから、その付近も 総合的に勘案しまして、またぜひ地元がどのようなことを考えていらっしゃるかも お聞かせ願いながら対策を立てていければと思っております。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) 住みたい村、住みやすい村、活気ある山江村、万江地区もよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長(秋丸安弘君) これで、通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後5時28分

第 3 号 3 号 3 月 1 8 日 (金)

平成28年第2回山江村議会3月定例会(第3号)

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分開議 於 議 場

1.議事日程

. • 10% 2- 11 1 T			
日程第 1	発委第	1号	山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
			いて
日程第 2	発委第	2号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求め
			る意見書案
日程第 3	発議第	1号	教育予算の増額と負担軽減措置の拡充を求める意見書案
日程第 4	発議第	2号	通学路の安全を求める意見書案
日程第 5	発議第	3号	少人数学級の推進を求める意見書案
日程第 6	発議第	4号	地方交付税の安定的確保を求める意見書案
日程第 7	発議第	5号	TPP協定大筋合意に関する意見書案
日程第 8	議案第	9 号	山江村過疎地域自立促進計画の策定について
日程第 9	議案第1	0 号	山江村行政不服審査会条例の制定について
日程第10	議案第1	1号	山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等
			の交付に係る手数料に関する条例の制定について
日程第11	議案第1	2号	山江村職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第12	議案第1	3 号	山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例の制定について
日程第13	議案第1	4号	山江村百寿祝金支給条例の制定について
日程第14	議案第1	5号	山江村保護林設置条例の制定について
日程第15	議案第1	6号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条
			例の制定について
日程第16	議案第1	7号	山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
			る条例の制定について
日程第17	議案第1	8号	山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第1	9号	山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正
			する条例の制定について
日程第19	議案第2	0 号	山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
			運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
			制定について

日程第20 議案第21号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について 日程第21 議案第22号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について 日程第22 議案第23号 山江村すこやか子ども医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 日程第23 議案第24号 村道路線の廃止について 日程第24 議案第25号 村道路線の認定について 日程第25 議案第26号 人吉下球磨消防組合規約の一部変更について 日程第26 同意第 1号 山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山 江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関す る同意を求めることについて 日程第27 同意第 2号 山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の 指定管理者の指定に関する同意を求めることについて 日程第28 議案第27号 平成28年度山江村一般会計予算 日程第29 議案第28号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業予算 日程第30 議案第29号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業予算 日程第31 議案第30号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業予算 日程第32 議案第31号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業予算 日程第33 議案第32号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算 日程第34 議案第33号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算 日程第35 要望第 1号 第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字 溝の蓋設置についての要望書 日程第36 要望第 2号 人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草加工所の 建設についての要望 日程第37 議員派遣の件 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務常任委 日程第38 員会、経済建設常任委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	赤	坂		修	君	2番	横	谷		<u>;(((</u>	君
3番	森	田	俊	介	君	4番	西		孝	恒	君
5番	立	道		徹	君	6番	谷	П	予志之		君

 7番 秋 丸 光 明 君
 8番 中 竹 耕一郎 君

 9番 秋 丸 安 弘 君
 10番 松 本 佳 久 君

- 3.欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 議会事務局長 新山孝博君
- 5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山慶治君 教 育 長 大 平 和 明 君 総務課長豊永知満君 税 務 課 長 福山 浩 君 企画調整課長 北 田 愛 介 君 産業振興課長 蕨野昭憲君 健康福祉課長 平山辰也君 建設課長 白川俊博君 教育課長 山口 明 君 会計管理者 中 山 久 男 君 農業委員会事務局長 迫田教文君 代表監査委員 木下久人君

開議 午前10時00分

議長(秋丸安弘君) おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10の本会議で、質疑、討論、表決となっております。それでは、議事日程の順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則第53条(発言内容の制限)の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第54条(同一議題の質疑の回数3回)の規定と、同規則第55条(発言時間60分)の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。

なお、3回を超える場合は、第54条但し書きの適用いたします

日程第1 発委第1号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 日程第1、発委第1号、山江村議会委員会条例の一部を改正す る条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第1、発委第1号、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第 2 発委第 2 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意 見書案

議長(秋丸安弘君) それでは、日程第2、発委第2号、国民健康保険財政への国庫 負担割合をふやすことを求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり 1

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第2、発委第2号、国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書案は、原案のとおり採択するものと決定いたしました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第3 発議第1号 教育予算の増額と負担軽減措置の拡充を求める意見書案 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第3、発議第1号、教育予算の増額と負担軽減措置 の拡充を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり 1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第3、発議第1号、教育予算の増額と負担軽減措置の拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定しました。

.

日程第4 発議第2号 通学路の安全を求める意見書案

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第4、発議第2号、通学路の安全を求める意見書案 を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。

日程第4、発議第2号、通学路の安全を求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 発議第3号 少人数学級の推進を求める意見書案

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第5、発議第3号、少人数学級の推進を求める意見 書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第5、発議第3号、少人数学級の推進を 求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第6 発議第4号 地方交付税の安定的確保を求める意見書案

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第6、発議第4号、地方交付税の安定的確保を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第6、発議第4号、地方交付税の安定的 確保を求める意見書案は、原案のとおり採択するものと決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第7 発議第5号 TPP協定大筋合意に関する意見書案

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第7、発議第5号、TPP協定大筋合意に関する意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 発議第5号、TPP協定大筋合意に関する意見書案について、

質疑をいたします。

この意見書案につきましては、大筋合意までの経過、それから影響などを精査し、国民的議論を行うようにとの要望のようであります。TPP協定の大筋合意は、国民の間でも賛成・反対の意見が大きく分かれていることも事実であります。 肝心なのは、我が村にとりまして、TPPが発効されたとき、どの分野に影響があり、その影響度をどれだけ抑えられるか、危機感を持って生産基盤の対策、柔軟に対応できる準備をしっかりとしておくことが肝要だと思います。

そこで、この意見書案の提出に当たっては、中山間地域の我が村において、どの 分野を守ってどの分野を攻めるべきか、このお考えをお聞かせ願えればと思いま す。

- 議長(秋丸安弘君) 質疑がありましたので、提出者の秋丸議員は答弁席からお答え ください。
- 7番(秋丸光明君) お答えします。

熊本県のですね、この新聞にも載っていますとおり、試算が国の積算では34億 1,000万円から61億1,000万円は影響が出るとしています。そして、これ を見ますと、県農林水産部は、国が国内対策を講じても影響は少ない。対策が不十 分なら影響がさらに膨らむ恐れがあるとします。今後、各都道府県が試算した影響 額を積み上げたとき、国の想定どおりに収まるかどうか、しっかり検証する必要が あるということでございます。

- 議長(秋丸安弘君) それは、山江村の中山間地にかかわる山江村の影響を答えてくれてあったが。
- 7番(秋丸光明君) 山江村の場合はですね、これが中山間地域には、やっぱり山江村だけでなく千葉県でもやっぱり一緒ですけど、やっぱり加工品いろいろ、やっぱり米とか農産物、必ず農産物は5品目はかかってきますから、山江村は農産物が一番と、林業はあまり影響はしないと思いますが、農産物が一番ですね。
- 議長(秋丸安弘君) 横谷議員。
- 2番(横谷 巡君) 昨日ですね、産業振興課長からも、畜産とか米の影響ある額も答えていただきましたし、村長からもやはりこれについては、本物のことをつかないといけないんだということでありました。やはり、私たちも中山間地域でありますから、しっかりとこの国を守ったり、育成したりしていくことが重要ということから、私たちもまたどのようなことが影響あるかなという思いで、質疑をいたしたところです。

質疑を終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第7、発議第5号、TPP協定大筋合意 に関する意見書案は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号 山江村過疎地域自立促進計画の策定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第8、議案第9号、山江村過疎地域自立促進計画の 認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第8、議案第9号、山江村過疎地域自立 促進計画の策定については、原案のとおり認定することに決定しました。

.

日程第9 議案第10号 山江村行政不服審査会条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第9、議案第10号、山江村行政不服審査会条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第9、議案第10号、山江村行政不服審

査会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第10 議案第11号 山江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等 の交付に係る手数料に関する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第10、議案第11号、山江村行政不服審査法の規 定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議 題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第10、議案第11号、山江村行政不服 審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定に ついては、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第12号 山江村職員の退職管理に関する条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第11、議案第12号、山江村職員の退職管理に関 する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第11、議案第12号、山江村職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第13号 山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第12、議案第13号、山江村鶴さん・亀さん応援 手当支給条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第12、議案第13号、山江村鶴さん・ 亀さん応援手当支給条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しま した。

- - - - - - - - - - - - -

日程第13 議案第14号 山江村百寿祝金支給条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第13、議案第14号、山江村百寿祝金支給条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり 1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第13、議案第14号、山江村百寿祝金 支給条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第14 議案第15号 山江村保護林設置条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第14、議案第15号、山江村保護林設置条例の制 定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま議題となっております山江村保護林設置条例の制定 について質疑をいたします。

2 枚目にこの保護林の字や面積、備考等が書いてあります。面積は72万9,0 50平方メートルで、約73ヘクタール、73町、備考として21世紀水源の森と 書いてあります。この森林が山江村所有となった経緯をお聞かせいただきたい。 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それではお答えいたします。

今回保護林設置条例ということで、条例を制定いたしました、この21世紀水源の森を保護林として設置したいということで提案しているものでございます。この経緯につきましては、平成13年の4月に、万江川水利組合から、この山江村山田戊5の宇那川と登尾の山林、先ほど申されました72万9,050平方メートルを山江村へ寄附されました。その組合からといたしましては、この万江川を潤す水源涵養林として、永久に譲渡、伐採等を行わない条例等を制定していただきたいというようなことでございました。そしてまた、そうすることにより、自然林として管理していただきたいという希望もございましたので、村といたしましても、このような山林は永久にですね、水源涵養林として保護していきたいということから、今回条例を制定したものでございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 今回山江村保護林設置条例として制定されております。もともとは備考のところにありますように、21世紀水源の森であります。条例の名前はわかりやすいのがよいという考えでしょうけど、ユニークな条例、例えば、人吉球磨では焼酎乾杯条例とかユニークな条例もあります。

そこで、もちろん山江村保護林設置条例、非常にわかりやすいですけど、もう少し今、産業振興課長が答えたように、この保護林の目的とかがあるはずですから、 それらを表すような条例の考えはなかったのか、質疑をいたします。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えいたします。

今回の山江村保護林設置条例につきましては、前回これ松本議員のほうから質問をいただきながら、いろいろ検討を重ねたということにおいてのですね、今回の条例の提案となっているわけであります。ただ、今回備考としてですね、2枚目に、21世紀水源の森として、平成13年に万江川の水利組合から寄贈を受けたものというようなことでありますけれども、今後目的にありますように、水源の森だけじゃなくてですね、当然必要である森林については、今後もそういう指定をしていこうじゃないかというような趣旨もありまして、特定な名前は省いたわけでありまして、わかりやすく山江村保護林設置条例とさせていただいたものであります。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 特定の名前と申されましたけど、例えば、夢のあるような名 前は考えられませんでしたか。「未来の森」とか「地球の森」とか。水上村では、 確か「重要水源の森」とか名付けておられるようですけど、そのような名称、今日 はここに上程されていますから、今後ですね、そのようなことも考えて、例えば、 小・中学生や高校生に公募しながら、夢のあるような森とか、そのような名前を考 えられることはありませんか。

例えば、今、人吉市が観光コンテストをしております。これのアイデア部門の対象は高校生です。人吉高校の2年生が、アイデア部門の大賞を取っております。このように、2月8日かな、子ども議会でも子どもたちは非常によいアイデアを持っておりますし、小・中・高校生たちにも、山江村のこの山江村保護林設置条例として、長く持っておくということであれば、今後ですね、名称の変更も考えて、そのような公募等、あるいは役場内で検討されるような考えはありませんか。重ねて答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) それではお答えいたします。

この条例を作るに当たっては、やっぱり将来にわたってどういう形でその保護林が出てくるかまで、予測があまりつかないということもあって、無難にしたものだというようなことであります。

この条例の制定の名前についてはですね、それぞれの担当課を含めているいる協議を、打ち合わせをしているわけですけれども、例えば、今回決定をいただきました山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例につきましても、鶴さん・亀さんのように長生きしてもらい、元気で長生きしてもらうような思いを込めて、そういう条例の制定をしているところであります。

したがいまして、この条例が何らかの形でまた新しく、その保護林として指定を する案件が出てきた折にですね、そのような、この条例を廃止して、また新しい名 前の条例を制定する等は、検討させていただきたいと思います。

10番(松本佳久君) 質疑終わります。

ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。

日程14、議案第15号、山江村保護林設置条例の制定については、原案のとお

り可決決定いたしました。

日程第15 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第15、議案第16号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第15、議案第16号、行政不服審査法 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決す ることに決定しました。

日程第16 議案第17号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第16、議案第17号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。 質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま議題となりました、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

8分の7というのは7ページでしょうか、附則が書いてあります。ここのところに、1、2、3、次のページに4、5、6、7まであるわけですが、この附則の中にですね、平成28年4月1日から施行するというところと、平成27年4月1日から適用するという二つの年月日があります。

まず、平成27年4月1日から適用される、あるいは変更される内容はどのよう になっていますか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えいたします。

平成27年の4月1日にさかのぼりというのは、これにつきましては、基本給の引き上げ、初任給2,500円、若年層程度が2,500円ですね、そのほかについては1,100円、期末勤勉手当をそれから0.1月分引き上げるというものでございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま総務課長の答弁がありました、基本給の引き上げや 期末手当の引き上げ、職員総額では幾らになりますか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それではお答えいたします。

総額で320万円程度になっております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) なぜこの時期にさかのぼって引き上げますか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) お答えをいたします。

これは、人事院勧告、それから熊本県の人事院の勧告に準じた改正ということでありますので、県の人事委員会も人事院勧告のほうも4月にさかのぼるということでありますので、それに基づいて、それによってさかのぼって支給するということでございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) それでは、もう一つのほうの平成28年4月1日から施行するということの内容はどのようになっていますか。そしてまた、その総額はどれほどと見込まれていますか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、平成28年4月1日から施行するというものに つきましては、給与制度の総合的な見直しということで、給料を0.3%から4.2%を引き下げるというものでございます。ただ、この引下げに伴う影響部分につき ましては、現給を保障するということで、経過措置を行うということになりますので、額としては、昇給分が出てきますので、この改正分について増加するということはございません。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 給与は0.3%かなにか引き下げるという答弁だったと思います。期末手当についてはどうですか。そして、例えば、昇給分の引き上げ、これはあとで出てくる一般会計にも2~300万円上がってたと思いますが、その昇給分の引き上げはどれぐらいみておられますか。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) 予算書においては、定期昇給程度の変更ということで、5 82万8,000円を計上をしております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 税務課長にお尋ねします。

ただいま、3月の申告も終わったところですが、こまかな数字は結構です。あな たの感想として、村民所得の向上、あるいは利益がどのようなものであるか、感想 を述べていただければと思います。

議長(秋丸安弘君) 福山税務課長。

税務課長(福山 浩君) それでは、今のご質問にお答えいたします。

今回の申告に関しましては、給与所得に対して農業所得が赤字の状況であります。それによりまして、一応還付のほうが8割程度、申告の8割程度ございました。景気的には農業の景気がかなり落ち込んでるような状況であります。 以上です。

10番(松本佳久君) 質疑を終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第17号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第17 議案第18号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第17、議案第18号、山江村税条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第17、議案第18号、山江村税条例の 一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しまし た。

- 日程第18 議案第19号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第18、議案第19号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第18、議案第19号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - -

- 日程第19 議案第20号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について
- 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第19、議案第20号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第19、議案第20号、山江村指定地域 密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- 日程第20 議案第21号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第20、議案第21号、山江村指定地域密着型介護 予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第20、議案第21号、山江村指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しまし た。

- 日程第21 議案第22号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第21、議案第22号、山江村家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議 題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第21、議案第22号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- 日程第22 議案第23号 山江村すこやか子ども医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
- 議長(秋丸安弘君) 次に、日程第22、議案第23号、山江村すこやか子ども医療 費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許し ます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第22、議案第23号、山江村すこやか子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決決定しました。

日程第23 議案第24号 村道路線の廃止について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第23、議案第24号、村道路線の廃止についてを 議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第23、議案第24号、村道路線の廃止 については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第24 議案第25号 村道路線の認定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第24、議案第25号、村道路線の認定についてを 議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第24、議案第25号、村道路線の認定 については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第25 議案第26号 人吉下球磨消防組合規約の一部変更について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第25、議案第26号、人吉下球磨消防組合規約の 一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第25、議案第26号、人吉下球磨消防 組合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第26 同意第1号 山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江 村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同

意を求めることについて

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第26、同意第1号、山江温泉「ほたる」、山江村

物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

議長(秋丸安弘君) 10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま議題となっております山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同意を求めることについて質疑を行います。

昨日の一般質問で立道議員からこの質問が出まして、それに、村長であり、また (株)やまえの社長である村長よりるる答弁があったところです。その答弁によれ ば、1月末の数値がマイナスの800数十万であったということでありました。そ してまた、2月もそんなに好転はしなかっただろう。3月でいくぶんか好転している予想との答弁だったと私は理解しております。

この山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設を、今回同じ株式会社やまえに5年間指定管理を村としてはお願いしたい、そして議会の同意をいただきたいという議案のようでありますが、今一度村長であり、また社長でもある内山村長に、この(株)やまえの経営状況の把握、そして今後の方針について答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) お答えします。

昨日、実は経営診断を受けた結果の一部をご報告しながら、今後の方針を述べさせてもらったということでありますけれども、もともとこの施設につきましては、ふるさと創生の1億円事業によって温泉を掘削しながら、山江村の村民の方々の健康を守る、また、活性化の拠点となる施設を造るんだというようなことで、平成3年に建設され、またその後、宿泊等、そして14年だったと思いますけれども、物産館を造りながら、建設しながら、その役割を深めてきたというところであります。

経営につきましては、当初から第三セクター方式で、山江村と森林組合と農協と商工会、そして、物産館が建設されましてからは、からはといいますか、出荷協議会が、5年間(株)やまえとゆっくりが統合しましてから、合併しましてから、出荷協議会も株主になったというような経過であります。人口減少もありましょうけれども、一時のリゾートブームも去ったということもあるんでありましょうが、非常にここのところ経営が厳しくなってるということであります。

ただ、私自身はですね、あそこは民間の企業であれば、当然減価償却たる施設の 建設費あたりも返しながらも運営をされている。民間ホテル等々の企業はそうであ りますし、必ずしも利益が出ない施設ではないというふうに思っております。 その証拠にといいますか、建設以来平成20年前後までは、夏と冬にはボーナスを支給してきた。利益を上げてボーナスを支給してきたという実績もあるわけでありまして、そのような施設としてよみがえらせたいという思いはあります。ただ、今はそういう状況じゃないということは、昨日申し上げたとおりでありますけれども、800数十万の赤字を1月分で出してるということでありますから、2月、3月はもっと膨らむという企画調整課長の話もありました。

ただ、これをどのようにということでありますけれども、再生させるか、また建て直していくかということでありますが、しっかりと現状をまずつかむということしかないと思います。各部門ごとに、どの部門がもうかっていてどの部門が赤字なのか、詳細にその売上と経費と固定費を出しながら、分析する必要があるということを思っております。

実は、このことを私、社長就任以来、事あるごとですね、取締役会のあるごとに そのことは申してきたわけでありますが、なかなかその事務のほうが進んでいない ということでありますので、ただ、今回の経営の診断によりまして、改めてその必要性、また指摘もありましたので、そのことについて、要するに毎月決算しておりますけれども、その決算ごとにその部門部門の売上の収支を出していくということが、求められているんだろうと思います。大幅な赤字の部門もあります。昨日も申し上げました。黒字の部分もあるわけであります。あとそのやり方として、黒字の部分を伸ばして赤字の部分を縮小する、またはやめるというやっぱり決断が今、求められているということを私、感じております。

そういうことを含めて、各部門の長に当たってはですね、要するに調理部、物産部、それから温泉部ありますけれども、それぞれ数字を出していきながら、その数字に責任を持てというような話も、先般の取締役会でいたしました。今後様子を見ながら、最低半年はですね、半年はその数字についての、改善についての努力をするようにという指示もしておりますし、その内容次第ではですね、責任を取ってもらうというようなことも申しております。そういう方針の中、ある程度厳しいといいますか、昨日言いました、資金がショートした場合、要するに、資金ショートですね、要するに、手元資金がなくなった場合に、どうするかということも含めながら、考えていかなくちゃいけないということでありますが、あそこもとりあえず支配人を中心にですね、その付近のところを指示しておりますし、改善できる、赤字でも改善できる部分については、やっぱり可能性は見ていかなんと思いますが、ただ、逆に見切るのも必要かと思っているところであります。

そういうことの中において、しっかりとその数字が物語る経営の中身について、 しっかり分析させてもらいながら、今後経営に当たっていきたいと思っておりま す。

昨日も申し上げましたが、私こう思っていても、毎日あそこに張り付いていくわけにはいきません。もちろん社長の業務ではありますけれども、村長の業務はもっと重いわけでありますので、そちらのほうの業務を中心に動いておりますから、社長をですね、第三セクターのその数字に強い社長を代えるというようなことも、考えなくちゃいけないんだろう。あそこに張り付く人を置くということも、考えなくちゃいけないんだろうということも考えているところであります。

いずれにしましても、立道議員は、昨日の話によると、将来は福祉施設等々のことも、考えたらどうかというようなことでありましたけれども、当分の間は、長年のこの山江村の健康、また活性化の拠点の施設として、永々と、それぞれの村長もそうでありますようにありましょうけれども、議会の皆さん方もこの施設についての思い入れを含めて、また守ってきた施設でありますので、一応その姿勢は保ちながら、この経営に当たっていきたいと思っているところであります。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 厳しい状況から、現場には6カ月程度の、6カ月後の数字を見るということを申されたようでありますが、しかし、一番の責任は取締役です。 社長であるあなたであり取締役です。そういうこともありまして、先ほど、例えば村長とはなかなか、村長も忙しいから、社長もどなたかにお願いしたいということも、考えておられるんだろうと思います。

ここで、指定管理者制度について質疑をしますが、これは5年間お願いしたいという同意案でございます。これは、例えば、これはどうも(株)やまえが駄目ばいていうときは、例えば1年で切るとかそういうことはできますか、指定管理者制度についてお聞かせください。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 今回の議案につきましては、期間を平成28年4月1日から、平成33年3月31日までの5年間ということで、ご提案をいたしております。今回の募集につきましては、要項をつくりました。その要項の中で、この期間を示しておりますけれども、途中で指定管理が不適当と認めた場合には、解除することもあるというふうな条項を入れております。

また、それとですね、もう一つこの根拠につきましては、地方自治法の244条の2の第11項に、指定管理者が指定をすることが適当でないと認めた場合には、この指定管理を取り消すことができるというふうな条項に基づくものでございます。

従いまして、この条項に基づく契約内容にもですね、このようなものを盛り込む

こととしておりますので、途中で解除するということは可能かと思います。 議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) この議案を提出されている内山村長、そして、この指定管理を可決されれば、4月1日からもやっていこうとする(株)やまえの社長、内山さん、両方にお聞きしますが、先ほど、北田企画調整課長の指定管理に関する条例が、法律条例の中では、途中で取り消すこともできるとなっております。村長として、あまりにもその(株)やまえの営業成績が悪いときは、指定管理を取り消すこともありますか。答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 今回の応募につきましては、(株)やまえ1件でありました。 ほかの企業から、またそういう指定管理者を受けたいというものが出てこなかった ということであります。競争の原理が働かなかったということであります。考え方としては、じゃあ(株)やまえ、第三セクターに指定管理するかしないかの二者択一でありまして、今回のこの議案はですね、でありまして、今回は先ほど申し上げましたとおり、この施設を今やめるわけにはいきませんから、指定管理者として認めて今回の議案を出していきながら、取締役会等々でも申し上げているとおり、また、先ほども申し上げましたとおり、当分の間この体制でやっていくと申しております。

そういう中において、途中で辞めることがあるかどうかということについてはですね、もちろん(株)やまえでありますし、山江村民の方々の税金を投入して出資した会社でありますから、財政の負担がですね、要するに、役場の財政の負担を、しょっちゅう強いるようなことがあっては、この役場の本体の財政の健全化について、課題を残すということになります。

従いまして、その付近のことも勘案しながら、また新しくですね、今回は全くなかったわけですけれども、応募が、新しくそういうところがあるかどうか、やる気のある、指定管理者を受けながら、やまえ温泉を経営したいという方がおられるかどうかですね。ということもやはり考えなくちゃいけないんだろうということも思っております。

いずれにいたしましても、(株)やまえの、物産館「ゆっくり」のほうは、山江の栗を中心とした振興を、方策を今、練っている途中でありますので、その産業に、農林業の振興にはたす役割は大きいと。また、大きな役割を担ってもらわなくちゃいけない組織だと思っております。出荷協議会もあるわけであります。

そういう意味からは、もし切り離して、切り離して指定管理を変えるという事態 がもしですね、起きてきたとするならば、温泉宿泊部門の指定管理者を公募すると いうようなことが大事だろうというふうに考えているところであります。だから、必ずしも永々とその赤字の会社を、また山江村の財政的なものを引っ張る施設はですね、村民の方に負担を強いるということは、非常に問題だろうというふうに考えているところであります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、非常に厳しい折でありますが、長い間もう30年近くこの施設は、村民の方々が、本当に健康づくりとして、今でもいきいきデーとかですね。福祉の社協のいろんな事業に使われております。そういう形態が保てるかどうかも含めてですね、非常に大事な施設でもあろうかと思いますので、その付近といいますか、大事な判断になろうかと思いますけれども、その付近をしっかり考えながら、判断をしていかなくちゃいけないと思っております。

ただ、判断をする時期というのは、昨日私は見切り千両という話をしました。見切ったほうが千両もうけなんだというような意味であります。そういう判断も必要であろうというようなことを考えてることを申し上げるということは、途中でこの会社の指定管理を変えるということも、考えなくちゃいけないということを思っているところであります。

- 10番(松本佳久君) 質疑終わります。
- 議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。
 - 1番、赤坂修議員。
- 1番(赤坂 修君) 同意第1号について2点質疑をいたします。

1点目は、選考委員会のメンバーについてですが、どのような構成になっているのかお尋ねいたします。2点目山江温泉ほたるの設置及び管理に関する条例で第6条指定管理者の指定の申請で、指定を受けようとするものは事業計画書を提出するとなっておりますが、事業計画は何年間の事業計画によって選定審査をされたのかお伺いいたします。

企画調整課長(北田愛介君) まず選定委員会のメンバーでございます。具体的には 郵便局の局長、それから商工会員の指導員、それから社協の事務局長、それと役場 の各課長で行っております。

それから、2番目の事業計画ですね、これにつきましては、平成28年度1年分ということでは、資料として提出をいたして、審査をいたしているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 赤坂修議員。

1番(赤坂 修君) ただいまの事業計画は1年間、平成28年度の事業計画書ということですが、条例の第7条、指定管理者の指定で、1項、その事業計画による「ほたる」の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。2

項、その事業計画書の内容が、「ほたる」の効用を最大限に発揮させるとともに、 その管理に係る経費の節減が図られるものであること。3項、その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、及び人的能力を有するものであること。と3項 目掲げてありますが、申請が1件であったということもありますが、選定委員会で は、まずはこの3項目をクリアされたということで考えてよろしいのでしょうか。 議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 選定内容につきましては、条例に基づきます、規定に基づきますとおり選定項目によって選定をいたしております。今回の株式会社「やまえ」につきましては、委員会のほうから付帯意見といたしまして、その経営について3項目ほど出ております。

先ほどから質疑でありますように、きちんとした経営の分析と経営の方針を出すことと、それから、徹底したお客様のサービス等をするということ、それから、また経営につきましては、今後分析をしてそれを改善し、それを検証し、PDCAサイクルによる経営改善を続けるというふうな内容になっております。

1番(赤坂 修君) 以上、質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。ただいま暫時休憩の発言がありましたけれ ども、暫時休憩することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、暫時休憩をしたいと思います。

それでは、しばらくの間暫時休憩したいと思います。

議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) それでは、1点だけ質問をさせていただきます。温泉センターの件で出ておりますので。

温泉センターには、管理運営委員会たるものがあると思いますけれども、その会 議等はどういうような感じで、年に何回ぐらいやっておられますか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 1年に1回開催をさせてもらっております。管理運営委員会と

いう組織は、もともとあの施設はですね、役場の施設であります。役場の施設であるその財産が、適切にその指定管理者である方の利用にですね、適しているかどうかということをしっかりチェックすると。適切な管理がなされているか、施設管理が、というような会議がありまして、年1回開催しているところであります。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) 一応、施設の管理というようなことの委員会かと思いますけれども、先ほどからいろいろ話出ておりますとおり、厳しい運営だというようなことでございますので、一つは、私、これは私の思うことなんですけれども、その管理委員会のほうも少し会議を開いてですね、一応知恵をいただくとかと、そういうことはできないかちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 管理運営委員会につきましては、とりあえず施設が適切に管理されているかどうかということで、直接ですね、その経営に介入するということについては、意味が違うということでありますけれども、道義的にその役場の普通財産ということについては、いわゆる村民の方の財産でありますから、その施設がある意味ではですね、経営が厳しいということについては、認識の上、ある程度の助言は、介入というよりも、助言をいただくというようなことになろうかと思っておりますし、必要とあれば、また必要であればというか、その意見を聞く必要があるということであれば、2回、3回と開いていく必要があるのかなあと思っております。

6番(谷口予志之君) 終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 同意第1号の議案につきまして、指定管理の同意を求めることについて提案をされておりますが、このことについて、従来温泉センターの運営に関しては、紆余曲折あったわけでありますが、私は、賛成の立場で討論をしたいと思います。

この施設につきましては、産業経済、それから仕事場、それから観光面、それから、村民の方の健康づくりという様々な点から、貢献をしてきておるわけであります。確かに運営は厳しいということは、先ほど来、社長のほうから話があったわけでありますが、5年間、向こう5年間指定になるわけですので、我々としてもそれ

なりの責任があるわけです。したがいまして、ここは大変厳しい状況でありますが、経営指導も受けられておりますし、それを元にですね、健全な経営になっていくように、少なくともトントンの状況になっていけば、いいんじゃないかなというふうに私は思うところであります。

中身については、相当荒療治もしなければなりませんけれども、それは覚悟の上で頑張っていただくということで、期待をしながら、この関係につきましては、賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

議長(秋丸安弘君) ただいま、8番、中竹議員より、賛成の討論がありました。 反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) これで討論を終わります。

これから採決をします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり 決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

議長(秋丸安弘君) 起立全員です。したがって、日程第26、同意第1号、山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」及び山江村地域特産物利用加工施設の指定管理者の指定に関する同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

- - - - - - - - - - - - -

- 日程第27 同意第2号 山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指 定管理者の指定に関する同意を求めることについて
- 議長(秋丸安弘君) 日程第27、同意第2号、山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指定管理者の指定に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第27、同意第2号、山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」の指定管理者の指定に関する同意を求めること

については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28 議案第27号 平成28年度山江村一般会計予算

議長(秋丸安弘君) それでは、日程第28、議案第27号、平成28年度山江村一 般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

5番(立道 徹君) 議案第27号、平成28年度山江村一般会計予算書についてです。

ページはですね、74ページの目が6番の温泉センター管理運営費、本年度予算は1,191万4,000円とついております。13番の委託料、15番の工事費と16番の原材料費についてお伺いします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 温泉センター管理運営費についてでございます。

まず、13番、委託料、まず管理委託料につきましては、ただいまご決定いただきました、温泉、物産館、加工施設の管理に関する委託料、それぞれ120万円の3カ所分でございます。それから、温泉設備の委託料につきましては、温泉設備の管理ということで、月の、これは施設の管理委託でございまして、これはメンテナンス等でございます。これにつきましては、22万6,000円の12月の消費税ということでございます。

それから、その下の設計委託料につきましては、今回給湯管の漏水が見つかっておりますので、その工事を行います。下のほうに工事請負費200万あげておりますけども、これは温泉の漏水の工事の費用でございまして、委託料はこの設計委託料でございます。

それから、原材料費につきましては、ろ過器等のですね、不純物が付くために、 スケール除去剤を入れております。この分の原材料費でございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 立道徹議員。

5番(立道 徹君) あと2点ほどですけど、77ページから、77、78の土木 費、道路維持費、道路新設改良費、社会資本整備事業費、あと全項目ですかね、一 応工事請負費とありますけど、その説明をお願いします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、お答えいたします。

土木維持費からの工事請負費の内容ということでございますけれども、まず、道 路維持費の工事請負費につきましては、1路線の舗装・補修工事、それから交通安 全施設、それからその他の改良ということで維持費をあげております。

次に、道路新設改良工事につきましては、2点、2路線の改良工事をあげております。1件は継続、1件は新規の改良工事ということであげております。それから社会資本整備事業費での工事請負費ですけれども、これにつきましては5件の工事をあげております。橋梁1件、歩道1件、舗装2件、防災工事の1件の5件の工事をあげているところでございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 立道議員。

5番(立道 徹君) 最後ですけど、これは教育費でですね、ページは95ページですね、公民館費とあります。その中で19の負担金補助及び交付金の中で、一番最後のほうに公民館改修事業補助金とありますけど、これはどちらの公民館でございましょうか。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それではお答えいたします。

ご質問の公民館改修事業補助金でございますが、地区といたしましては、柳野公民館でございます。台所・玄関・バリアフリー等を補修したいという要望がありましたので、2分の1の補助ということで、111万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

5番(立道 徹君) これで終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) それでは、3点だけ質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、ページば言いますと29ページになります。款2、項1で、目3の財産管理費の中の、節13の委託料についてお尋ねをしたいと思います。ここに公共施設等総合管理計画策定業務委託料400万円計上してありますけども、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えいたします。公共施設等の総合管理計画 策定業務委託料400万円でございますが、これにつきましては、公共施設、役場 庁舎から学校からという、この施設の維持、長寿命化といいますか、今の程度をど のくらいの程度に、施設がどのような状態であって、何年後にどういった整備をし なければならないかといった、そういった計画をする作成業務であります。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) 公共施設となっておりますので、これは今言われたとおり、 村内の公共施設については、全部やられるというようなことで理解していいんです かね。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) 主なものということで、施設はですね、庁舎、それから学校、それから上下水道施設、そういったものすべてが対象ということになります。 議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) 次に、2点目ですけれども、これはページの34ページ、款2、項1、3目の15節、工事請負費の100万円が計上をされているようでございます。これは説明では、防犯カメラの設置工事となっております。今、テレビ等でも見てみますと、防犯カメラで映像を見るというようなことが多く聞かれるようになっております。そこで、この防犯カメラの設置の理由と設置場所、台数等がわかればお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それではお答えをいたします。

防犯カメラの設置でありますけれども、昨年でしたかね、庁舎のほうで放火と思われる例が発生しましたので、その対策ということで、施設としましては庁舎周辺、それから、もう1件といいますか、公共施設でですね、いたずらされる施設がありますので、そこに設置をしたいということで予算を計上いたしております。カメラの台数とかにつきましては、その状況、その施設を見ながらですね、検討していきたいというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) それでは、最後の3点目ですけども、これは次のページの3 5ページでございます。款2、項1、目27の移住・定住推進費の中に、19節の 中に負担金補助及び交付金というような項目の中で、400万円の予算が計上され ております。その中で、空き家改修補助、また、空き家・土地購入補助助成という ようなことでなっておりますけども、これは新たなものだと思いますけど、この内 容について説明をお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 移住・定住促進費でございます。これにつきましては、現在、空き家の調査を行っておりまして、活用できる空き家につきましては、移住・定住を促進する意味で活用しようということでございます。この補助金につきましては、空き家、村外の方がですね、山江村に定住目的で、空き家を活用して定住しようとする場合に、空き家の改修する費用を助成するということで、空き家

改修補助として、1件当たり最高額100万円の2件分を計上いたしております。また、空き家を購入するための土地購入費として、一見100万円の最高額で、2件を計上させていただいております。これにつきましては、他の先進地等の状況調査いたしまして、移住・定住促進委員会のほうでもいろいろと意見を賜りながら、計上させていただいております。

議長(秋丸安弘君) 谷口予志之議員。

6番(谷口予志之君) 空き家改修のほうは大体わかりますが、空き家、また土地購入というようなことでございますが、これは空き家を購入するというたら、土地まで含めると思いますけれども、要項等についてはまたあとで作られるわけですかね。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 要綱等につきましては、やはり先進地等のですね、例 を参考にしながら、現在検討していたしております。

6番(谷口予志之君) はい、終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 平成28年度山江村一般会計予算書のところですが、ページは36ページ、目26、地域づくり研究所運営費と、地域づくり研究所運営費、これちょっと新しく入っております。その中でですね、区分の19、負担金補助及び交付金、金額は92万円です。地域おこし協力隊移住費助成金とあります。まずはこのところのですね、説明をお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 地域づくり研究所運営費でございます。これにつきましては、今年地域づくり研究所を立ち上げております。これにつきましては、東京大学との共同研究ということで進めさせていただいております。この中に地域おこし協力隊を山江村で募集しようということで、今、計画をいたしております。地域おこし協力隊2名を一応予定しておりますけれども、こちらのほうの住居費に係る分の予算でございまして、できれば4月から募集を始めまして、年度中には地域おこし協力隊を設置したいということで考えております。この経費等につきましては、地方交付税、特別交付税のほうで措置されていうことになっておりますので、そのほうで対応したいというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) ただいまの件はわかりました。その上にですね、委託料これは 420万円、そして、その上に1、報酬ですね、400万円、これについてもちょ

っとお願いしたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) まず報酬でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊2名分の報酬でございます。これにつきましては、最高額は400万円まではですね、特別交付税のほうで交付されると、報酬につきましては、限度が200万円となっておりますので、一応200万円の2人分を計上させていただいております。それから、委託料につきましては、地域づくり研究所の運営に係るものでございまして、これにつきましては東京大学との共同研究ということで、委託計上させていただいております。

それから、この420万円のうち、地域おこし協力隊の募集に係ります募集費用、これにつきましては、新聞のほうで募集をかけまして、3年後には定住をしていただくというふうなですね、きちんとした方を迎え入れたいということで、そういったものの経費の委託料でございます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) はい、ありがとうございました。

最初にちょっと2点と言っておりませんでしたけれども、もう1点お願いします。ページは83ページ、ここでですね、目の5番です。いよいよ防災行政無線のデジタル化工事が始まるようであります。この事業は3億5,000万円ということであります。一応この工事のですね、ことについて説明をお願いします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、デジタル防災行政無線設備工事3億5,000 万円について説明をいたします。

今、動いている防災行政無線というのが、平成29年の免許更新ということになっております。ということで、デジタル化、アナログをですね、デジタル化に行うというものです。本年度計上させてもらいましたのは、平成28年の防災減債事業が、平成28年度終了するということで、交付税の算定というのが、交付税措置が70%、事業充当率というのは100%で、その交付税措置が70%あるということで、今回計上をさせてもらっております。

工事の説明の内容につきましては、今、設計があがってきたところで、入札の段階でですね、いろいろ変わってくるかとは思います。今のところ3億5,000万円ということであげておりますけども、設計であがってきているのは、これより下の金額、以下の金額というふうになっております。

以上です。

主な工事としましてはですね、まだ把握はしておりませんが、一番金額が上がっ

ているというのは、本体のデジタル化に伴う機器の整備であります。それから、あとは非常用発電設備ですね、これは日当地区、それから、今回は庁舎にもいろいろ 発電設備を設けるということで、その分がちょっと金額がかさむということになり ます。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 現在のアナログのですね、設備は平成28年度終了ということでありますが、この当初予算で3億5,000万円あがっておるわけですが、一応工事の期間とかですね、あるいはまた、その間に各家庭とかにおいては、何かその工事で何か変わるものがあるのでしょうか。お願いします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それではお答えいたします。

工事の期間ですけども、平成28年度中ということで予定はしております。ただ、施設の金額あたりは3億5,000万円ということで、もしかすれば繰越しになるかもわかりません。以上でございます。

今のアナログ施設につきましては、同時に切り替えることができませんので、並 行してしていくということになります。

議長(秋丸安弘君) 西孝恒議員。

4番(西 孝恒君) 今までのアナログについてはですね、工事終了まで使えるということでわかりました。

終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

3番(森田俊介君) 1点ほどお伺いします。商工費のほうでですね、72ページなんですが、あゆ放流負担金として球磨川漁協と説明してあります。その下にまたやまめ放流の負担金としてありますが、これはいつから改正されたのか、お知らせください。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 商工費のあゆの放流費でございます。これにつきましては、昭和40年代だったというふうにしかちょっと記憶にしておりませんけれども、もと養魚場の前の施設で、県の水産試験場がございまして、それを廃止するときに村と漁協とですね、契約して、毎年あゆを放流すると、その負担金については、村のほうで負担するというふうになっているようでございます。

それから、やまめにつきましてもですね、これはやまめのほうの保護と、また、 釣りに来られる方々に万江川を満喫していただこうということで、村のほうで独自 にやってるものでございますけれども、始めた年度につきましてはですね、ちょっと今のところここではですね、はっきりとちょっと記憶しておりませんけれども、 毎年養殖施設からですね、稚魚を買いまして放流をいたしております。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) このあゆの放流をですね、球磨川漁協が放流を、万江川に放流 するということなんですが、この確認なんかは役場のほうではできているんでしょ うかね。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) このあゆの放流につきましては、過去には役場のほう にちゃんと連絡をいただいてですね、私どもも立ち会ったことがあります。昨年に ついてはですね、私どもが連絡受けずにですね、放流してあったようでございまして、昨年はちょっと確認ができておりません。今年につきましては、一応漁協に申 し入れまして、きちんと放流する日時をですね、連絡をしていただきまして、こちらのほうがきちんと確認したいというふうに考えております。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) これは毎年この24万円とずっとならわしでなっているのでしょうか。

企画調整課長(北田愛介君) 以前はですね、何万尾というふうな匹数を規定してあったようでございます。しかし、稚魚の値段によって毎年価格が変わるということから、この金額を途中で変更してあるようでございます。毎年この金額で放流をいたしております。

議長(秋丸安弘君) 森田俊介議員。

3番(森田俊介君) このやまめの放流もですね、今、尾寄崎の地区で1人の人がやっているみたいなんですが、1人で頑張ってもらってるみたいなんですけれども、これも山江の特産物として、いろいろPRしたり、いろいろなイベントでいろいろ活躍してもらっているみたいなんですが、この15万円というとも決まりはなんでしてあるのでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) やまめの15万円でございますけれども、これにつきましては、一応予算の範囲内でということで、稚魚の価格も毎年変わりますので、1匹1匹、匹数をどうやって数えるのかということで、私どものほうもいろいろ計算したんですけども、10匹とか20匹の単位でですね、1匹あたりの単価を算出いたしまして、それをグラム数になおして放流いたしております。それで予算の範囲内でその年度の稚魚の価格、大きさにもよりますけれども、それで決定して毎年

同じ金額の数量を放流いたしております。

3番(森田俊介君) はい、終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 議案第27号につきまして、2点だけお尋ねをしたいと思います。

まずはじめに、小さいことでありますけれども、19ページの利子及び配当金で、402万2,000円積立基金利子として計上してあります。当初、昨年は大体70万円前後でありました。最終的には、平成27年度の決算ではですね、約4,200万円ぐらいを計上して、決算であがってきたわけです。もちろんこれは長期国債の解約だろうと思うんですが、この件についてですね、今はマイナス金利ですから、恐らくお金を市場に出して地域経済を活性化させようというのが、今、政府のねらいなんですが、このマイナス金利の中でですね、山江村の財政調整基金の基金の利息について、影響があるのかどうかですね、そのへんの見通しだけでも結構です。お尋ねしたいと思います。

それから、もう1件は、99ページの体育館の管理費の中に、吉無田氏の記念の 展示場整備工事があります。これはこの目的と、それから展示場の規模についてお 尋ねしたいと思います。

以上です。

議長(秋丸安弘君) 中山会計管理者。

会計管理者(中山久男君) それでは、1点目の基金利子400万円ほど計上、財政調整基金の利子になりますけど、ということでマイナス金利の状況での見通しということの質疑でございます。

先に、平成27年度の補正予算のほうでですね、4,200万円ほど財調のほうは上積みさせていただきました。こちらにつきましては、昨年国債を購入しまして、昨年の12月までちょっと保有してたんですけど、単価のほうが上がって、平成28年度はですね、ちょっとまだ景気状況では、単価のほうも下がるんじゃなかろうかという予測でございましたので、今年の1月8日にですね、売却することを決定しまして、その益のほうが単価のほうの差額が最近あったもんですから、その金利は4,000数百万円ほどの利益を得ることができました。今回、平成28年度の予算のほうにですね、財政調整基金のほうは400万円ほど計上しておりますけど、売却する際にですね、まず証券会社と協議させていただいて、まず売却しますと3年ほどの利益をいっぺんに得るができますというお話だったものですから、売却させていただきました。

こちらのほうとしますれば、平成28年度以降どうしようかということで、まずは一番安全な運用としましては、国債の購入による利益の収入でございますので、今回も平成28年度購入させていただきながらの見通しということで、利益のほうをあげさせていただきました。利子のほうをですね。

ところが、最近の状況ではですね、マイナス金利ということで、日本銀行、日銀のほうがお金を扱うのが300兆円ほどあるそうでございます。そのうちの5%か7%のほう、銀行等々が預けるわけですけど、その分はマイナス、ゼロでもなくて、それを下回るマイナス金利で預ける形ということで、多分銀行等々におきましてはですね、そのマイナスの金利がありまして、その一つ上の0%の金利がありまして、その上がまた0.1%等々の金利があるようでございます。

マイナス金利と言われましても、皆様方とか普通預金等の金利については、マイ ナスということは今のところないようでございます。その上で、当方としましても 平成28年度において、言葉的にちょっと適当かどうかわかりませんですけど、ア ンダーパー、単価のほうが100円で国債ほうがまず出されますけど、それよりも 安い金額、90円台等々で購入できて、しかも金利のほうが、現在のところ昨年度 よりも半分以下になっておりますけど、超長期の国債ものを購入したいという考え があります。20年もの、30年ものが現段階のところでは出回ってるようでござ いまして、単価のほうが100円を超えております。ただ利子のほうもですね、2 0年ものが現段階では0.4%、30年ものでも0.7%前後という変動でございま す。昨年からしますと1.2%の30年ものが、現在は0.7%以下ということで、 ちょっと当方としましても早めに購入したいんですけど、平成28年度の様子を見 ながらということでの予算計上をさせていただきました。ただ、もしかすると市中 銀行のほうに預金して、低金利、こちらのほうも昨年度は0. 5 %のところが、現 段階では恐らく0.45、0.4%ということで下がる見通しでもございますので、 時期を見ながら有利な国債等の購入を考えさせていただきたいと思います。最終的 にはもしかすれば、減額の方向もあるかもしれません。ただ運用につきましては、 状況を見ながらさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 山口教育課長。

教育課長(山口 明君) それではお答えいたします。

吉無田氏記念展示場整備工事費の件でございますが、以前、東京オリンピックの 水泳競技に出場されました吉無田様から、ブレザー等々の寄贈があっておりました。一応スポーツ関連ということでございましたので、山江村体育館、役場前の山 江村体育館のところに展示したほうがいいだろうということで、今回計上させてい ただきました。場所としましては、正面玄関入ったところの壁面等を活用して、最 小限の工事で行いたいと思っております。 2 0 万円の計上でございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 1点目の基金の利息につきましてはですね、状況を見ながら、恐らくまだまだ金利は下がるものというふうに思われますので、状況を見ながら買うなりされてもいいんじゃないかと。いわゆる安全な、健全な運営をされればいいんじゃないかと思います。

それから、2点目の記念の展示場ですが、ブレザーだけですか、ほかにも何かもらわれたというか、寄贈があったんですか。あればそういうのも全部展示されればいかがでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 大平教育長。

教育長(大平和明君) 現在のところそのブレザーだけなんですけども、もちろん吉 無田春男さんと言われても、特に小・中学生は知らないと思いますので、現役時代 の写真とかですね、そういうのまた寄贈していただいて、本当、山江出身の唯一の オリンピック選手でありますし、そういった方を特に青少年に知ってもらってです ね、次のオリンピック選手になれるような、啓発につながっていけばというように 思っています。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 盛りだくさんの展示をしていただくことを期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま議題となっております平成28年度山江村一般会計 補正予算一般会計予算書について質疑を行います。

4 4ページから民生費が続いております。その開けていただいた4 7ページに老人福祉費とあって、1 3、委託料、介護予防生活支援事業委託料9 6 0 万円上がっております。これはいろんな事業があると思いますが、その中でも特に山江温泉を利用した事業もあってるかと思います。そしてまた、ここの項目でなくてほかにもあるかもしれません。

この山江温泉の運営については、昨日の一般質問、そしてまた今日の指定管理者に対する質疑の中でも、いろいろ出てきておるところですが、あそこは温泉が送迎して、食事と風呂と、それから何か健康教室のようなものをいろいろ運営されていると思います。その利用者の負担を上げるのではなくですね、山江温泉への委託料

が安すぎることはないかと、どのような積算によってその委託料を算出されました か、質疑をいたします。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) 松本議員申されました介護予防委託料ですけども、温泉センターを利用しまして、高齢者の方を温泉センターから迎えに行くと、そういう事業しておりますけども、自己負担としましては、300円をいただいております。ただ、そこから温泉センターに支払う経費としましては、確かにバスの送迎とお風呂代、そして食事、そして部屋の借上料を払っておりますけども、確かに温泉センターとしては厳しい状況でありますので、昨年、支配人から委託料のですね、増額申し出がありましたので、送迎代のほうを若干前年度よりも増額して支払っているという状況でございます。

バス代を4万円から6万円に月増額をいたしております。

1人あたりの補助としましては、食事代、食事代はもう大体300円でしてもらってるという、軽食ということであります。部屋代が2,000円ですので1回2,000円、そしてバス代が送迎代が月6万円と、あと風呂代が400円ですか。その分の利用者の人数によって支払ってるということであります。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 村長が社長も兼ねておりますし、なかなか難しい問題ではあると思いますが、そういうところはですね、温泉の実情もちゃんと調査の上、適正な委託料を計上されるべきではないかとも思います。今後検討していただきたいと思います。

次に、78ページに社会資本整備事業費、総額では1億3,000万円ほど計上 してあります。この中で下の段橋の架け替え工事もあると思いますが、今年度の事 業予定と今後の計画、今年は平成28年ですから29年、30年、31年ぐらいま でかかるのかどうか、今年度の事業と今後の計画について答弁を求めます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、ご質問の社会資本整備事業費の中の工事請負費、その中の下の段橋架け替え工事ということでございますけれども、議員ご質問のとおり、下の段橋につきましては、平成27年度までに調査測量設計、詳細設計を終えております。従いまして、平成28年度から下部工の工事を行い、この下部工といいますのが、橋台・橋脚がありまして、平成28年度が下部工、橋梁の左岸側の橋台・橋脚、それから、平成29年度につきまして、同じく下部工の右岸側の橋台・橋脚ということで施工計画しております。それから平成30年度につきましてが橋桁ですね、上部工の工事を行い、平成31年度、護岸工事、それから上下水

道の布設替え等もありますので、それと最終的に既設橋の撤去ということで、以上、計画をしているところでございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 102ページの地方債の見込みに関して質疑をします。

今年度予算は特に大型でありまして、前年度より約5億円増加して、33億7,700万円のようであります。その増加の主な要因は、先ほども質疑があっておりましたが、防災行政無線デジタル事業が約3億6,000万円、そのほかの起債であろうと考えております。

それで、この102ページの起債表を見ますと、平成26年度末に32億円、億円単位でいきますと32億円の残高です。それから償還をしまして、平成27年度末、あともう少しですけど、それでは31億2,900万円になる見込みだと書いてあります。加えて今年、平成28年度に6億3,000万円借りる予定として、そしてまた平成28年度中に返済するのは3億円、締めまして、平成28年度末では、34億6,000万円ほどの平成28年度末の見込みを示してあります。

そこで、もちろん起債ですから年々返していかなければなりません。この平成28年度末で34億5,900万円にもなる起債の償還計画、今後どのような計画を持って返していかれるのかを質疑をします。なおかつ、今年は調査と思いますが、来年、再来年あたりには、総合運動公園整備等もあがってきます。そのようなことも含めて、山江村の起債借入計画、償還計画について、執行部の答弁を求めます。議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それではお答えをいたします。

本年度の起債計画ということで、6億3,190万円ということになっておりますが、この中で、先ほどもちょっと説明しましたが、防災無線デジタル化これが一番大きなものということで、これにつきましては、事業の充当率が100%で、交付税措置が70%ということになっております。この防災減災事業債につきましては、償還年数が6年ということで、2年据え置きということで、平成29年、30年据え置きまして、それから6年の償還ということで、平成31年からの償還ということになります。

このデジタル化に伴う償還額でありますけども、平成31年からこの分が出てくるわけですが、この平成31年に4億500万円程度、それから平成32年、33年、ここが4億1,000万円程度、その後、これは平成34年ですね、平成34年に3億4,000万円、その後は2億4,000万円ということで、2億4,000万円が7年ほど続きまして、あとは減少していくということでみております。

今後の見込みですけども、このあと公営住宅の建設も出てきますので、今現時点

でですね、金額、次の年度、次の次の年度借り入れるということがはっきりしておりませんので、今現在のところでは、一番先ほど申し上げましたように、償還額が増えてくるのは平成31年から33年度、ここが4億円を超えるということで、そのあとは減少していくということで計画をしております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) この地方債の見込みに関する調書の一番右端に、当該年度末現在見込高というのがあります。先ほど来、説明がありますように、例えば、下から3番目の臨時財政対策債、これ13億円ありますけれども、これは国・県の説明では100%地方交付税ということだそうであります。それから真ん中付近の過疎債9億9,000万円、これ約10億円あります。これは70%は地方交付税措置、そして、今、先ほど来、話してある緊急防災減災事業債、総額では3億8,000万円となっておるようですが、これも年度償還金の70%は地方交付税措置ということで、これに書いてある平成28年度の償還見込額の3億円につきましても、そのほとんどはといいますか、交付税措置があるんだと思っております。2億円か2億5,000万円かわかりませんが、そういう中でですね、34億5,900万円が平成28年度末の見込みであります。これずっと全体を見て、およそどれくらいが交付税措置として見込まれるのか、わかってれば答弁いただきたいと思います。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それではお答えいたします。なかなかその数値というのは 出てこないわけですけども、各起債の措置率、それから算定率、償還額、それから 起債残高等の数値をここに計算する必要があるということで、まだ正確な数値は出 てきません。おおよそといたしましては、75%から80%が交付税措置されるの ではないかというふうに見込んでおります。

金額にしては出しておりません。まだ正確な額は出せないということです。その 起債の種類によって違うということでありますので、それはのちほど担当にお尋ね いただければというふうに思います。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) ちょっと私のほうからもその起債の件、また起債を借りるということに対する交付税措置、非常にわかりにくい部分がありますので、わかりやすく、できるだけわかりやすく説明したいと思いますけれども、今回の事業の3億5,000万円のデジタル化の事業を起こすんだと、防災無線の、に当たっては、私もう少し期間を置きながら、村民の方との座談会等々を開催して、3億円を超える金額でありますので、する必要があるんだということで、ちょっと延ばそうと担

当課としておりました。

ただ、今年予算をあげた原因はですね、いわゆる、ここにあります緊急防災減災事業債、要するに緊急防災減災事業、防災、減災をするために緊急的にそのお金を借りるということについては、7割の交付税措置があり、平成28度でこの事業が終わるからだというようなことでありまして、急々に駆け込みでですね、この事業を起こしたということになります。

この金額3億5,000万円が、じゃあいったいどうなるかということでありま すが、3億5,000万円のうちの7割が、国からの交付税で返ってくるというこ とであります。したがいまして、7割の2億4,500万円、2億4,500万円は 国のほうが手当てをする。山江村が3割ですから、1億500万円。1億500万 円は山江が返しなさいということで、2億4,500万は国からくる。この起債で すから、ただこれは6年間で返しなさいと。6年間で返しなさいということであり ますから、その返す金額に応じて交付税が充当されるということになりますと、簡 単に割りますと、3億5,000万円を6年で割りますと、6,000万円程度です ね。毎年6,000万円はお金は返しますけれども、そのうちの山江が返す分につ いてはですね、その3割ですから1,200万円返しますと、あと4,800万円は 国のほうから交付税で措置されると、というような起債であります。これは過疎債 も全く同じでありまして、そういうことを考えますと、6年にわたって7割の国庫 補助がつく事業というふうにも言えるかもしれない。というような事業を積み重ね ながら、有利なそういうお金の借り方をしながら、いろんな事業に当たっていくと いうようなことでございますので、付け加えて説明をさせていただきたいと思いま す。

以上であります

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 先輩方からですね、この有利な起債を借りておられるということは評価したいと思います。総務課長は2年据え置き4年償還と言われなかったですか、質疑終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) 議案第27号、2点だけ、まず57ページ、保健衛生費の委託 料の中に、施設検診委託料、少し金額が去年とすると増えてるようですが、この内 容。

それから、63ページの農林水産業費の農業費の負担金補助及び交付金、優良繁殖牛導入事業補助金60万円、これについて説明お願いします。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) まず、1点目の施設検診委託料の増加してるということでございます。これ1,493万1,000円ということであります。昨年度が1,310万円ほどということであります。これは、昨年の村政座談会開催時に、今までは人間ドックの申し込みを69歳までというふうにしてましたけども、何地区からかは、やっぱり74歳までしてくれという要望がありましたので、年齢引き上げによります増加の分でございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 蕨野産業振興課長。

産業振興課長(蕨野昭憲君) それでは、ご質問にお答えいたします。

優良繁殖牛導入事業補助金ということでございますが、今回、新規事業といたしまして60万円計上させていただきました。この事業につきましては、まず山江村の肉用牛生産農家の経営安定と繁殖生産基盤の拡充、強化を図ることを目的に、計画的に増頭を行うための、推進するための事業でございます。通常の導入でございますと、優良家畜導入保留奨励金、五つほど上にございますが、この事業によりまして奨励金を支払っておりましたが、この事業につきましては、増頭をされる場合の補助金でございます。家畜市場に上場されました牛のうち、導入及び保留をする経費に対して助成をするものでございます。要項をですね、制定して行う予定でございますが、現時点での案といたしましては、導入保留経費の5分の1以内で、10万円を上限としております。今回の60万円については、6頭分、競り市が年に6回ございますので、1人で1頭という計算で、6頭分の60万円。

要件につきましては、当然山江村に住所を有していること。それから、適正に飼養管理することが確実であること。それから、本村の畜産業の発展に貢献することが見込まれることなどを要件として、対象者の要件として考えております。なお、この先ほど申しました優良家畜導入保留奨励金を交付を受けている方は、この補助金は交付しないということで、どちらかの交付ということになります。将来に向かってですね、やはり肉用牛農家も減少傾向でございますので、頭数についてはですね、維持をしたいということも考えまして、今回新規で計上させていただきました。

議長(秋丸安弘君) 横谷巡議員。

2番(横谷 巡君) この検診の年齢の引き上げというのは、ニーズもあったという ことで、これは74歳までですか。大変喜ばれるというふうに思います。

それから、この優良の繁殖牛、新規事業ですけれども、今、たびたび新聞等に出てきています。牛が1頭が70万円から90万円、牛飼う人はよかなあていうばっ

てん、裏を返せば大変な時代なんですね。高齢化で後継者もいないからやめたいと。今、高いうちに退職金代わりに処分してしまってしまうとかいうことで、絶対頭数が足らないから、競り市で市場に来られる方が、高値で買わないといないということです。本村にも40件近くの畜産農家がありますけれども、やはりこういった生産基盤のところにしっかりと手当てをしていただくと、非常に畜産振興の面で良い制度かなというふうに思います。

以上で終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第28、議案第27号、平成28年度山 江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時間を1時40分といたします。

休憩 午後0時36分再開 午後1時40分

- - - - - - - - - - - -

議長(秋丸安弘君) 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第29 議案第28号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第29、議案第28号、平成28年度山江村特別会計国民 健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第29、議案第28号、平成28年度山 江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第30 議案第29号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業予算

議長(秋丸安弘君) 日程第30、議案第29号、平成28年度山江村特別会計簡易 水道事業予算を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第30、平成28年度山江村特別会計簡 易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第31 議案第30号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

議長(秋丸安弘君) 日程第31、議案第30号、平成28年度山江村特別会計農業 集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第31、議案第30号、平成28年度山

江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第32 議案第31号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業予算

議長(秋丸安弘君) 日程第32、議案第31号、平成28年度山江村特別会計介護 保険事業予算を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第32、議案第31号、平成28年度山 江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第33 議案第32号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第33、議案第32号、平成28年度山江村特別会計後期 高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者ありつ

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第33、議案第32号、平成28年度山 江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第34 議案第33号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算 議長(秋丸安弘君) 日程第34、議案第33号、平成28年度山江村特別会計ケー ブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

- 10番、松本佳久議員。
- 10番(松本佳久君) ただいま議題となりました、山江村の特別会計ケーブルテレビ事業予算について質問をします。

5ページにケーブル事業負担金としての歳入等があがっております。これは、説明では、今現在、世帯数にして80%を超えた加入者であるということでありました。これは、できるだけ加入者を増やす。最終的には100%加入者を目指すつもりでやっておられるかどうか、質疑をいたします。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) ケーブルテレビの加入についてでございます。ケーブルテレビは、山江村の情報発信インフラの重要なものとして考えております。放送内容につきましても、村民の方々の動きから村の行事、それから、重要なお知らせ等もありますので、やはりこういったインフラにつきましては、100%普及したところで、本来の効果が発揮できるものと思っております。私どもとしましては、なるべく加入いただけるようなですね、内容にしていかなければならないということで考えております。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ケーブルテレビの条例によりますと、加入者負担金や工事費の負担金等を書いてあります。それについては、今後加入される方についてはどのようにお考えですか。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 加入金につきましては、条例で定めてございますけれ ども、加入促進を図るということで、特例として当分の間加入金は取らないという ことで決定いただいております。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) 私のほうからの補足でありますけれども、加入負担金1,00 0円しか顔出ししかしてないということでありますが、加入負担については、ケー ブルテレビを開設して以来ですね、村民の方々に加入負担金をいただいたことはな いということであります。

といいますのも、不公平はありますけれども、今後ますますの加入をしていただきながらですね、やっぱり数多くの方々に加入していただきながら、いろんな情報を享受していただきたいという思いでありますので、ぜひぜひ100%の方がですね、加入いただくようなことも、いろいろと手だてを打っていきたいと思いますけ

れども、議員の皆さん方におかれましても、促進につきましてよろしくご協力をお願いしたいと思っているところであります。

10番(松本佳久君) 質疑終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第34、議案第33号、平成28年度山 江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - - - - - - - - - -

日程第35 要望第1号 第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字溝 の蓋設置についての要望書

議長(秋丸安弘君) 日程第35、要望第1号、第2区主要道路コンクリート舗装破 損修復工事及びU字溝の蓋設置についての要望書を議題とし、本件について、経済 建設常任委員会委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、横谷巡議員。

経済建設常任委員長(横谷 巡君) それでは報告します。

平成28年3月18日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会経済建設常任委員会委員長横谷巡。

平成28年第2回議会定例会で本委員会に付託された事件は、審査の結果、次の とおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。 記、事件番号、要望第1号。件名、第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事

記、事件留与、安皇弟「与。什么、弟と区土安追昭コングリード調表版損修復工事 及びU字溝の蓋設置についての要望書。

委員会審査の結果は、現地調査も行いましたが、要望の道路は村道であり、担当 課においても、年次計画で道路補修等計画的に進められていることなどから、本委 員会としては、全会一致で採択するものとすると決定しましたので、以上報告しま す。

議長(秋丸安弘君) ただいま、本件に対する委員長報告は可決です。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) ただいま議題となっております、第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字溝の蓋設置についての要望書、経済建設常任委員長報告について質疑を行います。

報告の中で、これは村道であるということでしたが、村道名をお示しいただきたいと思います。

- 議長(秋丸安弘君) それでは、経済建設常任委員会委員長の横谷委員は、答弁席の ほうから。
- 経済建設常任委員長(横谷 巡君) 村道名は、秋丸堂園線ではなかったですかね、はい、そうだと思います。
- 議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。
- 10番(松本佳久君) 建設課長、間違いございませんか。
- 議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。
- 建設課長(白川俊博君) それでは、ご質問の村道名ということですけれども、先ほど横谷議員のほうが、秋丸堂園線ということでしたけれども、正式には、村道県道 秋丸2号線ということの名称でございます。
- 10番(松本佳久君) 質疑終わります。
- 議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり1

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第35、要望第1号、第2区主要道路コンクリート舗装破損修復工事及びU字溝の蓋設置についての要望書は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

- 日程第36 要望第2号 人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草加工所の建設についての要望
- 議長(秋丸安弘君) 日程第36、要望第2号、人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的 とした薬草加工所の建設についての要望を議題とし、本件について、経済建設常任 委員会委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、横谷巡議員。

経済建設常任委員長(横谷 巡君) それでは、本委員会に付託されました要望第2 号について報告します。

要望第2号、人吉球磨地域の薬草栽培振興を目的とした薬草の加工場の建設についての要望は、新規農作物の栽培による農業振興の取り組みに大いに期待をしているところであるが、加工場建設の要望地については、他団体の所有であるなど、会期中での審査では不十分であるため、経済建設常任委員会としては、今後も審査の必要があることとし、引き続き閉会中も継続審査をすることに決定しました。

以上報告します。

議長(秋丸安弘君) ただいま、経済建設常任委員会委員長より、閉会中の継続審査 をしたい旨の報告がありました。よって、委員長の申し出のとおり、継続審査した いと思いますが、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認め、よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の 継続審査とすることに決定いたしました。

日程第37 議員派遣の件

議長(秋丸安弘君) 日程第37、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付して あります議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

日程第38 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設 常任委員会)

議長(秋丸安弘君) 日程第38、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、経済建設常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がありました。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、それ ぞれの閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、お諮りします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、 その他整理を議長に一任することに異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した 事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

議長(秋丸安弘君) これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。これで、本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。平成28年第2回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

- - - - - - - - - - - - -

閉会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員